

# 保健福祉の概要

令和 7 年版

(令和 6 年度実績)

船橋市健康福祉局・病院局

## 【保健福祉の概要のご利用にあたって】

- ・本冊子は、第3次船橋市総合計画の体系図に基づき、健康福祉局及び病院局が実施している事業について掲載しています。(他の事業との関連により一部掲載箇所を調整しています。)
- ・基本施策・施策の番号及び名称は、第3次船橋市総合計画に対応しています。
- ・時点を明記していない場合、令和6年度の実績を記載しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小となった場合は「★1」を、中止となった場合は「★2」を付しています。
- ・表にて数値化できないものを「-」と表記しています。

## 目 次

第3次船橋市総合計画 ······ 10

健康福祉局・病院局が所管する計画・構想 ······ 16

事業説明及び実績 ······ 以下の表のとおり

基本施策毎にページ番号を付番しています。

「健康福祉局・病院局が所管する計画・構想」に掲載がある計画等は◆マークを付しています。

施策・事業名称	ページ番号
基本施策 1 「健康増進」	
◆1 ふなばし健やかプラン 21	1
◆2 船橋市自殺対策計画	1
3 保健所の設置	2
4 船橋市地域保健推進協議会の開催	2
5 保健センターの設置	2
施策 1 「健康づくり」	3
1 ふなばし健康フォーラム	3
2 ふなばし健康まつり	3
3 ふなばし健康ポイント事業	4
4 成人健康教育	4
5 公園を活用した健康づくり事業	5
6 地域・職域連携推進事業	5
7 自殺対策事業	5
8 受動喫煙防止対策事業	6
9 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）	6
10 食育推進事業	7
11 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）	8
12 食生活改善推進事業	8
13 歯・口の健康啓発事業	8
14 成人健康相談	8
15 成人家庭訪問	9
16 ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業	9
17 栄養指導事業	11

<b>施策 2 「疾病予防対策の充実」</b>		12
1	3～6歳児・歯つぶいフッ化物塗布事業	12
2	フッ化物洗口事業	12
3	巡回歯科指導	12
4	歯科衛生士による家庭訪問事業	13
5	その他の歯科保健事業（他職種との協働歯科事業）	13
6	成人歯科健康診査	14
7	歯科健康診査	14
8	各種検診	15
9	予防接種事業	18
◆10	第4期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画	20
◆11	第3期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	20
12	特定健康診査・特定保健指導	21
<b>施策 3 「健康危機管理の強化」</b>		22
◆1	船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】	22
◆2	船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	22
◆3	船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）	22
4	健康危機管理対策	22
5	結核予防対策	23
6	感染症予防対策	24
7	保健所検査業務	27
8	新たな感染症危機対策	32
◆9	船橋市食品衛生監視指導計画	32
10	食品衛生事業	33
◆11	船橋市環境衛生監視指導計画	34
12	生活衛生事業	34
13	上水道配水管布設費助成金	35
<b>基本施策 2 「地域医療」</b>		
<b>施策 1 「在宅医療の推進」</b>		1
◆1	船橋市地域リハビリテーション構想	1
2	船橋在宅医療ひまわりネットワーク	1
3	在宅医療支援拠点ふなぼーと	3
4	在宅医療・介護の講演会・相談会事業	5
5	船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムを活用した情報共有	5
6	地域リハビリテーション協議会	6
7	リハビリセンター	6
<b>施策 2 「難病患者等の支援体制の充実」</b>		8
1	難病対策	8
2	肝炎治療特別促進事業	8
3	小児慢性特定疾病自立支援事業	9
4	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業	9
5	原爆被爆者見舞金支給制度	10
6	難病患者援助金	10
7	骨髄移植ドナー支援事業	10
8	がん患者支援事業	11
<b>施策 3 「医療提供体制の充実」</b>		12
1	市立リハビリテーション病院	12
2	特殊歯科診療事業	14
3	看護師等養成修学資金	15
4	献血推進事業	16
5	市立看護専門学校	16
6	医事薬事関係業務	17

◆7	船橋市立医療センター中期経営計画	18
8	市立医療センター	18
施策4 「救急医療体制の充実」		22
1	夜間休日急病診療所事業	22
2	二次救急診療事業	22
3	休日診療事業	23
4	休日歯科診療事業	23
5	ふなばし健康ダイヤル24	24
6	救急医療シンポジウム	24
7	救急医療推進事業	25
基本施策3 「高齢者福祉」		
1	高齢者人口	1
施策1 「生きがいづくり」		3
1	生きがい広場（ゲートボール場）事業	3
2	老人憩の家事業	3
3	老人福祉センターの設置	4
4	老人クラブ助成事業	9
5	敬老事業	9
6	高齢者いきいき健康教室	10
7	高齢者健やか活動支援事業	10
施策2 「施設整備・人材確保の推進」		11
1	ケア・リハビリセンター	11
2	養護老人ホームへの措置	11
3	特別養護老人ホーム整備促進事業	11
4	特別養護老人ホーム朋松苑の設置	11
5	老人デイサービスセンターの設置	12
6	介護ロボット等導入支援事業費補助事業	12
7	介護人材バンク事業	12
8	介護職員初任者研修等費用助成事業	13
9	介護・福祉の合同就職説明会「PORT」の開催事業	13
施策3 「相談支援体制の充実」		14
◆1	船橋市成年後見制度利用促進基本計画	14
2	成年後見制度普及事業	14
3	成年後見制度利用支援事業（65歳以上高齢者）	15
4	高齢者まちかど案内所事業	15
5	認知症高齢者等サポート医事業	16
6	高齢者実態把握事業	16
7	包括的支援事業【地域支援事業】	16
施策4 「生活支援の充実」		19
1	食の自立支援配食サービス事業	19
2	福祉タクシー事業	19
3	寝具乾燥消毒事業	19
4	軽度生活援助事業	19
5	訪問理美容サービス	20
6	日常生活用具の給付・貸与	20
7	補聴器購入費用助成事業	20
8	緊急通報装置の貸与	20
9	声の電話訪問	21
10	高齢者住宅整備資金貸付事業	21
11	高齢者住宅改造費助成事業	21
12	外国人等高齢者福祉給付金支給事業	21
13	はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	22

14	老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	22
15	高齢者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	22
16	ファミリー・サポート・センター(介護)	22
17	障害者控除対象者の認定	23
18	生活・介護支援センター事業	23
19	緊急一時支援事業	23
20	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	24
21	介護用品支給事業	24
22	在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業	24
23	家族介護慰労金支給事業	25
24	ケアハウス市立船橋長寿園	25
25	やすらぎ支援員訪問事業	25
26	指定介護予防支援事業	26
基本施策4「地域福祉・生活困窮者支援」		
◆1	第4次船橋市地域福祉計画	1
◆2	船橋市再犯防止推進計画	1
施策1「地域福祉の体制整備」		
1	福祉サービスに関する苦情解決制度	2
2	地域福祉活動助成金交付事業	3
3	民生委員・児童委員	4
4	船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金等	4
5	生活支援体制づくり推進事業	5
6	災害見舞金等支給制度	5
7	住宅等災害復旧資金利子補給制度	6
8	災害援護資金の貸付	6
9	地域福祉バス借上料補助事業	6
10	シルバーカードの交付	6
11	みまもりあいプロジェクト事業	7
施策2「生活困窮者への支援」		
1	ホームレス総合相談	8
2	ホームレス巡回相談	8
3	ホームレス問題に関する府内連絡会議	8
4	生活困窮者自立支援制度	9
5	フードバンク活動団体助成金	10
6	生活困窮者支援活動団体補助金	11
7	住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金	11
8	生活保護世帯等の自立支援の推進	12
施策3「包括的な相談支援体制の構築」		
1	重層的支援体制整備事業	17
基本施策5「障害福祉」		
◆1	第4次船橋市障害者施策に関する計画	1
◆2	第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画	1
施策1「障害への理解の促進」		
1	聴覚障害者支援（設置・派遣）事業	2
2	聴覚障害者支援者養成事業	3
3	中途失聴者・難聴者手話講習事業（身体障害者手帳を所持されていない人が対象）	4
4	障害者週間記念事業	4
5	船橋市身体障害者福祉センター（福祉体験講座）	4
6	障害者理解啓発パンフレット	4
施策2「相談・生活支援の充実」		
1	身体障害者手帳交付状況	5
2	療育手帳の交付	6

3	知的障害者名簿登録者数	6
4	精神障害者保健福祉手帳交付状況	7
5	補装具費の給付	7
6	相談支援事業	8
7	成年後見制度利用支援事業（知的障害者等）	9
8	日常生活用具費の給付	10
9	職親制度	11
10	移動支援事業	11
11	重度身体障害者等入浴サービス事業	11
12	日中一時支援事業	11
13	重度訪問介護利用者等大学修学支援事業	12
14	重度障害者等就労支援特別事業	12
15	視覚障害者自立生活支援事業	12
16	身体障害者自動車運転免許取得費補助	13
17	身体障害者自動車改造費の助成	13
18	福祉リフトカー運行制度	13
19	更生訓練費給付事業	14
20	特別児童扶養手当	14
21	特別障害者手当等	15
22	心身障害児福祉手当	15
23	千葉県心身障害者扶養共済制度	16
24	ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当	16
25	更生医療の給付	16
26	重度心身障害者（児）医療費の助成	17
27	自立支援医療（精神通院医療）	18
28	精神障害者入院医療費の助成	18
29	心身障害者新規就労支度金の支給	18
30	施設入所者就職支度金給付事業	18
31	福祉タクシー料金の助成	19
32	福祉電話の設置	19
33	心身障害者一時介護料の助成	19
34	緊急通報装置貸与事業	20
35	障害者施設等通所交通費の助成	20
36	障害者援護施設等整備費補助事業	20
37	身体障害者福祉ホーム 若葉	21
38	身体障害者福祉作業所 太陽	21
39	障害者支援施設 北総育成園	21
40	光風みどり園	22
41	住宅整備資金の貸付事業	22
42	住宅改造費の助成	22
43	精神保健福祉相談事業	23
44	保健所デイケアクラブ	23
45	精神障害者社会復帰施設等	23
46	家族支援事業	24
47	成年後見制度利用支援事業（精神障害者等）	24
48	地域精神保健福祉連絡協議会	24
49	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業	25
50	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業	25
51	心のサポートー養成研修	26
52	精神保健福祉普及啓発事業	26
基本施策 6 「国民健康保険・介護保険」		
施策 1 「国民健康保険事業の適正な運営」		1

1	国民健康保険事業	1
2	後期高齢者医療制度	13
施策2 「介護保険事業の適正な運営」		16
◆1	船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	16
2	介護保険事業運営協議会	17
3	介護保険制度の概要	17
4	介護保険被保険者の状況	18
5	介護保険料	19
6	介護保険の給付状況	21
7	地域支援事業	26
8	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)【地域支援事業】	27
9	包括的支援事業【地域支援事業】	30
10	任意事業【地域支援事業】	31
基本施策7 「子ども・子育て支援」		
◆1	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画	1
2	児童人口	2
施策1 「教育・保育の充実」		3
1	保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数	3
2	保育対策	4
3	保育所の運営	5
4	一時預かり	7
5	病児保育	8
6	認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)	9
7	休日保育	9
8	保育所の運営に関する助成	10
9	私立保育所等の施設整備に関する助成	12
10	幼児教育・保育の無償化について	12
11	保育士養成修学資金貸付事業	12
12	保育士就職支援事業	13
13	公立保育所での取り組み	13
施策2 「子供の健全な育成」		14
1	児童手当	14
2	子ども医療費の助成	14
3	子ども応援臨時給付金	15
4	児童ホーム	16
5	子育て支援センター	19
6	子育て短期支援事業	20
7	ファミリー・サポート・センター事業(育児)	21
8	放課後児童健全育成事業(放課後ルーム事業)	21
施策3 「妊娠期から子育て期にわたる支援」		22
◆1	船橋市母子保健計画	22
2	健康教育	23
3	健康相談	23
4	訪問指導	25
5	母子健康手帳の交付	25
6	不育症検査費用助成	25
7	健康診査	26
8	母子栄養保健事業(母子保健事業における栄養部門抜粋)	27
9	出産・子育て応援事業	28
10	特定妊婦等に対する産科受診等支援事業	28
施策4 「特別な配慮を要する子供への支援」		29
1	ヤングケアラー支援事業	29

基本施策毎にページ番号を付番しています。

2	こども発達相談センター	29
3	親子教室	31
4	簡易マザーズホーム	32
5	障害児通所支援	33
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	33
7	児童福祉施設入所費用等助成	34
8	心身障害児入学祝金の支給	34
9	心身障害児施設等通所交通費の助成	35
10	こども発達相談センター運営事業	35
11	未熟児養育医療給付事業	35
12	自立支援医療(育成医療)給付事業	36
13	結核児童療育給付事業	36
施策5「ひとり親家族等の自立支援」		37
◆1	船橋市ひとり親家庭等自立促進計画(第4次)	37
2	ひとり親家庭	38
3	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	38
4	福祉資金の貸付	38
5	母子・父子自立支援員	42
6	母子・父子福祉センター	43
7	母子家庭等就業・自立支援センター事業	43
8	母子家庭等自立支援給付金	44
9	母子・父子自立支援プログラム策定事業	45
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	45
11	養育費等支援事業	46
12	ひとり親家庭高校生キャリア支援事業	49
13	児童扶養手当	49
14	遺児手当	50
15	ひとり親家庭等医療費の助成	51
16	児童入学・就職祝金等	51
施策6「児童虐待防止対策」		53
1	養育支援訪問事業	53
2	子育て世帯訪問支援事業	53
3	家庭児童相談室	54
4	子育て世代包括支援センター「ふなここ」	55
5	低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	55
基本施策1-1「防災・減災」		
施策1「地域防災力の向上」		1
1	避難行動要支援者支援事業	1
施策2「防災体制の充実」		2
1	災害医療対策	2
基本施策1-4「多文化共生・男女共同参画・平和」		
施策2「男女共同参画の推進」		1
1	女性相談	1
基本施策1-6「生活安全・生活衛生」		
施策4「生活衛生の向上」		1
1	動物の愛護管理及び狂犬病予防事業	1

資料編……………以下のおとおり

組織図	資料編—1	特別会計当初予算	資料編—2 1
事務分掌	資料編—4	病院事業会計当初予算	資料編—2 3
一般会計当初予算	資料編—1 7	船橋市が関与する団体	資料編—2 4

## 第3次船橋市総合計画

### 令和4(2022)年度－令和13(2031)年度

第3次船橋市総合計画において、本市の強みを伸ばし、課題を克服するためのまちづくりの基本的な方向性として5つの「めざすまちの姿」を掲げ、各分野横断的な目標としています。

#### 一人一人が自分らしく輝くまち

市民活動の輪は、地域や学校、産業、文化、スポーツなど様々な分野で広がりを見せており、市民の活躍がまちの活性化や発展につながっています。

様々な活動や交流の輪の中で、市民一人一人が持つ経験や能力を最大限に発揮するためには、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、お互いの個性や価値観を理解し、尊重し合うことが何よりも大切です。

市民が生涯にわたって、ライフステージに応じた生き方や学び方、働き方を選択することができる環境づくりを推進するとともに、人権や多様性を尊重する意識の醸成を図り、「一人一人が自分らしく輝くまち」を目指します。

#### 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

生き生きとした心豊かな生活を送るためには、市民一人一人が健康であることが何よりも大切です。そして、安心できる暮らしには、子供から高齢者まで支えが必要なときに、誰もがその状況に合った適切なサービスや支援を受けられることが欠かせません。

安心して子供を生み育てることができる環境の整備や、生涯にわたる健康づくりのサポート、高齢者や障害のある人、複雑化・複合化した課題を抱える人などに寄り添った包括的な支援の充実などに取り組みながら、身近な地域で市民同士がお互いに支えあう地域づくりを推進し、「住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

## 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

住む人や働く人、訪れる人など、人が集まるまちには活力が生まれ、その活力がまちの魅力を高め、さらに人を集めという好循環を生み出します。

本市に関わる人が長い歴史の中で培ってきた伝統や文化、スポーツ、産業のほか、本市の自然環境など、様々な分野において、人を惹きつける魅力的な地域資源を有しています。

このような多彩な地域資源を活かしながら、新たな賑わいや価値を創出するまちづくりに取り組み、将来にわたって、市民に愛され、市外から多くの人が集まる「活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち」を目指します。

## 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

公共交通や商業、医療、教育などの都市機能の充実がもたらす生活の利便性と、海や川、緑地など恵み豊かな自然がもたらす安らぎの両面を享受できる暮らしは、本市の魅力のひとつです。

このような都市と自然が調和した暮らしを次世代へ引き継いでいかなければなりません。都市機能の維持や向上、良好な道路交通環境の整備などに努めるとともに、自然環境の保全や創出、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換などを図り、「快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち」を目指します。

## 命と暮らしを守る強靭なまち

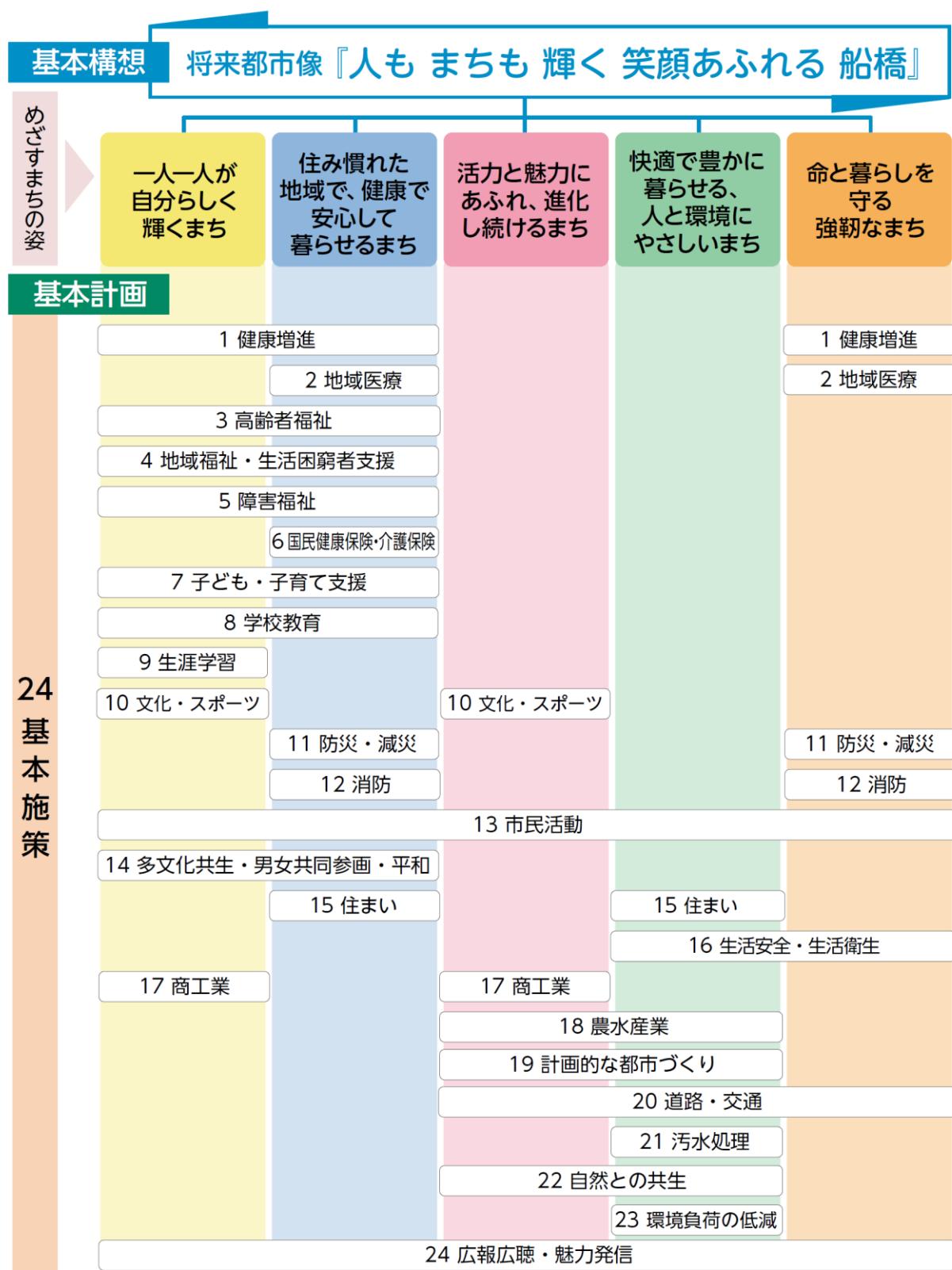
地震や風水害等の自然災害、大規模火災、犯罪の発生及び感染症の感染拡大など、市民生活を脅かす非常事態は、いつ、どこでも起こりうるものです。

このような危機意識を市民と共有するとともに、被害を防止・軽減するまちづくりを着実に推進していかなければなりません。

平時から、市民と行政が一体となって、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や、自然災害の被害を軽減するための都市基盤整備などを推進し、「命と暮らしを守る強靭なまち」を目指します。

5つの「めざすまちの姿」の実現に向けては、関連する複数の基本施策が相互に連携しながら、推進していく必要があります。

下図は、5つの「めざすまちの姿」に、特に関連する基本施策の関係性をマトリックス型で示したものです。



## **基本施策1 健康増進**

---

本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成27（2015）年に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸」、「主観的健康感の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後も、生活習慣病重症化予防やフレイル予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るほか、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

---

- 施策1 健康づくり
- 施策2 疾病予防対策の充実
- 施策3 健康危機管理の強化

## **基本施策2 地域医療**

---

本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

---

- 施策1 在宅医療の推進
- 施策2 難病患者等の支援体制の充実
- 施策3 医療提供体制の充実
- 施策4 救急医療体制の充実

## **基本施策3 高齢者福祉**

---

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

---

- 施策1 生きがいづくり
- 施策2 施設整備・人材確保の推進
- 施策3 相談支援体制の充実
- 施策4 生活支援の充実

## **基本施策4 地域福祉・生活困窮者支援**

---

- 施策1 地域福祉の体制整備
- 施策2 生活困窮者への支援
- 施策3 包括的な相談支援体制の構築

## **基本施策5 障害福祉**

---

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

---

- 施策1 障害への理解の促進
- 施策2 相談・生活支援の充実

## **基本施策6 国民健康保険・介護保険**

---

少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなっています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

---

- 施策1 国民健康保険事業の適正な運営
- 施策2 介護保険事業の適正な運営

## **基本施策7 子ども・子育て支援**

---

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、子どもの権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。

---

- 施策1 教育・保育の充実
- 施策2 子供の健全な育成
- 施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援
- 施策4 特別な配慮を要する子供への支援
- 施策5 ひとり親家庭等の自立支援
- 施策6 児童虐待防止対策

## 基本施策11 防災・減災

---

平成23（2011）年の東日本大震災や令和元（2019）年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模地震発生時に、特に木造住宅が密集した市街地では、建物の倒壊や延焼火災等が想定されるとともに、沿岸部では、津波による浸水の被害等が想定されます。また、台風や集中豪雨等発生時には、洪水・内水氾濫による浸水や土砂災害等が発生するおそれのある区域があります。これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

---

- 施策1 地域防災力の向上
- 施策2 防災体制の充実

## 基本施策14 多文化共生・男女共同参画・平和

- 
- 施策2 男女共同参画の推進

## 基本施策16 生活安全・生活衛生

---

安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

---

- 施策4 生活衛生の向上

※ 健康福祉局及び病院局が実施している事業に特に関連がある基本施策、施策を抜粋し掲載しています。

## 健康福祉局・病院局が所管する計画・構想

令和6年度を計画期間に含む計画の一覧とその計画期間

令和（年度）										所管所属
2	3	4	5	6	7	8	9	10		
		第4次船橋市地域福祉計画								福祉政策課
		船橋市再犯防止推進計画								福祉政策課
		第4次船橋市障害者施策に関する計画								障害福祉課
		第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画								障害福祉課 療育支援課
		船橋市成年後見制度利用促進基本計画								地域包括ケア推進課
		第10次高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画								介護保険課 高齢者福祉課
平成27年度～ ふなばし健やかプラン21（第2次）										健康政策課
平成31年度～ 船橋市自殺対策計画 ※1年間延長										健康政策課
船橋市母子保健計画										地域保健課
船橋市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画					～令和11年度 ～					健康づくり課
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画										こども政策課
船橋市ひとり親家庭等 自立促進計画（第4次）										こども家庭支援課
船橋市立医療センター経営強化プラン・ 第6期中期経営計画										病院局経営企画室

計画期間が 1 年間の計画

計画	所管所属	計画期間
船橋市食品衛生監視指導計画	衛生指導課	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
船橋市環境衛生監視指導計画	衛生指導課	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

期間を定めない計画・構想

計画・構想	所管所属	策定・最終改定年月
船橋市地域リハビリテーション構想	健康政策課	平成 24 年 2 月
船橋市立医療センター建替基本構想	健康政策課	平成 29 年 3 月
船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	健康危機対策課	平成 26 年 3 月 平成 30 年 11 月改定
船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】 〔初版〕	健康危機対策課	平成 27 年 3 月
船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (船橋市感染症予防計画)	健康危機対策課	令和 6 年 4 月
船橋市児童相談所基本構想	児童相談所開設準備課	令和 3 年 7 月 令和 6 年 11 月改定

## 基本施策 1 健康増進



## 基本施策1 「健康増進」

### ◆ 1. ふなばし健やかプラン21

#### 【健康政策課】

「ふなばし健やかプラン21」は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画で、市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むため、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画です。平成17年に「QOL（生活の質）の向上」を基本理念とする第1次計画を、平成27年に「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念とする第2次計画「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定しました。

第2次計画は、計画の基本理念や大目標の「健康寿命の延伸、主観的健康感の向上、生活満足度の向上」などの基本的な方向を示した「基本計画」と、基本計画を実現するためにテーマごとの方向性を示した「分野別計画（前期・後期）」からなり、食育基本法に基づく市町村食育推進計画を包含しています。

令和元年度に中間評価を行い、令和2年に生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の5つの分野からなる「ふなばし健やかプラン21（第2次）後期分野別計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

令和7年3月策定の「ふなばし健やかプラン21（第3次）」（令和7年度～令和18年度）では、少子高齢化の進展や人口減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、多様な働き方等により変化する社会とともに多様化・複雑化する健康課題を解決するため、本市の心身の健康づくりの総合的な指針として、「ふなばし健やかプラン21」と「船橋市自殺対策計画」を統合し、「健康増進計画」、「自殺対策計画」、「食育推進計画」を一体的に策定し、「誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念に掲げ、「健康寿命の延伸」及び「自殺死亡率の減少」を目指し、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上やライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組み、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組を推進します。

### ◆ 2. 船橋市自殺対策計画

#### 【健康政策課】

本市の自殺対策は、平成22年から「船橋市自殺対策連絡会議」を設置し、自殺の実態把握や関係機関の活動情報交換と相互連携等、自殺対策の総合的な推進を図っていましたが、さらなる対策強化のため、平成31年3月に自殺対策基本法に基づく「船橋市自殺対策計画」（平成31年度～令和5年度）を策定、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。

「船橋市自殺対策計画」は計画終期を令和6年度とする計画期間延長を実施した後、令和7年3月策定の「ふなばし健やかプラン21（第3次）」に統合しました。併せて、「船橋市自殺対策連絡会議」は、令和6年4月設置の「ふなばし健やかプラン21推進協議会」に統合しました。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 保健所の設置

#### 【保健総務課】

保健所は、地域保健法に基づき設置される地域住民の健康を支える中核となる施設です。市では、中核市移行に伴い、平成 15 年 4 月 1 日に市独自の保健所を設置しました。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。

##### 施設の概要

所在地 船橋市北本町 1-16-55  
開設年月日 平成 15 年 4 月 1 日(平成 27 年 10 月 1 日に現在の所在地へ移転)

### 4. 船橋市地域保健推進協議会の開催

#### 【保健総務課】

地域保健対策を総合的に推進するための事項及び保健所の運営等に関することを協議するため、船橋市地域保健推進協議会を開催しています。委員は、学識経験者・各種関係団体代表者・関係行政機関職員等で構成され、任期は 2 年です。

##### 会議の開催状況

開催年月	主な協議内容
令和 7 年 1 月	災害対策について、「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について、船橋市衛生試験所について、近年の食中毒の傾向とその対策について、地域保健対策に関する主要な事業の実施報告について

### 5. 保健センターの設置

#### 【地域保健課】

本市では、健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、乳幼児健診等保健サービスを総合的に実施する拠点として、市内の 4 か所に保健センターを設置し、市民の身近な場で保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、生涯を通じた健康づくりを目指した施策を推進しています。

##### (1) 中央保健センター

所在地 船橋市北本町 1-16-55(保健福祉センター内)  
開設年月日 昭和 48 年 10 月 1 日(平成 27 年 10 月 1 日に現在の所在地へ移転)

##### (2) 東部保健センター

所在地 船橋市薬円台 5-31-1(社会福祉会館内)  
開設年月日 昭和 59 年 4 月 1 日

##### (3) 北部保健センター

所在地 船橋市三咲 7-24-1(北部福祉会館内)  
開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日

##### (4) 西部保健センター

所在地 船橋市本郷町 457-1(西部消防保健センター内)  
開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日

## 施策1 「健康づくり」

### 1. ふなばし健康フォーラム

【健康政策課】

ふなばし健やかプラン21を推進するため、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議との共催により、市民とともに健康づくりについて考える機会として、平成18年度から開催しています。

#### 開催概要

年度	テーマ	講師	会場	参加者数
4	「未来に向けて今、やるべきこと～SDGsに取り組む企業から学ぶ～」  「あなたに元気な毎日を。はじめよう、免疫ケア習慣！」	ガラスリソーシング株式会社 営業グループ課長 大綱 将史 氏  キリンホールディングス株式会社 ヘルスサイエンス事業部 神谷 芳隆 氏	宮本公民館2階 講堂	20人
5	骨の健康生活はじめませんか～若い人にも知ってほしい骨粗しょう症～	JCHO 船橋中央病院 骨粗鬆症センター 整形外科 山下正臣 医師 歯科口腔外科 鈴木理絵 医師 理学療法士 桑原氏 鈴木氏	船橋市民文化創造館（きららホール）	56人
6	かむかむエブリバディ！ 食べて嗜んで元気になろう！ ”8029（ハチマル肉）運動”	①8029（ハチマルニク）を知ってオーラルフレイルを予防しよう！ 千葉県歯科医師会 8029・ 健康寿命延伸委員会幹事 歯科医師 飯島 美智子 氏  ②たんぱく質の基本とおすすめレシピ 船橋市栄養士会 会長 管理栄養士 加藤 寿美 氏	中央公民館6階 講堂	72人

### 2. ふなばし健康まつり

【地域保健課】

船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進のため、広く市民に健康づくりの動機付けとなる健康関連情報の提供や軽スポーツ体験、レクリエーション等を行うことで、自分の体の状態を実感したり、家族や仲間との絆を深めたりしてもらうことを目的に開催しています。

#### 開催概要

年度	テーマ	会場	来場人数	出展数（団体）
4★ <sup>1</sup>	さいかい	イオンモール船橋	4,000	27
5	たのしむ	船橋市運動公園	6,000	40
6	わ	船橋市運動公園	8,384	39

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. ふなばし健康ポイント事業

#### 【地域保健課】

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる事業です。

参加登録者数

年度	無償活動量計	有償活動量計	アプリ	I C カード	合 計
4	1,748	177	3,848	90	5,863
5	1,700	187	4,697	93	6,677
6	1,664	187	5,556	89	7,496

### 4. 成人健康教育

#### 【地域保健課】

##### (1) 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、生活習慣改善により参加者の健康増進、疾病の予防、合併症の予防のために、糖尿病教室を実施しています。

##### (2) 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、その時代に沿った内容の教室を実施しています。

##### (3) 地区健康教育

健康づくりや生活習慣病予防などの啓発の一環として、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら地区住民の要望をとり入れて、地区健康教育を企画実施しています。

##### (4) 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、ストレスの解消や体調を整えるなど健康の保持増進を目指しています。

実施回数・延参加者数

年度		糖尿病教室	健康講座	地区健康教育	運動教室
4	実施回数	9	15	116	96
	参加者数	91	175	1,916	1,341
5	実施回数	9	15	194	96
	参加者数	109	188	4,265	1,410
6	実施回数	9	15	307	96
	参加者数	136	252	8,279	1,554

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 公園を活用した健康づくり事業

【地域保健課】

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により実施しています。

実施回数・延参加者数

年度	実施回数	延参加者数
4	6,844	178,050
5	7,203	175,909
6	7,601	175,016

## 6. 地域・職域連携推進事業

【地域保健課】

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築します。

実施回数

年度	協議会	作業部会
4	1	1
5	1	1
6	1	1

## 7. 自殺対策事業

【地域保健課】

### (1) ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで、市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進しています。

実施回数・延参加者数

年度	実施回数	延参加者数
4	5	10,184
5	5	10,429
6	8	10,534

※令和6年度から、健康教育事業（出前講座等）の実績も計上

### (2) SNS相談@船橋

心身の不調や生活の不安などをSNSで相談できるよう、令和2年7月からLINEを活用したSNS相談事業を開始しました。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 延相談成立者数

年度	4	5	6
延相談成立者数	1,934	1,827	993

### 8. 受動喫煙防止対策事業

#### 【地域保健課】

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行います。

#### 相談対応件数

年度	4	5	6
相談対応件数	128	71	87

### 9. 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

#### 【地域保健課】

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育・まちづくり出前講座や健康相談などの各事業を通して、健康増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っています。

また、保健事業の参加者等で必要と思われる方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために継続的な栄養指導を行っています。

#### 実施回数・延参加者数

事業名	年度		4		5		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	9	91	9	109	9	136		
成人地区健康教育	24	310	35	712	57	1,139		
成人地区栄養相談	1	2	8	118	24	448		
なんでも食事相談	20★ <sup>1</sup>	46★ <sup>1</sup>	21	51	41	105		
訪問栄養指導（面接等含）	—	16	—	47	—	46		
窓口栄養相談	—	52	—	38	—	81		
CKD講座	4	65	4	71	4	113		
女性のための健康講座	4	38	4	32	4	41		
ポピュレーションアプローチ	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	74	199		

## 10. 食育推進事業

【地域保健課】

### (1) 食育推進事業

市民が食に対する関心と理解を深め、一人一人が自分自身で健康を守り、食の大切さを知ることを目指し、関係機関と連携の上、食習慣の見直しや生活習慣病予防に関する知識等の普及啓発を実施しています。また、乳幼児期に食べ方の情報提供を行うことで口腔機能の発達を支援しています。

#### 実施回数・延参加者数

事業名	年度	4		5		6	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育ミニ相談		—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	36	205	71	461
食育講座		24★ <sup>1</sup>	184★ <sup>1</sup>	47	366	59	354
3~6歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業		—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	2	201	2	122
シェフズクッキング (動画にて公開)		—	301	—	285	—	291
健康づくり公開講座		1★ <sup>1</sup>	25★ <sup>1</sup>	1	83	1	66
健康まつり等イベント		5	276	2	290	4	447

※シェフズクッキング参加者数は各年度3月31日現在の動画再生回数。

### (2) 食育展

市内における食育を推進するため、府内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催しています。

#### 食育展期間中に実施した主なイベントとその来場者数

年度	イベント参加者数	イベント内容	出展数
4	185	船橋産物の即売会、ベジチェック、フードドライブ	9課・8団体
5	352	船橋産物の即売会、ベジチェック、東京湾回転寿司、フードドライブ	9課・7団体
6	423	船橋産物の即売会、ベジチェック、潮干狩り体験、フードドライブ、適塩みそ汁の試飲体験	10課・7団体

※令和4年度のイベント参加者数はベジチェックの参加者。

※令和5年度のイベント参加者数は東京湾回転寿司サンプル展示の参加者。

※令和6年度のイベント参加者数は潮干狩り体験、適塩みそ汁の試飲体験の参加者。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 1 1. 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）

### 【地域保健課】

市民の野菜摂取量の増加につながる取組を行う飲食店等を「ふなばしMOREベジ協力店」として登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図り、市民の健康づくりを支援しています。

登録店舗数

年度	4	5	6
登録店舗数	105	109	113

## 1 2. 食生活改善推進事業

### 【地域保健課】

自らが栄養・運動・休養の生活習慣に関する知識を身につけ、地域で活動する食生活サポーターを養成し、行政と協働で地域の食生活改善及び食文化等の啓発活動を実施しています。

実施回数・延参加者数

事業名	4 <sup>★1</sup>		5		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食生活サポーター養成講座・研修会	17	97	25	221	26	232
食生活サポーターの活動	79	1,261	64	1,647	58	2,131

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施したが、実施回数は家庭に訪問し個別に資料配布を行った場合も計上した。

## 1 3. 歯・口の健康啓発事業

### 【地域保健課】

生涯にわたり、自分の歯で食事が出来るように歯の健康づくりを推進しています。

参加者数

年度	4	5	6
高齢者のよい歯のコンクール参加者数	22	16	24
親と子のよい歯のコンクール参加者数	— <sup>★2</sup>	— <sup>★2</sup>	—
歯・口の健康啓発標語作品総数	2,008 <sup>★1</sup>	2,641	2,581
健康まつり等参加者数	215	153	140

※親と子のよい歯のコンクールは令和5年11月の厚生労働省からの通知により廃止。

## 1 4. 成人健康相談

### 【地域保健課】

生活習慣病予防や健康づくりなど、健康全般について個別に相談を行っています。各公民館、自治会館、集会所等で実施しているものもあります。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 実施回数・延相談者数

年度	4		5		6	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
成人健康相談	196	512	230	1,313	313	1,872

## 15. 成人家庭訪問

【地域保健課】

### 保健師による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方などについて対象に合わせた保健指導を実施しています。

### 延訪問指導者数

年度	4	5	6
延訪問指導者数	20	26	57

## 16. ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業

【健康づくり課】

健康寿命の延伸を図ることを目的として、平成27年度からシルバーリハビリ体操推進事業を実施しています。シルバーリハビリ体操は、市民一人一人が無理なく始められ、誰にでもできる体操です。さらに市民自らが体操の指導士となり、指導士となった市民が他の市民に体操を教えることが大きな特徴です。一人で行うのではなく、体操を通じて、市民自らの健康寿命の延伸を図るとともに、市民相互に支えあって地域の健康づくりと介護予防に取り組むことを目的としています。

### (1) 体操普及事業

#### ① 市職員及び体操指導士による体操教室

ふなばしシルバーリハビリ体操教室を全公民館等で実施しています。

### 体操（体験）教室 実施状況

年度		公民館等	出前講座	その他	合 計
4 <sup>*1</sup>	実施回数	127	8	1	136
	参加人数	2,565	197	55	2,817
5	実施回数	292	21	2	315
	参加人数	9,127	539	47	9,713
6	実施回数	323	9	4	336
	参加人数	11,867	178	203	12,248

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ② 体操指導士主催による体操教室

指導士主催体操教室 実施状況

年度	開催団体数	指導士(人)	参加人数
4★ <sup>1</sup>	60	3,163	11,489
5	75	4,079	18,417
6	81	4,335	20,265

## (2) 体操指導士養成事業

### ① 初級指導士養成

- 初級指導士養成講習会の開催。平日 5 コースを年間 5 回程度実施しています。また、活動できていな  
い指導士も含め全指導士向けのスキルアップ研修会（任意参加）も開催していいます。
- 体操指導士は、無償のボランティアとして活動することを基本とし、地域での体操の普及に取り組ん  
でいます。

初級指導士 認定者

年度	性別	人数	合計
4★ <sup>2</sup>	指導士(男)	—	3(※)
	指導士(女)	3(※)	
5	指導士(男)	12	67
	指導士(女)	55	
6	指導士(男)	27	86
	指導士(女)	59	

(※)令和4年度は、令和3年度の補講のみを実施

### ② 上級指導士養成

- 上級指導士養成講習会 1 コースの開催で、平成 30 年度に 10 名、令和 6 年度に 5 名認定しました。（令  
和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- 上級指導士の養成は、3 年に 1 回実施予定です。
- 地域での体操の普及に取り組み、初級指導士の育成も行っております。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 17. 栄養指導事業

### 【保健総務課】

特定給食施設等に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施しています。

また、国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査(11月)などの統計調査を実施しています。

さらに、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談並びに指導等を行います。

#### 《令和6年国民健康・栄養調査実施状況》

調査地区 1地区

対象世帯 31世帯

実施世帯 9世帯

#### 個別巡回指導実施状況

年度	4★ <sup>1</sup>		5		6	
	施設数	指導施設数★ <sup>1</sup>	施設数	指導施設数	施設数	指導施設数
学校	99	29	98	33	98	29
病院	22	0	22	22	22	22
介護老人保健施設	14	1	13	6	13	2
介護医療院	0	0	0	0	0	0
老人福祉施設	30	4	31	9	31	9
児童福祉施設	87	9	88	24	88	23
社会福祉施設	4	1	4	0	4	2
事業所	28	1	26	10	25	5
寄宿舎	0	0	0	0	0	0
矯正施設	0	0	0	0	0	0
自衛隊	1	0	1	1	1	0
一般給食センター	0	0	0	0	0	0
その他	17	2	17	3	17	4

#### 集団指導実施状況

年度	実施回数	参加延べ施設数
4★ <sup>2</sup>	-	-
5	2	36
6	2	104

#### 食品に関する相談・指導

(単位：件)

年度	4	5	6
特別用途食品及び特定保健用食品(※1)	0(0)	0(0)	0(0)
食品表示(保健事項)(※2)	21	25	19
虚偽誇大広告について	3	0	1

※1 ( )内は、特定保健用食品再掲です。

※2 食品表示(保健事項)には栄養機能食品、機能性表示食品を含みます。

## 施策2 「疾病予防対策の充実」

### 1. 3~6歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業

【地域保健課】

各保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して、3歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともにフッ化物歯面塗布（希望者）を実施しています。

併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進しています。

実施回数・参加者数

年度	実施回数	幼児数	保護者数
4★ <sup>2</sup>	—	—	—
5	2	109	100
6	2	60	54

### 2. フッ化物洗口事業

【地域保健課】

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集団的、継続的に実施することにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、小学校において実施学年の希望する児童に週1回実施いたします。

実施状況

年度	4	5	6
施設数	26	54	55
クラス数	440	949	989
フッ化物洗口実施者数	12,746	27,242	27,782
歯科衛生士の健康教育回数	72	143	107
健康教育受講者延数（保護者を含む）	18,693	34,682	11,923

### 3. 巡回歯科指導

【地域保健課】

#### (1) 私立保育園・認定こども園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っています。

#### (2) マザーズホーム等歯科指導及び歯科健診

東・西簡易マザーズホーム・親子教室等に通園している児に歯科健診・歯みがき指導等を行い、希望者はフッ化物歯面塗布も併せて行っています。

特別支援学校においては、小・中・高等部の児童・生徒に対し、歯みがき指導を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 実施回数・指導者数

事業名	年度	4		5		6	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
私立保育園・認定こども園 歯科指導		39	1,065	30	816	46	1,333
私立幼稚園歯科指導		11	689	10	510	4	210
市立特別支援学校歯科指導		2	165	2	78	2	82
マザーズホーム歯科健診		4	33	4	36	4	31
ひまわり・たんぽぽ親子教室 歯科健診		8	97	8	81	4	49

※ 令和4年度特別支援学校は児童・生徒ではなく教員に歯科保健指導を実施

### 4. 歯科衛生士による家庭訪問事業

【地域保健課】

訪問指導を必要とする幼児等への歯に関する相談（面接・電話・文書を含む）を行っています。

#### 指導延人数

年度	4	5	6
実施者数	166	75	54

### 5. その他の歯科保健事業（他職種との協働歯科事業）

【地域保健課】

その他、各保健センター・地区においては保健師等と歯の健康づくりを目的として事業を実施しています。

#### 他職種との協働歯科事業

年度	4		5		6	
	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
4か月児健康相談	64★ <sup>1</sup>	744★ <sup>1</sup>	119★ <sup>1</sup>	1,859★ <sup>1</sup>	132	2,110
地区健康教育	成人	31★ <sup>1</sup>	413★ <sup>1</sup>	45	651	54
	母子	17★ <sup>1</sup>	308★ <sup>1</sup>	32	596	26
地区健康相談	成人	5★ <sup>1</sup>	8★ <sup>1</sup>	1	2	1
	母子	20★ <sup>1</sup>	110★ <sup>1</sup>	30	196	27
糖尿病教室		3★ <sup>1</sup>	36★ <sup>1</sup>	3	41	3
食育講座		24★ <sup>1</sup>	184★ <sup>1</sup>	47	366	59

※ その他、窓口歯科相談等実施している。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 6. 成人歯科健康診査

### 【地域保健課】

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象に実施しています。

受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
4	3,429	266	867	2,296
5	3,190	279	788	2,123
6	3,150	297	789	2,064

## 7. 歯科健康診査

### 【地域保健課】

#### (1) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもあります。また、口腔内では、乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、歯科健診では、むし歯、歯の異常の発見、予防の指導及び相談を実施しています。

#### (2) 幼児歯科指導

##### ①こどもの歯科相談

0歳～3歳未満までの乳・幼児にむし歯予防の相談を実施しています。

##### ②2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科健康診査（フッ化物歯面塗布）を実施しています。

#### (3) 3歳児健康診査

3歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張できるようになり、乳歯のむし歯が急増する時期にあたります。

また、1人当たりのむし歯の本数も多くなることから、歯科健診ではむし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しやぶり等による咬合の異常の発見、予防の指導及び相談を実施するとともに、併せて保護者の口腔内観察も実施しています。

#### (4) 妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病など歯科疾患が重篤しやすい妊娠期に歯科健診の機会を設け、歯科疾患の早期発見と予防を促すため、協力歯科医療機関で個別歯科健診を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 実施回数・受診者数

年度	4★ <sup>1</sup>		5★ <sup>1</sup>		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1歳6か月児健康診査	72	3,533	74	3,884	75	3,863
幼児歯科指導 (子どもの歯科相談・2歳6か月児歯科健康診査)	122	3,167	104	2,907	104	3,031
3歳児健康診査 (保護者の口腔内観察)	72	3,761	74	4,155	75	3,894
		-		-		808

### 妊婦歯科健康診査受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
4	1,418	171	98	1,149
5	1,432	185	78	1,169
6	1,442	167	99	1,176

## 8. 各種検診

### 【健康づくり課】

#### (1) 胃がん検診

40歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

### 胃部エックス線検査 受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	2,569	188
5	2,385	205
6	2,100	181

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

### 胃部内視鏡検査 受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	6,381	48
5	6,981	51
6	6,931	61

※ 50歳以上の偶数年齢が対象。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	25,248	593
5	26,357	616
6	25,636	524

※ 20歳以上の偶数年齢が対象。

## (3) 乳がん検診

30歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

超音波検査 受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	4,709	121
5	4,861	125
6	4,608	113

※ 30歳代の偶数年齢が対象。

マンモグラフィ 受診者実績 (単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	19,564	1,890
5	21,097	2,090
6	19,596	1,777

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

## (4) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	要精密検査	喀痰細胞診
4	76,238	2,485	1,090
5	76,824	2,642	1,249
6	73,102	2,667	1,161

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (5) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	65,327	4,480
5	64,883	4,306
6	62,238	4,232

#### (6) 前立腺がん検診

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	受診者数	要精密検査
4	5,879	710
5	5,434	650
6	4,982	642

#### (7) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自分が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	受診者数	HCV抗体		HBs抗原	
		陽性	陰性	陽性	陰性
4	6,349	8	6,315	35	6,288
5	6,582	10	6,549	26	6,527
6	6,210	4	6,177	22	6,161

#### (8) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	受診者数	免疫なし	免疫あり
4	975	458	517
5	973	447	526
6	997	472	525

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (9) 風しん抗体検査（追加的対策）

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績

(単位：人)

年度	受診者数	免疫なし	免疫あり
4	2,848	562	2,286
5	2,025	434	1,591
6	1,661	361	1,300

### 9. 予防接種事業

#### 【健康づくり課】

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核（BCG）・Hib感染症（ヒブ）・肺炎球菌感染症（小児または高齢者がかかるものに限る）・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を実施しています。

また、市独自に任意予防接種の費用助成を実施しており、1歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成等に加えて、令和6年度より50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン任意予防接種の費用助成を開始しました。

#### 乳幼児 接種者数

年度	三種混合 ※1	四種混合 ※2	五種混合 ※3	ポリオ	MR ※4	日本脳炎	BCG
4	1	16,776		2	9,154	16,725	4,280
5	3	17,406		1	8,734	15,235	3,946
6	2	5,360	11,127	1	8,592	14,435	3,943

年度	ヒブ	小児 肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	おたふくかぜ
4	16,768	16,768	8,179	12,430	9,842	4,265
5	16,268	16,303	7,958	12,147	9,736	3,831
6	4,714	15,940	7,884	11,807	9,493	3,697

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 児童・生徒等接種者数

年度	日本脳炎	二種混合※5	H P V※6
4	7,354	5,825	7,357
5	6,225	4,736	10,110
6	5,483	4,495	20,978

#### 高齢者等接種者数

年度	インフルエンザ	肺炎球菌※7	新型コロナ※8
4	104,276	2,322	
5	102,420	3,219	
6	91,355	1,183	43,812

#### 【参考】新型コロナワクチン（令和4・5年度に新たに接種を開始した主なもの）

年度	内容	対象人数	接種人数
4	秋開始接種	580,452	270,095
5	春開始接種	580,452	102,429
	秋開始接種	645,730	142,523

#### 特別の理由による再接種費用助成事業利用者数

年度	4	5	6
利用者数	5	4	5

#### 風しん予防接種費用助成事業利用者数

年度	4	5	6
利用者数	603	585	418

#### 成人接種者数

年度	4	5	6
風しん第5期	494	375	282

- ※1 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風混合）
- ※2 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合）
- ※3 五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ混合）
- ※4 MR（麻しん・風しん混合）
- ※5 二種混合（ジフテリア・破傷風混合）
- ※6 キャッチアップ接種（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種）  
分を含む
- ※7 任意接種含む
- ※8 令和5年度まで特例臨時接種として実施していた新型コロナウイルスワクチン接種について、令和6年度は、65歳以上の者等を対象者に定期接種として実施しました。

## ◆ 10. 第4期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画

### 【健康づくり課】

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者※に義務づけられました。本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3月に第3期、令和6年3月に第4期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施しています。

※ 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

## ◆ 11. 第3期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

### 【健康づくり課】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」にて、保険者が健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとしています。

船橋市においても、被保険者のQOL（生活の質）の向上と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指してデータ分析に基づく保健事業を展開し、PDCAサイクルに沿った継続的な事業を実施することを目的に、平成28（2016）年に第1期、平成30（2018）年に第2期、令和6（2024）年に第3期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、推進に取り組んでいます。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 12. 特定健康診査・特定保健指導

### 【健康づくり課】

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値（単位：%）

年度	特定健康診査受診率	特定保健指導実施率
4	58	55
5	60	60
6	50	35

※ 令和4～5年度は第3期「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」より

※ 令和6年度は第4期「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」より

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導実績

年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率 (%)	対象者数	実施者数	実施率 (%)
4	72,336	30,328	41.9	3,216	970	30.2
5	68,747	28,444	41.4	3,051	886	29.0
6	65,200	26,345	40.4	2,771	925	33.4

## 施策3 「健康危機管理の強化」

### ◆ 1. 船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】

#### 【健康危機対策課】

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等が発生した場合、職員本人やその家族のり患等により、平常時と同様の業務実施が困難となることが想定されます。このような状況においても、新型インフルエンザ等対応業務に加え、優先度の高い通常業務を継続し、市民生活への影響をできる限り軽減するため、業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】〔初版〕を策定しました。

### ◆ 2. 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画

#### 【健康危機対策課】

新型インフルエンザ等の発生に備えて対策の充実・強化を図るため、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画として「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成30年11月に国及び千葉県の行動計画が改定されたことに伴い、市行動計画を改定しました。

なお、令和6年度に国及び千葉県の行動計画が改定されたことから、市行動計画の改定に着手しております。

### ◆ 3. 船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）

#### 【健康危機対策課】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

この改正により、従前は都道府県のみが定めていた感染症の予防計画について、保健所設置市においても都道府県の計画に即して策定することが義務付けられたことから、令和6年4月1日に策定しました。

## 4. 健康危機管理対策

#### 【健康危機対策課】

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供、医療救護、防疫等の対策を図ります。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り、健康危機管理体制の整備に努めています。

## 5. 結核予防対策

【健康危機対策課】

### (1) 結核予防事業

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、疫学調査、健康診断、患者管理、服薬支援(DOTS)、結核医療、発生動向調査等、一連の対策を行っています。

結核予防事業実績

年	新登録患者 (人)	年末登録 患者 (人)	保健指導数		接触者健診	
			訪問 (件)	面接等 (件)	対象者 (人)	要医療 (人)
4	46	124	108	1,949	371	2
5	55	117	183	2,151	287	1
6	50	104	165	2,776	225	2

※新登録患者、年末登録患者は国の統計に合わせて暦年（1月1日～12月31日）で表示。

※保健指導数と接触者健診は各年度の実績数。

#### ① 結核対策研修会の実施

目的：高齢者の結核における特徴や基礎知識の普及

開催日：令和6年10月10日（木）

講師：船橋中央病院 呼吸器内科部長 石川 哲

実施場所：船橋市保健福祉センター 3階健康診査室

参加人数：高齢者施設の施設職員等 29名

#### (2) 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年	65歳以上の市民		
	受診者数	異常なし (精検不要)	要精検
4	8	8	0
5	7	5	2
6	4	4	0

## 6. 感染症予防対策

### 【健康危機対策課】

#### (1) 感染症予防事業

感染症の予防及び発生時のまん延防止のため、保健指導に加えて、患者の人権に配慮しながら感染症に関する情報の発信や知識普及を行い、市民の安全な生活を守ります。

#### 感染症予防事業実績

年	発生状況(人)					保健指導数(件)	
	細菌性赤痢	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	腸チフス パラチフス	その他※	訪問数	面接等
4	0	31	0	0	73	33	2,412
5	0	21	0	0	110	33	4,370
6	1	37	0	0	131	34	3,743

※発生状況は国の統計に合せて暦年（1月1日～12月31日）で表示。

※保健指導数は各年度の実績数。

※「その他」は4類（レジオネラ症等）、5類（梅毒、急性脳炎、百日咳等）の感染症。

##### ① 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として、蚊を捕獲して定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から5年度まで調査を中止しましたが、令和6年度から再開しています。

##### ② 「0(ゼロ)のつく日はボウフラ・ゼロ」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4月から8月の毎月10日・20日・30日はヒトスジシマカなどの蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを実施し、市民にも行っていただけるように周知啓発をしています。

##### ③ 感染症対策研修会の実施

###### 感染症対策研修会（施設管理者向け）の実施

目的：講義やグループワークを通じて、各高齢者施設で実施している感染症対策の課題等を認識し、感染症の発生、拡大予防のために取り組むべき感染症対策を見直す機会を提供する。

開催日：令和6年11月11日（月）

実施場所：船橋市役所11階大会議室

講師：保健所職員、感染管理認定看護師

参加人数：高齢者入所施設管理者等 52名

備考：本研修と同様の資料を指導監査課主催の集団指導（オンライン形式）に提供。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) エイズ予防事業

エイズのまん延防止のために予防啓発活動に努め、隨時の相談や検査体制を整備し、HIV検査に併せて梅毒、クラミジア検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度は検査を一部中止しましたが、令和5年度以降は平日20回、休日4回の検査を実施しています。

エイズ予防事業実績 (単位：件)

年度	エイズ相談	HIV検査	梅毒抗体検査	クラミジア抗原検査
4★ <sup>1</sup>	40	567	516	500
5	59	713	673	630
6	39	678	636	599

## (3) 肝炎ウイルス検査事業

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のため、相談や検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度は検査を一部中止しましたが、令和5年度以降は12回の検査を実施しています。

肝炎ウイルス検査事業実績 (単位：件)

年度	相談	検査
4	7	13★ <sup>1</sup>
5	8	42
6	4	31

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策

### ① クラスター（集団感染）対策

クラスターにならないための感染拡大防止策として、高齢者施設、医療機関、学校及び保育園等の日々の健康観察等が重要であるため、平時からの感染症対策の適切な方法等について、関係部署と連携体制をとり、周知、指導等を行っています。

また、クラスターが判明した場合には、積極的疫学調査の中で、感染症対策の取り組み状況の確認、感染拡大しないために必要な措置及び指導等を実施しています。

クラスター発生件数

年度	医療機関・高齢者施設等	保育園・幼稚園・学校・事業所
4	205	65
5	107	6
6	88	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ② 高齢者施設等への感染対策確認（予防訪問）

高齢者施設等において平時に行われている感染対策の確認及び支援のため、個人防護具の使用状況や消毒液の配置状況、スタッフの配置等について現地で確認を行い、必要な指導・支援を行っています。

予防訪問件数

年度	高齢者施設等
5	110
6	9

## ③ 検査体制

5類移行後も、新たな変異株の出現に注意が必要であることから、ゲノムサーベイランスの一環としてのゲノム解析等の検査を実施しています。(高齢者施設等の集団発生施設から提供を受けた検体により実施)

令和6年度 PCR検査 (単位：件)

検査数	検査結果	
	陽性	陰性
61	58	3

令和6年度ゲノム解析（全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定）

検査数・ 検体採取 延べ施設数	検査結果				
	合計	オミクロン株		判定不能	
		BA. 2 系統	組換え系統		
		BA. 2. 86 系統	XEC 系統		
検査件数	59	29	6	24	
検体採取※ 延べ施設数	25	15	5	5	

※検査を実施した検体全てが判定不能であった施設のみ判定不能に計上し、検査を実施した検体の一部が判定不能であった施設は、検出された系統に計上。

## 7. 保健所検査業務

### 【健康危機対策課】

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るために、令和3年度に保健所保健総務課検査係は船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入しました。令和7年4月には、組織改正により、行政組織上の第三種事業所として衛生試験所を設け、機能強化を図ることとしました。地域での、公衆衛生上の科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めています。

#### 実績

区分	主な内容
①調査研究	学会発表 <ul style="list-style-type: none"><li>市内飲食店で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事例について (検査部門からの報告) 千葉県公衆衛生学会 口頭発表 2025年3月</li></ul>
②試験検査	<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルス感染症対策に係る試験検査について 「6. 感染症予防対策」中、「(4)新型コロナウイルス感染症対策」の、「③検査体制」を参照。</li><li>上記を除く試験検査について 「7. 保健所検査業務」中、(1)から(5)までを参照。</li></ul>
③研修指導・受講	指導実績 <ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul> 受講実績 <ul style="list-style-type: none"><li>実地疫学専門家養成研修（国立感染症研究所。以下「感染研」。）</li><li>保護具着用管理責任者養成講習会（中央労働災害防止協会）</li><li>衛生微生物技術協議会研究会（感染研）</li><li>食品化学検査研修（千葉県衛生研究所。以下「県衛研」。）</li><li>検査新任者研修（県衛研）</li><li>検査能力向上研修（感染研）</li><li>薬剤耐性菌技術研修（感染研）</li><li>地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部 ウィルス研究部会（地方衛生研究所全国協議会。以下「地衛研協議会」。）</li><li>新興再興感染症技術研修（風疹ウイルス）（感染研）</li><li>結核診断研究会総会研修（結核感染診断研究会）</li><li>地衛研協議会関東甲信静ブロック地域レンズセンター会議（地衛研協議会）</li></ul>

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方衛生研究所等職員セミナー（地衛研協議会）</li><li>・地衛研協議会関東甲信静支部 地域保健総合推進事業 地域専門家会議（地衛研協議会）</li><li>・希少感染症診断技術研修会（感染研）</li><li>・地衛研協議会関東甲信静支部 細菌研究部会（地衛研協議会）</li><li>・分子疫学研修（県衛研）</li><li>・レジオネラ属菌検査フォローアップセミナー（島津ダイアグノスティクス）</li><li>・地域感染症情報センター担当者会議（地衛研協議会）</li><li>・地衛研協議会ゲノム班会議（地衛研協議会）</li><li>・地衛研協議会精度管理部会研修会（地衛研協議会）</li></ul>
④公衆衛生情報等の収集・解析・提供	5 類感染症患者数の推移を統計ソフトを用いて解析し、結果を保健所内に提供。

### (1) 微生物学的検査

感染症発生時及び食中毒発生時の検査等を実施しています。

**感染症対策検便検査実績** (単位：件)

年度	4	5	6
腸管出血性大腸菌	167	86	93
赤痢菌	0	0	2

**食中毒関連対策検査実績** (単位：件)

年度	4	5	6
細菌検査	2,534	2,948	2,390
ウイルス検査	135	130	127
ノロウイルス遺伝子型別解析	8	0	0

**感染性胃腸炎対策検査実績** (単位：件)

年度	4	5	6
ウイルス検査	152	15	20
ノロウイルス遺伝子型別解析	0	0	0

**院内感染対策検査実績** (単位：件)

年度	4	5	6
検体数	0	0	0
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 (遺伝子パターン解析)	0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 薬剤耐性菌検査実績

(単位：件)

年度	4	5	6
検体数	13	1	3
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌	10	1	2
バンコマイシン耐性腸球菌	3	0	0
薬剤耐性アシネットバクター	0	0	1

### レジオネラ属菌検査実績

(単位：件)

年度	4	5	6
検体数	2	1	3
喀痰	培養法	2	0
	菌種・血清群	1	1
	遺伝子パターン解析	0	1

### 蚊媒介感染症検査実績

(単位：件)

年度	4	5	6
検体数	3	3	2
蚊	デングウイルス	—★2	0
	チクングニアウイルス	—★2	0
	ジカウイルス	—★2	0
血液 ・ 尿	デングウイルス	3	3
	チクングニアウイルス	3	3
	ジカウイルス	3	3

### 麻しん・風しん検査実績

(単位：件)

年度	5	6
検体数	33	44
麻しんウイルス	33	44
麻しんウイルス遺伝子型別解析	0	1
風しんウイルス	33	44
風しんウイルス遺伝子型別解析	0	0

### エムポックス検査実績

(単位：件)

年度	4	5	6
検体数	0	6	5

## (2) 臨床検査

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのHIV検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、結核予防対策としてのクォンティフェロン（QFT）検査、結核菌塗抹培養検査を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 臨床検査実績 (単位：件)

年度	4	5	6
尿検査	19	22	12
H I V 検査	567	713	678
梅毒抗体検査	516	673	636
Q F T 検査	103	145	121
結核菌検査	0	3	0

### (3) 食品衛生検査

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに理化学的検査を実施しています。

### 食品検査実績

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
微生物学検査	検体数	24	138
	項目数	48	260
理化学的検査	検体数	0	0
	項目数	0	8

### (4) 環境衛生検査

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施しています。

### 環境検査実績 (単位：件)

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
レジオネラ属菌検査	培養法	21	73
	迅速法	11	56
	菌種・血清群	0	14
	遺伝子パターン解析	0	12
大腸菌群検査	0	6	32
大腸菌検査	-	-	19
過マンガン酸カリウム消費量検査	0	16	51

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (5) 精度管理業務

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施しています。

内部精度管理実施実績 (単位：件)

年度			4 <sup>★1</sup>	5	6
細菌検査	陽性対照試験	一般細菌数 (生菌数)	2	12	13
		大腸菌群	2	11	12
		大腸菌	1	3	2
		黄色ブドウ球菌	0	0	0
		サルモネラ属菌	0	0	0
		腸炎ビブリオ	0	1	1
		クロストリジウム属菌	0	0	0
	繰り返し試験	一般細菌数 (生菌数)	2	4	5

外部精度管理実施実績 (単位：件)

年度			4	5	6
一般財団法人 食品薬品安全 センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	0	1	1
厚生労働省	細菌検査	コレラ菌	1	1	1
		麻しん・風しんウイルス	0	1	1
		新型コロナウイルス	2	0	0
		新型コロナウイルス 遺伝子解析	1	1	0
	ウイルス検査	カンピロバクター属菌	0	1	0
千葉県衛生研 究所		腸管出血性大腸菌	1	0	0
細菌検査	結核菌	0	0	1	
	ノロウイルス	1	1	1	
	レジオネラ属菌	0	1	0	
英國食料環境 研究府	細菌検査	レジオネラ属菌	1	0	0
日本製薬株式 会社	細菌検査	レジオネラ属菌	0	0	1
島津ダイアグ ノスティクス 株式会社	細菌検査	QFT 検査	1	1	1
特定非営利活 動法人結核感 染診断研究会	血液検査				

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 8. 新たな感染症危機対策

### 【健康危機対策課】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等感染症以外も含めた幅広い感染症危機に備えるため「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に着手するとともに、令和6年4月に策定した「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）」に基づく取組状況や新たな感染症に対する医療体制の構築などに関する協議のための会議を開催しています。

また、感染症の感染拡大時に対応できる人材の確保や資質の向上を目的とした各種研修、訓練を行っています。

#### 会議実績

(単位：回)

年度	5	6
船橋市感染症対策連携会議	3	1
船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会	2	1

#### 訓練実績

(単位：回)

年度	6
新型インフルエンザ患者移送訓練	1

#### 研修実績

(単位：回)

年度	6
e ラーニングによる感染症予防計画に基づく感染症対策研修	1
感染症対応研修（実践編）	2

## ◆ 9. 船橋市食品衛生監視指導計画

### 【衛生指導課】

船橋市では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき、船橋市食品衛生監視指導計画を毎年度策定しています。

船橋市食品衛生監視指導計画では、本市の地域特性を考慮した食品衛生に関する監視指導を実施するため、監視指導の実施に関する基本方針や、重点監視指導を実施すべき項目に関すること、監視指導の実施体制等を定めています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 10. 食品衛生事業

### 【衛生指導課】

食品関係営業施設について、許可処分を行います。また、定期的に施設の監視指導を実施し、食品の衛生管理について指導及び助言を行うとともに、市内で流通する食品の収去検査により、食品の安全性確保に努めます。さらに、食品営業者及び消費者を対象とした衛生講習会を通じ、食品衛生知識の普及向上を図ります。

#### (1) 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっています。

食品関係営業施設数

年度	4		5		6	
	要許可	要届出	要許可	要届出	要許可	要届出
営業施設数	6,436	1,965	6,187	2,067	5,950	2,297
新規許可件数	985	-	978	-	934	-
継続許可件数	-	-	-	-	-	-
廃業件数	521	38	475	79	440	146
不許可件数	3	-	4	-	5	-
ふぐ認証施設数	41	-	38	-	36	-

#### (2) 営業施設の監視指導・収去検査

食品製造施設の監視指導及び食品関係営業施設の一斉監視、食品の収去検査等を行います。

監視指導実績 (単位：件)

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
監視件数	3,009	1,570	1,689
要許可	2,034	1,418	1,545
要届出	975	152	144
無許可	5	1	3
指導票交付	33	13	15
違反食品	10	7	10
苦情処理	234	275	263
食中毒	10	8	8
食中毒関連調査	25	54	65
食品の収去検査検体数 (※)	100	224	208
食品の収去検査項目数 (※)	4,295	6,342	6,345

※買上げ検査を含みます。

#### (3) 自主管理体制の強化と夏期及び年末における食中毒予防対策

食品営業者等を対象に衛生講習会を開催します。また、新規営業者講習会、夏期の食中毒予防街頭啓発活動事業等を船橋市食品衛生協会に業務委託を行い実施します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 食品衛生講習会実績

年度	4★ <sup>1</sup>		5		6	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
食品衛生講習会	42	650	48	1,057	46	1,679
新規営業者講習会（※1）	4	19	6	35	6	12
食品衛生責任者養成講習会（※2）	12	663	12	643	12	599

※1 食品衛生協会へ委託しております。

※2 市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施しております。

### 食中毒予防啓発事業実績（令和6年度）

夏期一斉監視指導	7月1日から7月31日まで
食品衛生月間の実施	8月1日から8月31日まで
食中毒注意報発令	6月1日から9月30日まで
食中毒警報発令	7月9日から9月30日まで
食中毒予防広報の実施	6月5日
年末一斉監視指導	12月1日から12月31日まで

## ◆ 1 1. 船橋市環境衛生監視指導計画

### 【衛生指導課】

船橋市では、関係法令に基づき営業施設の許認可、立入検査、衛生管理指導及び啓発を実施するため船橋市環境衛生監視指導計画を策定しています。

船橋市環境衛生監視指導計画では、安全、安心な生活を確保し、健康被害を未然に防ぐための取り組みを推進するため、生活衛生に関する情報提供及び普及啓発、感染症等健康被害発生時の対応、監視の基本方針や、重点取組事項等を定めています。

## 1 2. 生活衛生事業

### 【衛生指導課】

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行います。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行います。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物衛生法に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行います。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 生活衛生関係施設数及び監視件数

年度	4 <sup>★1</sup>			5			6		
	施設数	監視件数	監視率(%)	施設数	監視件数	監視率(%)	施設数	監視件数	監視率(%)
興行場	9	3	33	10	3	30	12	4	33
旅館	72	38	53	72	60	83	73	61	84
公衆浴場	41	1	2	42	39	93	38	38	100
理容所	357	0	0	352	75	21	331	104	31
美容所	962	1	0	983	201	20	960	260	27
クリーニング所	289	0	0	273	48	18	238	84	35
特定建築物	102	42	41	106	31	29	107	32	30
化製場	38	34	89	36	34	94	36	33	92
遊泳用プール	21	9	43	20	18	90	19	18	95
水道施設	1,097	103	9	1,098	142	13	1,096	140	13
温泉	2	0	0	2	2	100	2	2	100
建築物衛生事業登録	64	10	16	58	16	28	61	15	25

### 13. 上水道配水管布設費助成金

#### 【健康政策課】

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、飲用井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸戸水を上水道に切り替えようとする10世帯以上の市民からなる組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道配水管布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事費負担金の一部を助成します。

※ 平成22年度（1件、600,000円）を最後に申請なし。

## 基本施策 2 地域医療



## 基本施策 2 「地域医療」

### 施策 1 「在宅医療の推進」

#### ◆ 1. 船橋市地域リハビリテーション構想

【健康政策課】

地域リハビリテーション体制の整備・推進を図るため、船橋市における地域リハビリテーションを取り巻く現状分析と、そこから導き出される地域リハビリテーションのあるべき姿をまとめた「船橋市地域リハビリテーション構想」を平成 24 年 2 月に策定しました。

#### 2. 船橋在宅医療ひまわりネットワーク

【地域包括ケア推進課】

平成 25 年 5 月 31 日に設立された医療・介護の関係団体及び船橋市で構成する任意団体です。

当ネットワークは、代表、副代表、役員会のほか下記の 6 つの委員会により構成されています。

- ① 顔の見える連携づくり委員会
- ② 人材育成委員会
- ③ 安心の確保委員会
- ④ 資源情報管理委員会
- ⑤ 地域リハ推進委員会
- ⑥ 認知症の人にやさしいまちづくり委員会

また、当ネットワークを構成する団体数は、合計 28 団体となっています。

《船橋在宅医療ひまわりネットワーク構成団体名》

船橋市医師会 船橋歯科医師会 船橋薬剤師会 千葉県看護協会 千葉県理学療法士会  
千葉県作業療法士会 千葉県言語聴覚士会 千葉県歯科衛生士会 船橋市介護支援専門員協議会  
船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 ふなばし市訪問看護連絡協議会  
船橋市訪問介護事業者連絡会 千葉県在宅サービス事業者協会 船橋市栄養士会  
船橋市介護老人保健施設協会 船橋市老人福祉施設協議会 船橋市認知症高齢者グループホーム連絡会  
N P O 法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア 船橋市回復期リハビリテーション病棟連絡会  
船橋市訪問リハビリテーション連絡会 船橋市通所リハビリテーション連絡会  
船橋市デイサービス連絡会 船橋市障害福祉施設連絡協議会 船橋市小規模多機能型居宅介護連絡会  
船橋市定期巡回・随時対応型訪問介護看護連絡会 認知症の人と家族の会千葉県支部  
東葛南部認知症疾患医療センター千葉病院 船橋市

主な活動内容は、在宅医療を希望する患者・家族に適切な医療及び介護サービスを提供するための多職種連携について、6 つの委員会ごとにその手法を検討し、各種事業を実施するほか、市民に在宅での療養等に関する普及啓発事業等を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

年度	種別	内容
4★ <sup>1</sup>	役員会（全2回）	各委員会からの報告について等
	委員会（全19回）	顔の見える連携づくり委員会（全1回）
		人材育成委員会（全2回）
		安心の確保委員会（全3回）
		資源情報管理委員会（全4回）
		地域リハ推進委員会（全6回）
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会（全3回）
	講演会（全1回）	令和4年度市民公開講座
	研修会（全2回）	ひまわりスタートアップ研修（リハビリ編）（参加20人）
		ひまわり実践研修（心不全の薬物治療と地域連携）（参加37人）
5	役員会（全2回）	各委員会からの報告について等
	委員会（全22回）	顔の見える連携づくり委員会（全2回）
		人材育成委員会（全4回）
		安心の確保委員会（全4回）
		資源情報管理委員会（全3回）
		地域リハ推進委員会（全6回）
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会（全3回）
	講演会（全1回）	令和5年度市民公開講座
	実践発表会（全1回）	第2回実践発表会（24演題、参加137人）
	研修会（全2回）	ひまわりスタートアップ研修（連携編）（参加54人）
		ひまわり実践研修（運動と心臓）（参加62人）
6	役員会（全2回）	各委員会からの報告について等
	委員会（全19回）	顔の見える連携づくり委員会（全2回）
		人材育成委員会（全4回）
		安心の確保委員会（全2回）
		資源情報管理委員会（全2回）
		地域リハ推進委員会（全6回）
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会（全3回）
	講演会（全1回）	令和6年度市民公開講座
	研修会（全3回）	ひまわりスタートアップ研修（がん緩和編）（参加71人）
		ひまわり実践研修（心不全地域連携パス）（参加58人）
		ひまわりアドバンス研修（身寄りなし問題）（参加85人）

### 3. 在宅医療支援拠点ふなぽーと

#### 【地域包括ケア推進課】

「定期的に通院することが難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後の訪問診療医を探したい」など、在宅での療養生活を希望する患者やその家族からの相談に応じるとともに、在宅医療・介護関係者の支援なども行う「在宅医療支援拠点」が、平成27年10月から保健福祉センター1階で業務を行っています。

なお、同拠点をより多くの方に知っていただけるよう、親しみやすい愛称を広く募集し、応募のあった322件の中から「ふなぽーと」に決定しました（平成29年1月から愛称を使用）。

- ・所在地 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター1階
- ・受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

市は一般社団法人船橋市医師会に委託し実施しています。

##### （1）主な業務

###### ① 在宅医療や介護に関する相談

自宅での療養や介護に関する相談を受け、適切な在宅医療・介護サービスを案内するほか、「在宅医紹介制度（船橋在宅医ネット）」等を活用し、訪問診療ができる医師の紹介や情報提供等をします。

###### ② 在宅医療・介護関係者への周知活動

医療・介護関係者等からの相談の受付・支援（市民への間接的支援・情報提供等）、船橋在宅医療ひまわりネットワークとの協働、船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムの活用についての案内をします。

また、事業のさらなる周知を目的として、広報紙「懸け橋」を発行します。

###### ③ 在宅医療・介護に関する市民への普及・啓発

市民公開講座等を開催するほか、相談員が直接地域へ出向き、在宅医療等についての講話を行います。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 事業実績

### 相談内容の内訳

年度	相談内容	相談件数	相談件数合計	相談者数
4	訪問診療に関すること	184	1,027	338
	介護保険・サービスに関すること	95		
	その他受診・受療に関すること	171		
	費用・その他制度に関すること	26		
	今後の療養に関すること	223		
	退院後の療養に関すること	66		
	訪問看護に関すること	62		
	介護者に関すること	24		
	病状・症状に関すること	169		
	入院中の治療・転院に関すること	7		
5	訪問診療に関すること	194	1,183	383
	介護保険・サービスに関すること	142		
	その他受診・受療に関すること	181		
	費用・その他制度に関すること	46		
	今後の療養に関すること	241		
	退院後の療養に関すること	58		
	訪問看護に関すること	75		
	介護者に関すること	19		
	病状・症状に関すること	191		
	入院中の治療・転院に関すること	36		
6	訪問診療に関すること	167	1,018	351
	介護保険・サービスに関すること	85		
	その他受診・受療に関すること	198		
	費用・その他制度に関すること	69		
	今後の療養に関すること	205		
	退院後の療養に関すること	52		
	訪問看護に関すること	68		
	介護者に関すること	17		
	病状・症状に関すること	150		
	入院中の治療・転院に関すること	7		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 在宅医療・介護の講演会・相談会事業

##### 【地域包括ケア推進課】

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの医療・介護の専門家が、病気や治療、薬に関することから介護に関することまで、患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる相談会を、平成27年度から、市内の各地で開催しています。

平成28年度からは、在宅医療・介護に関する様々なテーマの講演会や市が主催する講演会等のイベントと相談会を組み合わせた二部構成で開催しています。

また、平成30年度から、町会・自治会に専門職が赴き講演会を行う「出張講演会」を実施しています。市は公益社団法人船橋地域福祉・介護・医療推進機構に委託しています。

##### 講演会開催実績

年度	開催回数	参加者数	講演会の主なテーマ
4	7	159	リウマチ・膠原病について等
5	7	212	パーキンソン病について等
6	7	226	パーキンソン病について等

##### 相談会開催実績

年度	開催回数	相談者数	講演会等の主なテーマ
4	8	34	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
5	8	54	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
6	8	52	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項

##### 出張講演会開催実績

年度	開催回数	参加者数	講演会等の主なテーマ
4	5	119	歯科について等
5	3	80	肺炎から身を守る方法等
6	2	58	口腔ケアについて等

#### 5. 船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムを活用した情報共有

##### 【地域包括ケア推進課】

在宅医療・介護連携を推進するための方策の一つとして、在宅で療養生活をする患者の変化する情報について、医療・介護関係者がICTを活用して一元的に共有することができる「船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム」を平成27年11月から導入しました。

医師や訪問看護師、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が、本システムを通じて連携協力関係を深め、在宅で療養生活をする患者に寄り添ったサービスを提供するために役立てています。

##### 利用登録（ID取得者）数

年度	医療・介護関係者数	医療機関・介護事業所数
4	389	105
5	425	116
6	504	131

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 6. 地域リハビリテーション協議会

【健康政策課】

平成 19 年 5 月に医療・福祉等関係機関の代表からなる船橋市地域リハビリテーション協議会を設置し、高齢者及び障害のある人を含むあらゆる人々が、住み慣れた地域で生き生きと「自立」した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期・生活期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され、医療、保健、福祉、介護等生活にかかわる市民及び関係機関が協力し、包括的かつ一体的な支援が行える地域リハビリテーション体制づくりに取り組んでいます。

## 7. リハビリセンター

【健康政策課】

平成 25 年度までは市直営の施設として、主に医療機関等でリハビリを終了した人などに、身体機能を維持する機能訓練（維持期リハビリ）及び介護予防のための「はつらつ高齢者筋力トレーニング」を行う施設として、リハビリテーションや各種相談及び助言などを行っていました。

平成 26 年度から指定管理者制度を導入し、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象に、リハビリの総合的な提供を行っています。

### (1) リハビリセンタークリニック（リハビリテーション科の診療所）

平成 26 年 7 月から、外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施しています。

リハビリセンタークリニック患者数

年度	外来診療 外来リハビリ	通所リハビリ	訪問リハビリ	計
4	7,583	11,653	15,256	34,492
5	7,511	11,641	16,486	35,638
6	5,012	11,811	17,687	34,510

### (2) 訪問看護ステーション

平成 27 年 4 月から、訪問看護ステーションの運営を実施しています。

訪問看護ステーション患者数

年度	4	5	6
患者数	5,301	5,358	5,167

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3) リハビリ事業（医療保険、介護保険適用外のリハビリ）

65歳以上の身体機能に低下がみられる方を対象に、パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施しています。

リハビリ事業利用者数

年度	パワーリハビリ 教室	パワーリハビリ フォローアップ	プールリハビリ	計
4	1,379	11,891	4,442	17,712
5	1,266	12,922	4,633	18,821
6	1,426	13,772	4,384	19,582

### (4) 地域リハビリテーション拠点事業

リハビリに関する総合相談の窓口を設置し、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリ」の推進を支援しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 施策2 「難病患者等の支援体制の充実」

### 1. 難病対策

【保健総務課】

難病患者の不安等を解消するため、相談や療養に必要な支援を行います。また、千葉県が行う医療費助成（指定難病医療費助成制度など）の窓口業務を行います。

難病対策事業実績

年度	医療受給者証 所持者数	保健指導数		
		訪問	面接	電話
4	4,639	142	107	892
5	4,995	184	116	969
6	5,179	187	162	1149

講演交流会・医療相談事業実施回数・参加者数

年度	実施回数	参加者数
4★ <sup>2</sup>	—	—
5	1	20
6	4	101

### 2. 肝炎治療特別促進事業

【保健総務課】

B型及びC型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アノログ製剤治療にかかる医療費の助成申請を受け付けています。

肝炎治療受給者証申請状況

年度	申請件数	認定者数
4	310	310
5	348	348
6	321	319

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 小児慢性特定疾病自立支援事業

#### 【保健総務課】

小児慢性特定疾病により、長期療養を必要とする児とその家族に対し、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、家族相互の交流を図っています。

##### 小児慢性特定疾病自立支援事業（相談支援）実績

年度	相談支援件数		
	訪問	面接	電話
4	3	65	176
5	51	104	278
6	63	139	297

##### 小児慢性特定疾病自立支援事業（講演・交流会）実施回数・参加者数

年度	実施回数	参加者数		
		対象児	親	学校・保健関係者他
4★ <sup>2</sup>	—	—	—	—
5※	1	0	0	0
6	1	0	5	16

※難病と合同開催、小児慢性特定疾病対象児等の参加なし

### 4. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

#### 【保健総務課】

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療給付を行っています。

なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）に該当しなかった小児に対し、小児指定疾病医療費助成事業（市事業）を実施しています。

##### 小児慢性特定疾病医療費支給・小児指定疾病医療費助成事業実績

年度		新規件数	受給者数
4	市事業	4	67
	国事業	106	660
5	市事業	4	61
	国事業	92	643
6	市事業	5	61
	国事業	82	636

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 原爆被爆者見舞金支給制度

【保健総務課】

原爆被爆者に対し、年1回見舞金を支給することにより、福祉の増進に役立てています。

支給額 年 7,000 円

被爆者見舞金の支給状況

年度	支給者数	支給状況(円)
4	175	1,225,000
5	163	1,141,000
6	152	1,064,000

## 6. 難病患者援助金

【保健総務課】

原因が不明で治療方法が確立していない難病にかかっている人に対して援助金を支給します。

(対象)

「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」、「船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証」又は  
「船橋市小児指定疾病医療費助成登録証」等を交付されている人

(支給額)

通院 5,000 円（月1日以上又は月20日未満の入院の場合）

入院 10,000 円（月20日以上の場合）

※ ぜんそくは月20日以上の入院の場合のみ対象になります。

※ 継続して20日以上入院した場合で、前の月と後の月の入院日数がそれぞれ20日未満であるときは、  
後の月を20日以上入院したものとみなして10,000円を支給します。

難病患者援助金支給状況

年度	通院(件)	入院(件)	金額(円)
4	37,100	1,378	199,245,000
5	38,535	1,333	205,970,000
6	38,622	1,304	206,120,000

## 7. 骨髓移植ドナー支援事業

【保健総務課】

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の登録や骨髄等の移植の推進を図るため、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を支給しています。（平成28年4月1日から）

支給額 ドナー 1日につき20,000円（7日が上限）

ドナーが従事する事業所 1日につき10,000円（7日が上限）

#### 骨髓移植ドナー支援事業支給状況

年度	ドナー(件)	ドナーが従事する事業所(件)	金額(円)
4	6	0	840,000
5	5	1	770,000
6	7	2	1,120,000

### 8. がん患者支援事業

#### 【健康づくり課】

がん患者が治療に伴う外見の変化に対応するために購入またはレンタルしたウィッグおよび胸部補整具に係る費用を助成しています。

また、住み慣れた自宅での療養を希望する末期がん患者のうち、介護保険制度の対象とならない40歳未満の方に対して、在宅療養に必要なサービスの利用に係る費用等を助成しています。

#### がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成件数 (単位：件)

年度	ウィッグ	胸部補整具
5	154	39
6	266	82

#### 若年がん患者在宅療養支援事業

(単位：件)

年度	医師の意見書作成	訪問介護・訪問入浴介護 福祉用具貸与及び購入	ケアマネジメント
5	0	0	0
6	1	2	0

## 施策3 「医療提供体制の充実」

### 1. 市立リハビリテーション病院

【健康政策課】

市では、急性期医療については、全国に先駆けてドクターカーを導入するとともに、その中核施設となる医療センターの充実を図って、重篤救急患者の救命に積極的に取り組んできました。

しかしながら、脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対しては、急性期から回復期にかけて集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりの防止による早期の社会復帰を図ることが必要であることから、平成20年4月1日に医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を設置しました。

(1) 所在地 船橋市夏見台4-26-1

(2) 病床数 200床

(3) 診療科目 リハビリテーション科

#### (4) 病院運営

指定管理者 医療法人社団 輝生会

#### (5) 診療

- ・入院診療
- ・外来診療
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・通所リハビリテーション

#### (6) 診療受付時間及び休診日

- ・診療時間 午前8時40分～午後5時
- ・診療受付時間 午前8時30分～午後4時30分
- ・休診日 日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）

#### (7) 令和6年度入院患者数等

##### 入院患者数（実数）

区分	入院患者数	退院患者数
合計	817	816

##### 外来・訪問・通所リハビリテーション患者数

区分	実患者数	延患者数
外来	627	22,591
訪問	500	28,644
通所	197	6,992

※診療日数 309日

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 入院患者の退院先

区分	人数	割合 (%)	全国平均 (%)
自宅	570	74.9	65.0
有料老人ホーム	33	4.3	7.5
グループホーム	4	0.5	
特別養護老人ホーム	8	1.1	3.7
介護医療院	3	0.4	1.1
その他施設	2	0.3	1.3
介護老人保健施設	86	11.3	6.6
転院（療養病床等）	21	2.8	7.8
転院（一般病床）	32	4.2	7.1
死亡退院	2	0.3	
合計	761	100.0	100.0

(疾患別在宅復帰率内訳は下記)

※ 割合 (%)・全国平均 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

※ 転院（療養病床等）には長期療養病院・精神病床・地域包括ケア病床・他院の回復期リハ病棟を含む。

※ 転院（一般病床）には急変による急性期病院への転院を含む。

### 疾患別在宅復帰率

区分	人数	復帰率 (%)	全国平均 (%)
脳血管疾患系	393	84.3	74.0
整形外科系	170	89.0	85.2
廃用症候群	54	80.6	69.8
その他	3	100.0	-
合計	620	85.3	78.4

### 疾患発症から退院するまでの平均日数

区分	人数	日数	全国平均 (日)
脳血管疾患系	484	129.0	125.0
整形外科系	194	94.8	82.1
廃用症候群	80	100.0	83.2
その他	3	70.0	66.7
全体	761	117.0	99.9

※ 全国平均は、一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会が行った「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書（令和7年2月版）」による。

### 相談件数

区分 病棟	受診・受療 援助 (※1)	心理社会的 問題 (※2)	退院援助 (※3)	経済的 援助 (※4)	社会復帰 援助 (※5)	その他	合計
北2病棟	270	1,703	3,469	79	13	208	5,742
南2病棟	132	2,145	3,057	17	4	34	5,389
北3病棟	118	1,223	2,821	7	10	56	4,235
南3病棟	78	3,011	2,123	32	15	40	5,299
北4病棟	217	1,182	3,973	21	7	309	5,709
南4病棟	403	2,311	3,132	63	7	373	6,289
外来	1,676	939	213	54	227	253	3,362
合 計	2,894	12,514	18,788	273	283	1,273	36,025

※1：入院にまつわる問題の解決・調整援助。入院中の他科受診にまつわる問題の解決・調整援助など。

※2：入院・外来通院中に生じる、諸々の心理社会的問題にまつわる解決・調整援助など。

※3：退院にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

※4：経済的問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

※5：復職・復学にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

## 2. 特殊歯科診療事業

【健康政策課】

### (1) さざんか特殊歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）及び要介護高齢者の歯科診療のため、歯科医師会の協力により、平成6年5月北部福祉会館内に、さざんか歯科診療所を設置しました。

平成27年10月から指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「さざんか特殊歯科診療所」に改めました。

令和3年4月から、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、それまで木曜日、土曜日、日曜日の午前12時までであった診療日時について、月曜日、水曜日、金曜日を追加し、診療時間も午後4時30分まで拡大しました。

### さざんか歯科診療所診療状況

年度	障害児(者)		要介護高齢者		
	実患者数	固定診療件数	実患者数	固定診療件数	訪問診療件数
4	353	1,265(110)	146	297(45)	410(10)
5	392	1,476(106)	164	274(42)	509(8)
6	431	1,609(112)	148	330(40)	469(9)

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

※ 固定診療とは、診療所における歯科診療

## (2) かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

昭和 52 年 12 月に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施することとなりました。

平成 29 年 4 月から、歯科診療所におけるサービスの充実を図るために、特殊歯科診療の診療日について月曜日と火曜日を追加し、障害児（者）の診療日を週 6 日、要介護高齢者の診療日を週 5 日に拡大しました。

令和 3 年 4 月からは、歯科診療サービスのさらなる充実を図り、要介護高齢者の診療日を週 6 日に拡大しました。

### かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所診療状況

年度	障害児（者）		要介護高齢者		
	実患者数	固定診療件数	実患者数	固定診療件数	訪問診療件数
4	245	808(195)	140	328(1)	987(56)
5	235	762(190)	168	309(1)	927(155)
6	253	752(236)	194	274(4)	1,174(173)

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち特殊歯科診療の患者数

※ 固定診療とは、診療所における歯科診療

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

## 3. 看護師等養成修学資金

### 【健康政策課】

市内の医療機関等指定施設における看護師等の不足を解消するため市内の医療機関等指定施設で働く意思のある看護学校等の学生に対し修学資金として、平成 24 年度までは月額 20,000 円を、平成 25 年度からは月額 30,000 円に増額し貸付を行っており、併せて市内の医療機関等指定施設に勤務することを目的とした他の修学資金貸付制度と本制度との併給を可能とすることで、貸付対象者の拡大を図りました。

平成 27 年 4 月からは、貸付者について准看護師を養成する学校または養成所に通う学生まで対象とし、また、返還免除となる施設については、介護施設等を含めた市内の医療機関等の規則で定める指定施設とすることにより、医療機関のみから拡大を図りました。

貸付状況 (単位：人)

年度	市立看護専門学校	東京医療保健大学 千葉看護学部	市外の 看護学校等	准看護師 養成所	合計
4	93	78	86	8	265
5	96	92	79	5	272
6	91	87	75	2	255

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 4. 献血推進事業

### 【健康政策課】

輸血用血液の需要に対応するため、船橋市献血推進協議会では千葉県赤十字血液センターに協力し、街頭における普及啓発活動をはじめ、各団体、企業等に対する献血への呼びかけをとおして血液量の確保に努めています。

#### 献血者数の推移

年度	献血者数	内訳		
		200ml	400ml	成分献血
4	57,617(55,484)	1,033(873)	27,036(25,063)	29,548(29,548)
5	60,070(57,768)	1,021(807)	28,687(26,599)	30,362(30,362)
6	61,103(58,483)	960(658)	29,369(27,051)	30,774(30,774)

※( )内の数値は、献血者数のうち献血ルームの実績値。

## 5. 市立看護専門学校

### 【看護専門学校】

市内における看護職員の充足を図ることを目的に、平成3年4月に開校しました。

本校の教育目的は、「看護職として必要な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人として社会に貢献できる看護師として育つ」ことであり、充実した施設、スタッフのもとで看護教育を行っています。

#### (1) 施設の概要

所在地 船橋市金杉1-28-7

#### (2) 受験者、入学者、卒業者の動向

##### 看護専門学校 受験者・入学者住所及び出身高校別内訳（推薦含む）

年度		5		6		7	
		受験者数	入学者数	受験者数	入学者数	受験者数	入学者数
住所別	市内	35	22	28	17	39	20
	県内（市内除く）	34	19	60	25	37	17
	県外	3	2	3	0	9	5
	合計	72	43	91	42	85	42
出身高校別	市内	10	8	24	12	18	12
	県内（市内除く）	49	27	57	28	49	20
	県外	13	8	10	2	16	9
	高校認定・大学検定	0	0	0	0	2	1
	合計	72	43	91	42	85	42

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 看護専門学校 卒業生の進路状況

(単位：人)

年度	市内医療機関等		県内医療機関等 (市内除く)	県外医療機関等	進学	その他	合計	
	市立医療センター	その他						
4	21	6		5	1	0	2	35
5	21	16		3	0	1	2	43
6	18	13		4	0	1	2	38

※ 各年度の卒業時調査

## 6. 医事薬事関係業務

【保健総務課】

### (1) 診療所、薬局等の施設の許可、立入検査等に関すること

診療所、薬局等の施設に対して、各法令に基づき、許可や立入検査等を行います。

#### 医事薬事関係施設一覧

年度	4			5			6		
	施設種別	施設数	病床数	立入延 件数★1	施設数	病床数	立入延 件数	施設数	病床数
病院	22	4,487	6	22	4,529	24	22	4,513	25
診療所(一般)	385	126	29	388	99	31	399	106	55
診療所(歯科)	329	0	25	324	0	26	320	0	17
助産所	20	0	3	27	3	7	28	3	5
薬局	236	—	16	237	—	117	240	—	63
薬局製剤 製造業	16	—	1	16	—	6	15	—	4
薬局製剤 製造販売業	16	—	1	16	—	6	15	—	4
医薬品 店舗販売業	98	—	8	104	—	56	105	—	34
卸売販売業	33	—	1	30	—	15	29	—	12
高度管理医療 機器等販売業	305	—	15	313	—	126	320	—	82
高度管理医療 機器等貸与業	162	—	5	162	—	59	170	—	48
毒物劇物 販売業	120	—	2	113	—	43	115	—	39
毒物劇物業務上 取扱者 (届出施設)	8	—	0	7	—	0	7	—	1
特定毒物研究者	4	—	0	4	—	0	4	—	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 医療安全相談に関するここと

医療法に基づき、船橋市医療安全支援センターを設置し、市民や市内医療機関の患者等より医療安全相談を受け付けています。

医療安全相談受付状況

(単位：件)

年度	相談	苦情	合計
4	498	328	826
5	534	434	968
6	486	396	882

## ◆ 7. 船橋市立医療センター中期経営計画

### 【病院局経営企画室】

この計画は、公立病院である船橋市立医療センターが地域における役割を担い、将来にわたり必要な医療機能を維持・強化していくために取り組むべき経営方針となります。

令和6年度は、令和6年3月に策定した「船橋市立医療センター経営強化プラン・第6期中期経営計画」に沿って、当センターが地域において将来にわたり必要な医療機能を維持・強化するとともに、経営の安定化に取り組みました。

## 8. 市立医療センター

### 【医療センター】

船橋市立医療センターは、地域の医療機関と連携を図りながら船橋市における中核病院として地域医療の充実・向上を目指し、施設の拡充や医療機器の整備を進める一方で、災害拠点病院として、災害時の救命医療を行うなど高度な診療機能等の維持・確保に努めてきました。平成19年1月に厚生労働省から「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受け、平成22年1月には緩和ケア病棟がオープンしました。また、3月には県から「地域医療支援病院」の承認を受けました。さらに、令和5年2月には千葉県がんセンターから「がんゲノム医療連携病院」の指定を受け、より質の高いがん医療を提供するための体制整備を進めています。

平成21年3月には、市民にとって魅力ある病院づくりを目指すとともに経営の健全化などに取り組むため、「医療センター改革プラン」を策定し、平成21年4月に、地方公営企業法の全部適用に移行しました。また、多様化する医療ニーズに対応するため、平成21年4月に5つの診療科、平成23年7月に歯科口腔外科、平成25年4月に消化器外科、乳腺外科及び腫瘍内科を増設し、平成26年4月には放射線科を放射線診断科と放射線治療科に分け、平成30年4月には脳神経内科、また救命救急センターに救急科を設置しました。平成30年10月には腎臓内科及びリウマチ科を増設し、全31診療科となりました。

救急医療の分野では、併設されている救命救急センターが東葛南部保健医療圏の三次救急医療も担当するなど、中心的な役割を果たしています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (1) 所在地

船橋市金杉 1-21-1

## (2) 診療科目

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、代謝内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、精神科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科（31科）

## (3) 病床数

449 床

## (4) 診療受付時間及び休診日等

診療受付時間 午前 8 時 30 分～午前 11 時（平日）

休 診 日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月 29 日～1月 3 日）

※ 救急患者の診療は、診療受付時間外及び休診日においても行います。

## (5) 附属施設

① 看護師宿舎 単身用 70 人（全個室）

② 院内保育所 定員 50 人

③ 立体駐車場 収容台数 272 台

## (6) 救命救急センター

平成 6 年に併設型救命救急センターを開院し、市を中心に東葛南部保健医療圏の三次救急を担っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (7) 患者数

**入院患者数**

	4 年度			5 年度			6 年度		
	延患者数	1 日平均 人数	利用割合 (%)	延患者数	1 日平均 人数	利用割合 (%)	延患者数	1 日平均 人数	利用割合 (%)
呼吸器内科	10,243	28.1	8.2	12,231	33.4	9.1	12,741	34.9	9.4
消化器内科	12,152	33.3	9.7	12,796	35.0	9.5	13,767	37.7	10.1
循環器内科	17,761	48.7	14.2	17,834	48.7	13.3	18,918	51.8	13.9
代謝内科	1,536	4.2	1.2	1,722	4.7	1.3	1,643	4.5	1.2
緩和ケア内科	157	0.4	0.1	513	1.4	0.4	857	2.3	0.6
腫瘍内科	2,479	6.8	2.0	3,009	8.2	2.2	2,959	8.1	2.2
脳神経内科	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
腎臓内科	1,504	4.1	1.2	2,166	5.9	1.6	2,436	6.7	1.8
リウマチ科	1,773	4.9	1.4	1,315	3.6	1.0	1,859	5.1	1.4
小児科	5,090	13.9	4.1	6,623	18.1	4.9	6,319	17.3	4.7
外科	16,906	46.3	13.5	17,668	48.3	13.1	19,225	52.7	14.2
消化器外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乳腺外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整形外科	12,278	33.6	9.8	13,864	37.9	10.3	11,404	31.2	8.4
形成外科	1,193	3.3	1.0	1,305	3.6	1.0	1,101	3.0	0.8
脳神経外科	17,365	47.6	13.9	18,724	51.2	13.9	16,118	44.2	11.9
呼吸器外科	1,533	4.2	1.2	1,273	3.5	0.9	1,308	3.6	1.0
心臓血管外科	5,344	14.6	4.3	5,518	15.1	4.1	5,596	15.3	4.1
皮膚科	1,376	3.8	1.1	1,642	4.5	1.2	1,995	5.5	1.5
泌尿器科	6,860	18.8	5.5	6,122	16.7	4.6	7,242	19.8	5.3
産婦人科	4,810	13.2	3.8	5,112	14.0	3.8	4,996	13.7	3.7
眼科	477	1.3	0.4	690	1.9	0.5	614	1.7	0.4
耳鼻いんこう科	2,066	5.7	1.7	2,437	6.7	1.8	2,859	7.8	2.1
放射線治療科	(675)	(1.8)	—	(990)	(2.7)	—	(808)	(2.2)	—
歯科口腔外科	8	0.0	0.0	89	0.2	0.1	173	0.5	0.1
救急科	2,147	5.9	1.7	1,860	5.1	1.4	1,570	4.3	1.2
合計	125,058	342.6	100.0	134,513	367.5	100.0	135,700	371.8	100.0
診療日数	365 日			366 日			365 日		

※ 1 日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 緩和ケア内科は、主治医の診療科で計上しているが、緩和ケア内科の医師が主治医の場合に限り、緩和ケア内科で計上している。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している。

※ 放射線治療科の患者数は、各科の患者数の再掲。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 外来患者数

基本施策 2 —21

	4年度						5年度						6年度					
	延 患 者 数			1 日 平均 人數	利 用 割 合 (%)	延 患 者 数			1 日 平均 人數	利 用 割 合 (%)	延 患 者 数			1 日 平均 人數	利 用 割 合 (%)			
	新患	再 来	合 計			新患	再 来	合 計			新患	再 来	合 計		新患	再 来	合 計	
一般 外 来	内 科	1,390	1,644	3,034	12.5	1.4	1,150	1,252	2,402	9.9	1.1	1,008	953	1,961	8.1	0.9		
	呼吸器内科	1,228	14,267	15,495	63.8	6.9	1,304	14,083	15,387	63.3	6.7	1,411	13,650	15,061	62.0	6.6		
	消化器内科	1,767	14,277	16,044	66.0	7.1	1,715	14,374	16,089	66.2	7.0	1,749	14,711	16,460	67.7	7.2		
	循環器内科	2,090	18,676	20,766	85.5	9.2	2,062	19,391	21,453	88.3	9.4	2,103	19,458	21,561	88.7	9.5		
	代謝内科	322	9,208	9,530	39.2	4.2	320	9,390	9,710	40.0	4.3	314	9,668	9,982	41.1	4.4		
	緩和ケア内科	16	38	54	0.2	0.0	47	81	128	0.5	0.1	54	135	189	0.8	0.1		
	腫瘍内科	59	3,472	3,531	14.5	1.6	42	4,012	4,054	16.7	1.8	35	4,059	4,094	16.8	1.8		
	脳神経内科	75	657	732	3.0	0.3	107	531	638	2.6	0.3	111	553	664	2.7	0.3		
	腎臓内科	173	2,772	2,945	12.1	1.3	185	3,289	3,474	14.3	1.5	231	3,507	3,738	15.4	1.6		
	精神科	40	3,857	3,897	16.0	1.7	65	4,377	4,442	18.3	1.9	73	4,490	4,563	18.8	2.0		
	リウマチ科	179	3,960	4,139	17.0	1.8	190	4,422	4,612	19.0	2.0	222	4,713	4,935	20.3	2.2		
	小児科	1,290	8,773	10,063	41.4	4.5	1,386	9,474	10,860	44.7	4.8	1,369	9,873	11,242	46.3	5.0		
	外科	1,210	27,764	28,974	119.2	12.9	1,191	29,358	30,549	125.7	13.4	1,208	29,356	30,564	125.8	13.5		
	消化器外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳腺外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	整形外科	902	10,406	11,308	46.5	5.0	860	10,798	11,658	48.0	5.1	912	10,875	11,787	48.5	5.2		
	形成外科	400	3,728	4,128	17.0	1.8	545	4,069	4,614	19.0	2.0	486	3,669	4,155	17.1	1.8		
	脳神経外科	1,356	5,662	7,018	28.9	3.1	1,329	5,371	6,700	27.6	2.9	1,260	5,257	6,517	26.8	2.9		
	呼吸器外科	115	2,498	2,613	10.8	1.2	113	2,208	2,321	9.6	1.0	78	1,972	2,050	8.4	0.9		
	心臓血管外科	149	3,421	3,570	14.7	1.6	134	3,547	3,681	15.1	1.6	125	3,579	3,704	15.2	1.6		
	皮膚科	615	6,645	7,260	29.9	3.2	704	5,940	6,644	27.3	2.9	843	7,250	8,093	33.3	3.6		
	泌尿器科	889	18,708	19,597	80.6	8.7	839	16,766	17,605	72.4	7.7	844	14,907	15,751	64.8	6.9		
	産婦人科	830	9,140	9,970	41.0	4.4	775	9,358	10,133	41.7	4.4	811	9,441	10,252	42.2	4.5		
	眼科	259	7,311	7,570	31.2	3.4	236	7,336	7,572	31.2	3.3	241	7,132	7,373	30.3	3.2		
	耳鼻いんこう科	1,416	7,400	8,816	36.3	3.9	1,628	7,283	8,911	36.7	3.9	1,587	7,506	9,093	37.4	4.0		
	放射線治療科	2	7,172	7,174	29.5	3.2	6	7,050	7,056	29.0	3.1	8	6,912	6,920	28.5	3.0		
	麻酔科	1	2,227	2,228	9.2	1.0	0	2,360	2,360	9.7	1.0	0	2,533	2,533	10.4	1.1		
	歯科口腔外科	2,767	2,141	4,908	20.2	2.2	2,818	2,326	5,144	21.2	2.3	3,058	2,077	5,135	21.1	2.3		
	救急科	483	53	536	2.2	0.2	452	70	522	2.1	0.2	414	49	463	1.9	0.2		
	小計	20,023	195,877	215,900	888.5	95.8	20,203	198,516	218,719	900.1	95.7	20,555	198,285	218,840	900.6	96.3		
	診療日数	243日					243日					243日						
救急 外来	昼 間	3,591	—	3,591	9.8	1.6	3,596	—	3,596	9.8	1.6	2,948	—	2,948	8.1	1.3		
	夜 間	5,893	—	5,893	16.1	2.6	6,135	—	6,135	16.8	2.7	5,365	—	5,365	14.7	2.4		
	小 計	9,484	—	9,484	26.0	4.2	9,731	—	9,731	26.6	4.3	8,313	—	8,313	22.8	3.7		
	診療日数	365日					366日					365日						
	合 計	29,507	195,877	225,384	914.5	100.0	29,934	198,516	228,450	926.7	100.0	28,868	198,285	227,153	923.4	100.0		

※ 1日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している

## 施策4 「救急医療体制の充実」

### 1. 夜間休日急病診療所事業

【健康政策課】

昭和48年12月に医師会の協力により、夜間救急医療体制の改善を図るため、県下に先駆けて衛生センター（旧中央保健センター）内に、夜間の急病患者のための夜間急病診療所を設置しました。

平成20年6月に診療所を船橋市役所別館内に移転するとともに、これまでの夜間診療に加え、日曜・年末年始の昼間の小児科診療を開始し、名称を「夜間休日急病診療所」に改めました。

また、平成27年10月には、保健福祉センター内へ移転したことに伴い、小児科の昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定点化しました。

なお、平成23年10月から、開設及び管理運営を医師会から財団法人船橋市医療公社へ変更し、平成24年4月からは同公社（平成25年4月公益財団法人へ移行）が指定管理者として管理運営を行っています。

夜間休日急病診療所 診療状況

年度	来所患者数			地域別患者数		
	合計	一般	小児	本市	鎌ヶ谷市	その他
4★ <sup>1</sup>	3,615	597	3,018	3,319	143	153
5	7,921	2,333	5,588	7,291	258	372
6	7,636	2,286	5,350	7,093	150	393

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月1日から令和4年9月30日まで深夜帯（午前0時～6時）及び外科の診療を休診

### 2. 二次救急診療事業

【健康政策課】

夜間休日急病診療所や休日当番医などの初期診療で対応できない重症患者に対応するため、平成7年4月から救急医療機関ネットワークを構成する11の病院が輪番制により24時間体制で二次救急診療（内科・外科）事業を実施しています。

また、これら当番医療機関と夜間休日急病診療所との診療時間の“空白”をなくすため、午後5時から午後9時及び午前6時から午前9時の間、軽症患者についても当番医療機関で診療を行っています。

さらに、平成13年4月からは、専門的な治療が必要な小児救急患者を医療機関が輪番制で受け入れる小児二次救急診療事業も実施しています。

二次救急診療事業受診者数

年度	二次救急	小児二次救急
4	11,051	4,934
5	10,240	5,440
6	9,922	4,690

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 休日診療事業

#### 【健康政策課】

休日の急病患者に対応するため、昭和 35 年 7 月から、医師会の協力のもと、内科、外科などの医療機関が輪番で診療する休日当番医制度を実施しています。

平成 20 年 6 月から、日曜、年末年始の小児科当番医を船橋市夜間休日急病診療所に一部定点化、また、平成 27 年 10 月からは、夜間休日急病診療所が保健福祉センター内に移転することに伴い、祝休日においても診療を実施することで休日の小児科当番医を夜間休日急病診療所に定点化しました。

休日診療事業受診状況

年度	患者数			
	合 計	内 科 系	外 科 系	そ の 他 科
4	2,959	2,015	676	268
5	6,024	4,886	749	389
6	5,943	4,552	792	599

### 4. 休日歯科診療事業

#### 【健康政策課】

昭和 52 年 12 月に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改めました。

来所患者数

年度	来所患者数	地域別患者数		
		本 市	鎌ヶ谷市	そ の 他
4	208	177	12	19
5	234	205	10	19
6	284	248	17	19

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち休日急患歯科診療の患者数

## 5. ふなばし健康ダイヤル24

### 【健康政策課】

#### (1) 事業内容

平成23年6月1日から、市民からの電話による健康・医療・介護・メンタルヘルス等の相談に、看護師等が24時間年中無休で応じるとともに、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関を案内する事業を、市は委託し実施しています。

ふなばし みな健康

電話 0120-2784-37 FAX 0120-3066-68 ※船橋市民専用・通話料無料

#### (2) 主な相談内容

- ・健康相談 ..... 日常生活で感じる「身体の不調」や、「健康の保持・増進」に関するもの
- ・医療相談 ..... 病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- ・介護相談 ..... 介護者や被介護者が抱く様々な不安
- ・育児相談 ..... 妊娠・出産・育児などの相談についてのアドバイス
- ・メンタルヘルス相談 ..... ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- ・医療機関情報案内 ..... 最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関の案内

### ふなばし健康ダイヤル24相談実績

(単位：件)

年度	相談件数	相 談 内 容 内 訳										
		健診・ ドック	健康保持 増進	気になる 身体の症状	家庭看護	治療	母子 保健	育児	ストレス・ メンタル ヘルス	紹介・ 手配	夜間・休日の 医療機関案内	その他
4	72,876	242	279	35,345	2,509	12,296	17	1,704	13,858	34	6,454	138
5	93,052	237	303	47,395	3,164	16,603	28	2,188	13,590	43	9,376	125
6	100,243	357	491	48,356	3,857	18,946	28	1,972	16,072	62	9,930	172

## 6. 救急医療シンポジウム

### 【健康政策課】

平成元年度から、市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及・啓発を図ることを目的として開催しています。

### 救急医療シンポジウム開催状況

年度	4 <sup>★2</sup>	5	6
参加者数	-	277	198
テーマ	-	災害医療	心肺蘇生法
会場	-	船橋市勤労市民センター	船橋市勤労市民センター

## 7. 救急医療推進事業

【健康政策課】

### (1) 公共施設設置 AED一元化事業

市内の公共施設にAEDを設置し、施設の利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

また、夜間や土日等の学校職員不在時でもAEDが使用できるよう、全市立学校に屋外収納ボックスを設置し、屋内に設置されていたAEDを屋外へ移設しました。併せて、AED設置場所と設置場所までの経路を示した周知看板を、主要な校門付近に設置いたしました。

設置施設数

年度	5	6	7
施設数	257	257	258

各年度 4月 1日現在

### (2) 船橋まちなかAEDステーション事業

市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市内の 24 時間営業のコンビニエンスストアのうち、協力が得られた店舗にAEDを設置し、当該コンビニエンスストアの周辺で心停止傷病者が発生した際に、市民がいつでもAEDを利用できる環境を整えました。

設置店舗数

年度	5	6	7
店舗数	228	224	228

各年度 4月 1日現在

### (3) 教育・保育施設AED設置事業

私立の認可保育所、幼稚園及び認定こども園にAEDを設置し、子どもの安全・安心を確保するとともに、これらの施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

設置施設数

年度	5	6	7
施設数	146	147	148

各年度 4月 1日現在

### (4) 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

【消防局救急課】

AEDの普及・啓発を図るとともに、催しの参加者の安全を図るため、市内の消防署、分署及び消防の出張所の 13 か所において、次のいずれかに該当する催しに対して無償で貸出を行っています。

- ① 市が主催、共催、後援又は協賛をする催し
- ② 営利を目的とせず、かつ、私的ではない催し

※本事業は船橋市自動体外式除細動器貸出し事業実施要綱に基づき、平成 27 年 11 月から所管課を健康政策課から消防局救急課に変更し、実施しています。

※いずれもAEDの使用方法を学ぶことを目的とするものは除くものとしています。

貸出実績

年度	4	5	6
貸出数	18	18	18

## 基本施策 3 高齢者福祉



## 基本施策3 「高齢者福祉」

### 1. 高齢者人口

#### 【高齢者福祉課】

市における65歳以上の人口は、昭和55年10月には23,742人で総人口に対し5.0%でしたが、令和7年4月では、総人口に対する比率は、23.8%となっています。

65歳以上人口推移

年度	船橋市総人口A	65歳以上人口B	総人口比(%) (B/A×100)
平成 14	551,916	76,286	13.8
15	556,986	81,157	14.6
16	561,126	85,394	15.2
17	563,737	89,902	15.9
18	569,750	95,231	16.7
19	576,384	101,106	17.5
20	584,152	106,651	18.3
21	590,943	112,449	19.0
22	598,213	116,636	19.5
23	601,321	119,131	19.8
24	602,996	123,777	20.5
25	615,876	130,367	21.2
26	620,389	135,867	21.9
27	624,396	141,207	22.6
28	627,816	145,201	23.1
29	632,341	148,203	23.4
30	636,539	150,822	23.7
令和 元	640,012	152,661	23.9
2	643,971	154,125	23.9
3	645,450	154,947	24.0
4	645,972	155,345	24.0
5	647,597	155,270	24.0
6	648,594	155,293	23.9
7	650,768	155,059	23.8

※ 表の数値は各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にしています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 60歳以上人口年齢別推移

年度	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	合計
平成 14	38,067	30,550	19,640	12,471	13,625	114,353
15	39,177	31,926	21,507	13,287	14,437	120,334
16	41,385	32,788	22,927	14,300	15,379	126,779
17	41,615	33,617	24,600	15,357	16,328	131,517
18	39,732	34,620	26,651	16,440	17,520	134,963
19	39,383	36,260	28,526	17,594	18,726	140,489
20	40,985	37,608	29,873	19,276	19,894	147,636
21	41,532	39,709	30,883	20,551	21,306	153,981
22	43,296	39,962	31,701	22,162	22,811	159,932
23	45,226	38,010	32,707	24,039	24,375	164,357
24	44,049	37,778	34,184	25,726	26,089	167,826
25	41,040	39,432	35,499	27,117	28,319	171,407
26	38,122	39,984	37,462	28,023	30,398	173,989
27	34,888	41,699	37,847	28,836	32,825	176,095
28	32,933	43,474	36,054	29,934	35,739	178,134
29	31,575	42,376	35,781	31,503	38,543	179,778
30	30,344	39,319	37,349	32,667	41,487	181,166
令和 元	30,253	36,537	37,884	34,548	43,692	182,914
2	30,411	33,526	39,465	34,936	46,198	184,536
3	30,899	31,645	41,077	33,208	49,017	185,846
4	31,722	30,240	40,059	32,788	52,258	187,067
5	33,186	29,045	37,158	34,184	54,883	188,456
6	34,540	28,880	34,326	34,666	57,421	189,833
7	36,891	28,996	31,533	35,894	58,636	191,950

※ 表の数値は各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にしています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 施策1 「生きがいづくり」

### 1. 生きがい広場（ゲートボール場）事業

【高齢者福祉課】

高齢者の健康の増進と仲間づくりを図ることを目的に生きがい広場にゲートボール場を設置しています。

生きがい広場 設置状況

No.	所在地	開設年月	規模（面）
1	南三咲 3-17-25	昭和 58年 4月	3
2	習志野台 5-42-2	60年 4月	1
3	本郷町 499	60年 4月	1
4	三山 6-14	62年 4月	1
5	松が丘 4-32	平成 7年 4月	1
合 計			7

### 2. 老人憩の家事業

【高齢者福祉課】

高齢者が相互の親睦、教養の向上、レクリエーション等の活動を行う場として、「老人憩の家」を設置しています。

利用時間 公共施設内 午前9時～午後5時

そ の 他 午前10時～午後4時

開設日 週3日以上

老人憩の家設置状況

No.	所在地	開設日	No.	所在地	開設日
①	海神町 2-264-5	平成 5. 10. 1	18	習志野台 2-19-11	昭和 55. 7. 23
②	浜町 2-1-15	平成 26. 5. 23	19	習志野台 3-17-3	平成 7. 4. 1
③	本町 1-23-7	昭和 62. 4. 1	20	習志野台 8-32-17	平成 23. 4. 1
④	南本町 10-1	平成 2. 4. 1	㉑	飯山満町 2-488-8	昭和 60. 4. 1
⑤	宮本 6-18-1	昭和 63. 4. 1	22	前原西 7-15-27	平成 28. 4. 1
⑥	若松 2-3-6	昭和 55. 4. 1	㉓	三山 2-42-3	昭和 57. 4. 1
⑦	西船 2-21-12	平成 14. 6. 1	24	薬円台 3-10-19	平成 23. 6. 1
⑧	西船 4-17-3	平成 17. 1. 24	㉕	薬円台 5-18-1	平成 3. 4. 1
⑨	本郷町 554	昭和 56. 4. 1	㉖	小室町 3308	昭和 56. 4. 1
⑩	前貝塚町 601-1	昭和 62. 4. 1	㉗	松が丘 1-52-22	昭和 59. 5. 8
⑪	本中山 1-6-6	平成 20. 4. 1	㉘	三咲 3-5-10	平成 1. 4. 1
⑫	新高根 1-12-9	平成 2. 4. 1	㉙	みやぎ台 1-7-1	昭和 58. 4. 1
⑬	高根台 1-2-5	平成 8. 5. 29	30	三山 5-23-8	平成 13. 4. 1
⑭	高根台 2-2-2	昭和 59. 6. 7			
⑮	夏見 4-39-15	昭和 61. 4. 29			
16	田喜野井 1-26-1	平成 1. 4. 1			
17	田喜野井 4-24-1	令和 5. 4. 1			

※ No. の○囲みの所は公共施設内に設置

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 老人福祉センターの設置

#### 【高齢者福祉課】

老人福祉法に基づき設置された施設で、60歳以上の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のため、便宜を総合的に供与することを目的としています。

##### (1) 東老人福祉センター

所在地 船橋市葉円台5-31-1（社会福祉会館内）  
運営 指定管理者 (公財)船橋市福祉サービス公社

##### 設置の内容

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、研修室、大広間、娯楽室、健康・生活相談室、図書室、機能回復訓練室、浴室

##### 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
4★ <sup>1</sup>	49,819	0	87	49,906	171
5	49,511	0	89	49,600	170
6	61,390	0	89	61,479	211

##### 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
4★ <sup>1</sup>	37,365	15,158	25,509	78,032	3,206	2,316	2,335	85,889
5	40,310	16,149	34,951	91,410	3,319	2,111	2,185	99,025
6	48,911	16,480	34,904	100,295	4,026	2,831	2,973	110,125

##### 趣味・講座会員数（6年度）

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
料理	第1・3火	23	詩吟	第2・4金	17
手芸	第1・3火	13	茶道	第2・4金	13
カラオケ	第2・4土	92	木彫	第1・3月	29
華道	第2・4水	14	ダンス	第2・4金	21
レクダンス	第2・4水	44	盆栽	第1・3金	7
書道	第1・3土	29	囲碁	毎日	77
民謡	第2・4木	25	卓球	不定期 (月6日程)	89
歌唱	第1・3木	58	ビリヤード	毎日	36
舞踊	第1・3木	11	折紙	第2・4水	28
大正琴	第2・4月	12	将棋	毎日	30
ほほえみ体操	第1・3月	86	ばか面踊り	第1・3水	11
俳句	第1・3金	11	クラブ数合計	23、会員数合計	776

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 中央老人福祉センター

所在地 船橋市夏見台 1-11-3  
運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

### 設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、健康相談室、浴室、機能回復訓練室、作業室、大広間
2階	娯楽室、図書室、研修室、趣味のへや
別棟	陶芸施設

### 施設の利用状況 (単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
4★ <sup>1</sup>	30,728	293	35	31,056	106
5	34,794	1,403	31	36,228	124
6	38,748	1,589	37	40,374	138

### 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況 (単位：人)

年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
4★ <sup>1</sup>	4,477	4,965	4,476	13,918	4,648	3,328	460	22,354
5	4,854	5,229	5,349	15,432	4,620	4,035	839	24,926
6	6,599	5,560	5,324	17,483	4,930	6,137	2,392	30,942

### 趣味・講座会員数 (6 年度)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
ハワイアン	第1・3月	19	水墨画	第2・4木	10
コーラス	第1・3月 第2・4金	33	盆栽	第2・4木	8
ハーモニカ	第1・3月	12	舞踊	第1・3金	6
折り紙	第1・3月	18	茶道	第2・4火	6
カラオケ	第2・4月	35	書道	第2・4金	12
手芸	第2・4月	11	卓球	第1~4木 第2・4土	44
ばか面	第1・3火	7	囲碁	毎日	12
陶芸	第1~4火 第1・3金	43	将棋	毎日	21
俳句	第1・3水	7	撞球	毎日	15
民謡	第1・3水 第1・3土	21	ウクレレ	第1・3木	8
ダンス	第2・4水	9	ペン習字	第1・3水	15
詩吟	第2・4水	10	パソコン	第1・3土	20
華道	第1・3木	11	絵画	第2・4土	16
				クラブ数合計 26 、会員数合計 429	

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3) 北老人福祉センター

所在地 船橋市三咲 7-24-1 (北部福社会館内)

運営 指定管理者 (福)清和会

#### 設置の内容

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、会議室、大広間、教養娯楽室、生活・健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、付設作業室

#### 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
4★ <sup>1</sup>	46,502	657	120	47,279	161
5	44,651	579	51	45,281	155
6	45,626	744	57	46,427	158

#### 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
4★ <sup>1</sup>	11,537	15,219	15,195	41,951	2,678	6,351	10,711	61,691
5	10,929	14,672	16,870	42,471	2,897	3,807	10,782	59,957
6	10,977	13,819	17,556	42,352	3,312	3,728	11,161	60,553

#### 趣味・講座会員数 (6 年度)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
書道	第1・3月	24	詩吟	第2・4水	10
歌唱	第2・4月	50	料理	第2・4水	15
舞踊	第2・4月	8	陶芸	第2・4月 第2・4水	33
社交ダンス	第2・4火	22	俳句	第1・3木	10
囲碁	第1・2・3・4水	41	卓球	第1・2・3・4金	50
将棋	第1・2・3・4水	13	大正琴	第1・4金	10
練功	第1・3水	35	茶道	第1・3金	10
カラオケ	第1・3月	50	民謡	第2・4水	40
フラダンス	第1・3土	19	絵手紙	第1・3木	18
折紙	第1・3水	10	健康麻雀	第1・2・3・4土	55
クラブ数合計 20、会員数合計 523					

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (4) 西老人福祉センター

所在地 船橋市藤原3-2-15（西部福祉会館内）  
運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

#### 設置の内容

階別	室名
1階	ラウンジ、付設作業所
2階	所長室、事務室、生活相談室、大広間、趣味室・教養室、健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、会議室、実習室、研修室、娯楽室

#### 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
4★ <sup>1</sup>	33,023	0	41	33,064	112
5	35,383	307	32	35,722	122
6	35,944	321	62	36,327	124

#### 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
4★ <sup>1</sup>	4,652	7,766	10,128	22,546	1,644	12,446	5,392	42,028
5	5,451	9,657	12,440	27,548	1,622	13,502	5,090	47,762
6	5,375	9,677	14,951	30,003	1,534	14,797	5,173	51,507

#### 趣味・講座会員数（6年度）

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
囲碁	毎日	18	大正琴	第2・4水	7
絵手紙	第1・3金	12	卓球	毎日	142
折紙	第1・3金	21	陶芸A	第1・2・3木	28
華道	第2・4火	13	陶芸B	第1・2・3月	22
カラオケA	第1・3火	48	フラダンス	第2・4水	15
カラオケB	第1・3金	38	ほほえみ体操	第2・4金	14
茶道	第1・3火	5	民謡	第2・4月	24
社交ダンス	第1・3月	29	Cストレッチ	第2・4火	16
将棋	毎日	20	ペン習字	第1・3水	15
書道	第1・3火	14	ウクレレ	第1・2・3・4金	17
新舞踊	第1・3木	13	パッチワーク	第2・4火	15
クラブ数合計 22、会員数合計 546					

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (5) 南老人福祉センター

所在地 船橋市湊町 1-11-19 (南部福祉会館内)

運営 指定管理者 (福) 聖進會

### 設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、付設作業所
2階	ラウンジ、健康相談室、機能回復訓練室、会議室、大広間、図書室、浴室
3階	実習室、和室、研修室、集会室、趣味室、娯楽室

### 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
4★ <sup>1</sup>	30,077	2,411	45	32,533	111
5	33,791	2,206	67	36,064	123
6	35,520	2,649	53	38,222	130

### 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
4★ <sup>1</sup>	5,015	7,016	9,695	21,726	1,486	8,150	1,876	33,238
5	6,324	7,375	10,666	24,365	2,239	8,201	1,931	36,736
6	7,406	9,767	11,200	28,373	5,795	8,753	2,191	45,112

### 趣味・講座会員数 (6 年度)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
カラオケ	第1・3月	51	将棋	毎週火・金	30
陶芸A	第1・3木	12	料理	第2・4火	0
陶芸B	第2・4木	10	書道	第2・4月	18
社交ダンス	第1・3木	20	茶道	第1・3水	3
詩吟	第2・4月	14	手芸	第1・3金	17
新舞踊	第2・4木	12	フラダンス	第2・4水	28
卓球	毎週火・第1・3・5土	46	養生功	第2・4木	30
ウクレレ	第1・3水	12	ほほえみ体操	第2・4金	29
囲碁	毎週火・金	25	ひまわり歌唱	第1・3金	51
健康麻雀	毎週水	55	クラブ数合計 19 、会員数合計 463		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 老人クラブ助成事業

##### 【高齢者福祉課】

老人クラブは、概ね60歳以上の人を対象とした地域を基盤とする自主的な組織であり、健全で豊かな日常生活を送るため、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っています。

老人クラブ地区別結成状況

地区別	中央地区	東部地区	西部地区	北部地区	合計
老人クラブ数	48	84	21	44	197

老人クラブ数年度別推移

年度	4	5	6
老人クラブ数	212	207	197
会員数	9,749	9,184	8,650

老人クラブ助成金年度別推移

年度	4	5	6
均等割助成	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円
人員割助成	20～29人：21人目から1人に つき年額450円 30人以上：31人目から1人に つき年額450円	20～29人：21人目から1人に つき年額450円 30人以上：31人目から1人に つき年額450円	20～29人：21人目から1人に つき年額450円 30人以上：31人目から1人に つき年額450円
助成額	16,894,800円	16,084,350円	15,098,700円

#### 5. 敬老事業

##### 【高齢者福祉課】

多年にわたり社会にご尽力いただいた高齢者に感謝と敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老行事を開催する町会・自治会等に対し、敬老行事交付金を交付しています。

また、その年の7月1日に市内に居住し、下表の年齢に達する方に敬老祝金を支給しています。

敬老行事交付金交付状況

年度	4★ <sup>2</sup>	5	6
交付件数	—	306	360

敬老祝金交付状況

(単位：人)

年度	4	5	6
88歳	2,841	3,347	3,435
100歳	96	110	128

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 6. 高齢者いきいき健康教室

### 【高齢者福祉課】

市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、軽体操・ダンス等を通じ、体力の維持・増進及び、ふれあいの場の提供を目的として実施しています。

#### 高齢者いきいき健康教室利用状況

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
利用者数	366	442	564
会場	南老人福祉センター（2教室） 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内 老人憩の家 緑台町会会館	南老人福祉センター（2教室） 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内 老人憩の家 緑台町会会館	南老人福祉センター（2教室） 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内 老人憩の家 緑台町会会館

## 7. 高齢者健やか活動支援事業

### 【高齢者福祉課】

老人クラブや地域単位の団体等（以下、「協力団体」という。）が、概ね60歳以上の高齢者を対象として、健康増進や体力づくり、食生活の改善、加齢による心身機能の低下への対応等を演題として、医師・保健師・栄養士等の医療関係者を招き、講演会や説明会を市との共催により開催しています。  
テーマや講師については、協力団体が決定します。

#### 高齢者健やか活動支援事業実施状況

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
回数	2	4	0
参加者数	37	106	0

## 施策2 「施設整備・人材確保の推進」

### 1. ケア・リハビリセンター

#### 【高齢者福祉課】

船橋市ケア・リハビリセンターは、福祉先進都市で姉妹都市でもあるデンマーク王国オーデンセ市の優れた施策を参考として、平成10年度に開設した高齢者支援施設です。

この施設は、ケアハウスとリハビリセンターで構成され、特にリハビリセンターは、維持期におけるリハビリテーションサービスを提供することにより、ねたきり防止を図るもので

所 在 地 船橋市飯山満町 2-519-3

施設内容 リハビリセンター

ケアハウス [個室 30 室、夫婦室 5 室、計 40 人分]

### 2. 養護老人ホームへの措置

#### 【高齢者福祉課】

65 歳以上で、経済的理由及び環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所させます。

措置者数（長期入所）

豊寿園（船橋市） 20 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

### 3. 特別養護老人ホーム整備促進事業

#### 【高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの整備促進を図るため、整備を行う事業者へ補助金を交付します。

特別養護老人ホーム 補助単価 4,500,000 円/床、併設ショート 3,700,000 円/床

令和 6 年度補助額 524,000,000 円（特養 100 床、併設ショート 20 床）

### 4. 特別養護老人ホーム朋松苑の設置

#### 【高齢者福祉課】

要介護認定を受けた高齢者に、ケアプランに基づき、日常生活の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等のサービスを行います。また、要介護・要支援高齢者とその家族の負担を軽減するための通所介護（デイサービスセンター）・短期入所生活介護（ショートステイ）施設等を併設しています。

所 在 地 船橋市西船 2-21-12

定 員 120 人（特別養護老人ホーム 100 人 ショートステイ 20 人）

運 営 指定管理者（福）八千代美香会

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 老人デイサービスセンターの設置

### 【高齢者福祉課】

市立の老人デイサービスセンター3箇所で、在宅の要介護・要支援高齢者に対し入浴・給食等の日常生活上の支援などを日帰りで行っています。

#### (1) 北老人デイサービスセンター

所在地 船橋市三咲 7-24-1 (北部福祉会館内)  
利用定員 20名  
運営 指定管理者 (有)ミカタ

#### (2) 南老人デイサービスセンター

所在地 船橋市湊町 1-11-19 (南部福祉会館内)  
利用定員 30名  
運営 指定管理者 (福)南生会

#### (3) 朋松苑デイサービスセンター

所在地 船橋市西船 2-21-12 (特別養護老人ホーム 朋松苑内)  
利用定員 40名  
運営 指定管理者 (福)八千代美香会

## 6. 介護ロボット等導入支援事業費補助事業

### 【高齢者福祉課】

介護環境の改善を図るための介護ロボットの導入や、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、介護施設等の大規模修繕に併せてロボット・ICTを導入する経費の一部を補助します。

特別養護老人ホーム等 補助単価 496,000円/床

## 7. 介護人材バンク事業

### 【地域包括ケア推進課】

介護人材の確保および定着に向け、介護職を目指す求職者と市内介護施設・事業者を結ぶ、「船橋市介護人材無料職業紹介所」を令和4年2月に開設し、運営しております。

紹介所では、求職者と人材不足で困っている介護施設等のマッチングを行うほか、求職者が施設・事業所へ見学・面接する際の同行支援や、就職後の面談、研修など継続的な支援を行います。

市は一般社団法人船橋市医師会に委託し実施しています。

#### 介護バンク事業実績

年度	有効求人数	有効求職者数	就職者数
4	213	42	5
5	313	48	7
6	340	63	9

(各年度3月31日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 8. 介護職員初任者研修等費用助成事業

【介護保険課】

介護職員の就業促進及び資質の向上のため、介護職員初任者研修及び実務者研修受講に係る費用の一部を助成します。

実施状況

年度	4	5	6
延助成人数	232	226	202

## 9. 介護・福祉の合同就職説明会「PORT」の開催事業

【介護保険課】

介護に従事する人材を確保するため、合同就職説明会を開催します。

開催状況

年度	説明会開催回数	出展法人数
4	1	34
5	1	47
6	2	59

## 施策3 「相談支援体制の充実」

### ◆ 1. 船橋市成年後見制度利用促進基本計画

#### 【地域包括ケア推進課】

成年被後見人等の基本的人権が尊重され、意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、国において平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。国の計画では、成年後見制度利用促進や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が掲げられています。

こうした状況を踏まえ、船橋市においても、認知症や知的障害、その他精神上の障害により判断能力が十分でない人の生活や権利を護るため、令和4年3月に「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。計画期間は令和4年度をスタートとし5年間としております。

「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」では、『みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。』を基本理念とし、認知症や障害により判断能力が十分でなくとも、本人の意思が尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。本計画では、船橋市における権利擁護支援体制の整備や、司法・福祉等の専門職と地域が結びつき市民を支える地域連携ネットワークの構築、市民が安心して制度を円滑に利用できるための体制の整備、権利擁護支援の推進を図る中核となる機関の設置等を掲げています。

すべての市民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う地域づくりのため、事業を推進してまいります。

### 2. 成年後見制度普及事業

#### 【地域包括ケア推進課】

認知症、知的障害、その他精神上の障害により判断能力が十分でない人の財産や権利を護るため、司法・福祉・地域関係者が協働する地域の支援連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の包括的な支援体制の構築、成年後見制度の利用促進、制度の普及、啓発を行います。

#### (1) 船橋市権利擁護支援等推進協議会

船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定、進捗管理等の協議、船橋市における権利擁護支援の推進のため、司法・医療・福祉の専門職や権利擁護に携わる地域の関係者等を構成員とする船橋市権利擁護支援等推進協議会を年2回開催します。

#### (2) 権利擁護支援定例会議・専門職相談

司法・福祉の専門職によるバックアップのもと、成年後見制度の利用の判断や権利擁護支援方針の決定、支援困難事例の対応等を検討する体制を整え、権利擁護における適正な支援を担保するとともに、後見人や権利擁護に携わる支援者の支援を行います。

権利擁護支援定例会議は年6回、専門職相談は弁護士や司法書士等から臨時でアドバイスを受ける体制を整えています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3) 専門職研修

後見人や権利擁護に携わる専門職に対して、意思決定支援の啓発や権利擁護支援の質の向上を目指すため、研修を実施します。

### (4) 成年後見制度市民向け講演会

市民に対して、成年後見制度の普及啓発のため講演会を実施します。

成年後見制度市民向け講演会 開催状況

年度	開催回数	参加者数
4★ <sup>1</sup>	2	142
5	2	170
6	2	132

## 3. 成年後見制度利用支援事業（65歳以上高齢者）

### 【地域包括ケア推進課】

65歳以上の高齢者であって成年後見制度を利用するにあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人等の報酬等を助成します。

成年後見制度利用支援事業実施状況（報酬助成）

年度	4	5	6
件数	96	119	124

## 4. 高齢者まちかど案内所事業

### 【地域包括ケア推進課】

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、65歳以上の介護保険を受けていない方やその家族に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう無償協力事業です。

高齢者まちかど案内所事業 協力事業者数

年度	介護保険事業所	薬局	接骨院・整骨院	はり・きゅう・マッサージ施設	その他	合計
4	132	47	10	6	1	196
5	128	47	9	6	2	192
6	128	47	10	5	0	190

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 認知症高齢者等サポート医事業

### 【地域包括ケア推進課】

医療や介護を必要とする緊急性の高い状態の高齢者に対し、医療と介護を一体的に提供するため、精神科医が訪問し対象者の状態像について見立てや専門的な知見からの助言を行います。また、その後に必要な入院・入所等におけるサポートを実施します

認知症高齢者等サポート医事業 実施状況

年度	件 数
5	1
6	2

## 6. 高齢者実態把握事業

### 【地域包括ケア推進課】

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、地域包括支援センターや受託者の調査員が訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を地域包括支援センターの支援に繋げます。

調査件数

年度	4	5	6
調査件数	15,106	17,447	20,471
支援につなげた数	160	145	103

## 7. 包括的支援事業【地域支援事業】

### 【地域包括ケア推進課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な医療や介護などの社会保障制度、その他の関係機関へつなぐ体制が必要となります。また、対象者一人ひとりについて多様な職種が連携・協働し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが重要です。

介護や福祉、健康、医療、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に高齢者やその家族を支援する体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、地域包括支援センターを直営5か所、委託9か所の計14か所設置し、包括的支援事業を実施しています。

また、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの協働機関として位置づけ、地域の身近な相談窓口として地域包括支援センターと一体となって高齢者支援を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 地域包括支援センター一覧

名称	所在地
中部	北本町 1-16-55 (保健福祉センター1階)
新高根・芝山、高根台（委託）	芝山 1-39-7 フォンテーヌ芝山 104
東部	薬円台 5-31-1 (社会福祉会館3階)
前原（委託）	前原西 2-29-10 青空ビル1階
三山・田喜野井（委託）	三山 6-41-24 田屋ビル 103
習志野台（委託）	習志野台 2-71-15 ACE ビル2階 202
西部	本郷町 457-1 (西部消防保健センター4階)
塚田（委託）	前貝塚町 535-10 ハイム ルーエ
法典（委託）	馬込西 1-2-10 寿ビルA101
南部	湊町 2-10-25 (市役所3階)
宮本・本町(委託)	宮本 4-19-12 ヨモギダビル 203
北部	三咲 7-24-1 (北部福祉会館1階)
二和・八木が谷（委託）	二和東 6-17-39
豊富・坪井（委託）	神保町 117-8

#### (1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

介護や福祉などに関する問題や高齢者虐待の防止、成年後見制度など高齢者の相談に総合的に応じています。

地域包括支援センター総合相談実施状況 (単位：件)

年度	介護保険等 保健福祉サービス	権利擁護 (成年後見制度等)	高齢者虐待	合計
4	66,000	2,849	3,797	72,646
5	70,161	3,854	5,231	79,246
6	78,276	4,973	4,851	88,100

#### ① 在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センター運営状況

年度	委託数（箇所）	延相談件数	実態把握件数
4	15	17,106	1,101
5	15	17,353	1,055
6	15	18,710	1,106

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ② 相談協力員の研修

相談協力員\*研修参加状況

年度	開催回数	参加者数
4	1	246
5	1	269
6	1	224

\*相談協力員とは地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの円滑な運営に資するため、情報提供、連携支援及びその他協力を行う者で、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域ボランティア等、福祉に対し関心の高い者の中から依頼した者をいう。

## (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行っています。

ケアマネジャー支援事業実施状況

年度	介護支援専門員相談件数
4	912
5	1,214
6	1,389

## 施策4 「生活支援の充実」

### 1. 食の自立支援配食サービス事業

【高齢者福祉課】

食事づくりが困難な高齢者等を対象に、栄養のバランスが良く食べやすい食事をお届けするとともに、希望する人には、管理栄養士が食事内容を分析し、栄養指導を行う栄養管理サービスを実施しています。市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	4	5	6
登録者数	184	183	180
延配食数(食)	12,428	13,009	13,017
栄養管理利用者数	110	112	113

### 2. 福祉タクシー事業

【高齢者福祉課】

要支援2・要介護1～5の認定を受けた高齢者を対象に、タクシー運賃の半額(上限1,200円)を助成する福祉タクシー乗車券(要介護者等)を交付しています。

交付状況

年度	4	5	6
交付件数	9,858	10,987	11,580

### 3. 寝具乾燥消毒事業

【高齢者福祉課】

日照又は人手などの理由で寝具の自然乾燥消毒を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、寝具乾燥消毒車を派遣しています。

利用状況

年度	4	5	6
利用者数	131	141	128

### 4. 軽度生活援助事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	4	5	6
利用者数	388	375	344
延世帯数	11,541	11,306	10,285

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 訪問理美容サービス

### 【高齢者福祉課】

理容院・美容院へ出向くことが困難な要介護4・5の高齢者等を対象に、理容師・美容師が居宅を訪問して、カットを行います。

利用状況

年度	4	5	6
実利用者数	34	49	55
延利用回数	89	117	129

## 6. 日常生活用具の給付・貸与

### 【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者を対象に、日常生活用具の給付・貸与を行っています。

ただし、杖を除く日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与については市県民税所得割非課税世帯に限ります。

給付・貸与の状況

年度		4	5	6
給付	電磁調理器(台)	95	86	79
	自動消火装置(台)	21	24	20
	シルバーカー(台)	177	212	211
	杖(本)	677	787	944
貸与	福祉電話(台)	10	9	7

## 7. 補聴器購入費用助成事業

### 【高齢者福祉課】

聴力低下により日常生活に支障がある市県民税所得割非課税世帯の高齢者(聴覚障害の身体障害手帳を交付されておらず、医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること。)を対象に、補聴器を購入する際の費用の一部を助成しています。

助成状況

年度	4	5	6
助成件数	121	156	158

## 8. 緊急通報装置の貸与

### 【高齢者福祉課】

ひとり暮らし等で、常時安否確認が必要な65歳以上の高齢者を対象に、急病など万一の場合に緊急連絡がとれる装置を無料で貸与しています。

また、常に安否の確認は必要ではなくても、急病やケガなど緊急時の対応に不安を持っている75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、有料で貸与しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 貸与状況

年度	4	5	6
延貸与数（台）	24,356	25,261	26,068
3月末現在貸与数（人）	2,075	2,126	2,225

## 9. 声の電話訪問

### 【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消と安否確認のため、電話相談員が定期的に電話で訪問しています。

### 利用状況

年度	4	5	6
利用者数	81	88	91

## 10. 高齢者住宅整備資金貸付事業

### 【高齢者福祉課】

日常生活で介護を必要とする65歳以上の高齢者のために住宅を補修又は増改築する場合に、その高齢者と同居若しくは同居しようとする人を対象に、必要な資金を無利子で貸付しています。

### 貸付状況

年度	4	5	6
貸付件数	0	0	0
貸付額(千円)	0	0	0

## 11. 高齢者住宅改造費助成事業

### 【高齢者福祉課】

要介護・要支援の認定を受け市内に1年以上居住している高齢者等のために住宅の改造をしようとする人を対象に、その資金を助成しています。(助成限度額50万円)

ただし、市民税・県民税課税額32万円以下の世帯に限ります。

### 助成状況

年度	4	5	6
助成件数	111	106	88
助成額(千円)	36,018	32,602	28,502

## 12. 外国人等高齢者福祉給付金支給事業

### 【高齢者福祉課】

制度上の理由から、公的年金に加入できなかった外国人等の高齢者を対象に、福祉給付金(月額5,000円)を支給しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 支給状況

年度	4	5	6
支給人数	1	1	1
支給額(千円)	60	60	10

## 13. はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

70歳以上の市民税・県民税非課税の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ等の施術費の一部を助成する助成券(800円／枚)を年間12枚交付しています。

### 交付・利用状況

年度	4	5	6
交付者数	1,831	1,891	1,807
利用枚数	11,640	11,885	11,053

## 14. 老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護2以上の認定を受けた人を居宅で介護している家族を対象に、施術費の一部を助成する助成券(800円／枚)を年度24枚交付しています。

### 交付・利用状況

年度	4	5	6
交付者数	96	89	91
利用枚数	953	853	905

## 15. 高齢者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

介護保険制度の「総合事業」として実施する介護予防事業および各地域等の介護予防教室に全回数参加した65歳以上の高齢者を対象に、施術費の一部を助成する助成券(800円／枚)を交付しています。(1事業につき12枚を交付。ただし、対象となる教室は1年度に1回のみ。)

### 交付・利用状況

年度	4	5	6
交付者数	113	134	156
利用枚数	573	607	857

## 16. ファミリー・サポート・センター(介護)

【高齢者福祉課】

日常生活上の援助を受けたい人と援助を行いたい人の会員組織による相互援助活動を支援しています。  
市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 会員数及び利用状況

年度		4	5	6
会員数(人)	協力会員	175	165	172
	利用会員	183	167	172
	遠隔地会員	237	212	233
	本人会員	172	186	196
	両方会員	5	4	4
利用回数		1,213	1,544	2,051

## 17. 障害者控除対象者の認定

【高齢者福祉課】

認知症または身体の障害により日常生活に支障がある 65 歳以上の高齢者及びその人を扶養している人を対象に、障害者控除対象者認定書を交付しています。

### 申請・認定状況

年度	4	5	6
申請件数	1,629	1,731	1,513
障害認定件数	511	537	444
特別認定件数	1,078	1,148	1,030

## 18. 生活・介護支援センター事業

【高齢者福祉課】

ボランティアをする意思のある 60 歳以上の人を対象として生活・介護支援センターを養成し、在宅の高齢者宅や介護施設に派遣することで、在宅サービスの不足や介護現場における人材不足の解消を側面から支援しています。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

### 利用状況

年度	4	5	6
在宅高齢者登録者数	536	512	481
延利用回数	1,636	1,411	1,326
登録施設数	10	10	10
延利用回数	1,452	1,947	2,137
センター登録者数	262	253	250

## 19. 緊急一時支援事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯の人(ただし介護認定の無い者が対象)が急な体調不良などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣しています。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 利用状況

年度	4	5	6
利用件数	17	23	16

## 20. ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等への継続した見守り活動を行っている団体を対象に、下記の支援を行っています。

### (1) あつたか訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的として、定期的に居宅を訪問した場合に、補助金を交付します。

### (2) 地域声の電話訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認、話し相手、孤独感の解消を目的として、定期的に電話訪問した場合に、補助金を交付します。

### 交付・活動状況

年度	4	5	6
交付団体数	26	22	21
見守り対象高齢者数	1,765	1,380	1,261

## 21. 介護用品支給事業

【高齢者福祉課】

在宅の重度要介護者(要介護3・4・5で市民税・県民税課税額65,000円以下(生活保護受給者を除く))を対象に、介護用品を支給しています。

### 支給状況

年度	4	5	6
支給者数	2,985	3,100	3,348
延支給人数	24,223	25,425	25,897

## 22. 在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業

【高齢者福祉課】

上記の介護用品の支給を受けていた要介護者が入院した際にかかったおむつ代の一部を、1回の入院につき継続して3か月、年度6か月までを限度に助成しています。

### 助成状況

年度	4	5	6
助成者数	200	191	238
延助成月数	430	431	586

## 2.3. 家族介護慰労金支給事業

【高齢者福祉課】

要介護4・5の高齢者を居宅で介護している家族で、下記1~4の要件に該当する場合、年額150,000円の慰労金を支給しています。

1. 市民税非課税世帯であること。
2. 過去1年間に介護保険のサービス(通算7日間以内のショートステイの利用を除く)を利用していないこと。また、通算して90日を超える入院をしていないこと。
3. 過去1年間継続して要介護4又は5の認定を受けていること。
4. 生活保護の受給者でないこと。

支給状況

年度	4	5	6
支給件数	4	7	5

## 2.4. ケアハウス市立船橋長寿園

【高齢者福祉課】

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の高齢者が、安心して自立した生活を送るための施設です。

食事の提供(1日3食)、入浴、生活相談などのサービスがあります。

緊急の際は夜間も含め職員がすぐに対応するほか、各室にはナースコールが備えられています。

事業開始年月日 平成10年5月22日

事業運営 指定管理者 社会福祉法人 清和会

定員 単身者 30人(30室)、夫婦者 10人(5室) 計40人

利用者要件

1. 市内に住所を有すること。
2. 60歳以上の者であること。
3. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立し、生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。
4. ケアハウスを利用することにより、自立した生活が可能となること。

※夫婦入居の場合、一方が1.~4.の要件を備えている者であり、他の一方が、55歳以上の者であって3.~4.の要件を備えている者。

## 2.5. やすらぎ支援員訪問事業

【高齢者福祉課】

認知症高齢者を居宅で介護している家族を対象に、やすらぎ支援員を派遣し、認知症高齢者の見守り、話し相手などを行います。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 利用状況

年度	4	5	6
登録者数	61	71	76
延訪問回数	101	191	281
延時間数(時間)	255	439	740

#### 2.6. 指定介護予防支援事業

##### 【地域包括ケア推進課】

地域包括支援センターでは、要支援1・2の方のケアプランを作成しています。

なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しています。

#### 介護予防ケアプラン作成状況

年度	作成件数	うち委託した数
4	22,960	15,837
5	22,916	15,096
6	24,041	15,253

## 基本施策 4 地域福祉・生活困窮者支援



## 基本施策4 「地域福祉・生活困窮者支援」

### ◆ 1. 第4次船橋市地域福祉計画

#### 【福祉政策課】

少子高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション<sup>シテイ</sup>船橋の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画が施行され、新たに令和4年度から第4次計画が施行されました。その間、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

第4次計画は、市における地域福祉推進の基本方針であると共に、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。これまでの第3次計画の施策項目を継承しながら、3つの柱（柱1 心をつなぐ地域づくり～先ずは知り合い～、柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～、柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～）と1つの土台（地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～）を基本方針として定め、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策に定めています。

重点施策を推進することで、①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりに向けた支援、②社会とのつながりを作るための支援を行う参加支援、③世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援という3つの支援を進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

### ◆ 2. 船橋市再犯防止推進計画

#### 【福祉政策課】

再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画として、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定した計画です。

市が国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 施策 1 「地域福祉の体制整備」

### 1. 福祉サービスに関する苦情解決制度

【福祉政策課】

社会福祉法第82条に基づき、市の福祉施設において提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、苦情申出人及び苦情解決責任者の求めにより、中立・公正な立場である第三者委員が申出人と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、助言をすることで、適切な苦情解決に努めます。

苦情受付件数

年度	4	5	6
高齢者福祉施設	0	0	0
障害者福祉施設	0	2	0
児童福祉施設	15	8	3
その他	0	0	0
合 計	15	10	3

苦情受付方法

(単位：件)

年度	4	5	6
面談	8	3	1
電話	3	6	1
書面	2	0	1
FAX・その他	2	1	0
合 計	15	10	3

申出人との関係

(単位：件)

年度	4	5	6
本人	0	0	0
親・子供	12	9	3
その他	2	1	0
不明	1	0	0
合 計	15	10	3

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 苦情の内容 (単位：件)

年度	4	5	6
職員の接遇	3	3	1
サービスの質や量	9	1	2
説明・情報提供	0	6	0
利用料	0	0	0
被害・損害	0	0	0
権利侵害	0	0	0
その他	3	0	0
合 計	15	10	3

### 苦情解決の方法 (単位：件)

年度	4	5	6
利用者への説明	3	7	1
接遇改善	3	2	1
サービス内容の改善	4	1	1
その他	5	0	0
継続中	0	0	0
合 計	15	10	3

## 2. 地域福祉活動助成金交付事業

### 【地域福祉課】

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

- (1) 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
- (2) 在宅福祉の普及・向上に資する事業
- (3) 健康及び生きがいづくりの推進に資する事業
- (4) ボランティア活動の活性化に資する事業
- (5) その他、地域福祉の推進に関し市長が必要があると認める事業

### 交付実績

年度	4	5	6
地域福祉活動助成金交付額(円)	2,328,000	2,533,000	2,759,000
地域福祉活動助成金交付団体数	19	19	19

### 3. 民生委員・児童委員

#### 【地域福祉課】

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内 24 地区に定数 794 人（主任児童委員 55 人含む）を基準に配置されています。なお、令和 7 年 12 月 1 日からは定数が 795 人に変更されます。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

### 4. 船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金等

#### 【地域福祉課】

社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が行う事業に対して補助金を交付することにより、地域住民の福祉活動の活性化を図っています。

#### (1) 各補助金の交付実績

(単位：円)

年度	4	5	6
活動促進事業補助金	75,073,449	83,543,315	18,707,387
地域介護予防活動支援事業補助金	—	—	14,329,141
地域コーディネーター支援事業補助金	—	—	64,089,663
地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金	14,020,336	15,150,140	15,961,375
避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金	4,931,088	5,296,100	6,637,514
安心登録カード事業補助金	6,261,584	7,097,852	6,137,236
福祉読本配布事業補助金	948,012	903,314	1,028,883

#### (2) 補助金の主な対象事業

##### ①ミニデイサービス事業

自力で会場に来ることのできるひとり暮らしや日中一人になる高齢者の方を対象に、レクリエーションや会食、健康チェックなどふれあいのひと時を過ごしていただく事業です。

##### ②ふれあい・いきいきサロン事業

趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供する事業で、地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### ③地域福祉まつり事業

地域住民相互の交流を図るとともに、福祉への関心を高めてもらうことを目的とし、自治会・町会等と協働して、年1回程度、公民館や地域の小学校等で開催している事業です。

### ④安心登録カード事業

登録を希望するひとり暮らし高齢者や障害者などを対象として、地域住民の協力を得て見守り活動を行い、日頃からの顔の見える関係を築き、災害時の救援・支援体制の構築に資することを目的とする事業です。

### ⑤福祉読本配布事業

概ね中学年の小学校児童が福祉をわかりやすく学ぶための冊子（福祉読本）を市内小学校に配布する事業です。

## 5. 生活支援体制づくり推進事業

### 【地域福祉課】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを市内全ての地区社会福祉協議会（24地区）に配置しています。

## 6. 災害見舞金等支給制度

### 【地域福祉課】

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。

また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

#### 災害見舞金及び災害弔慰金

(単位：円)

区分	見舞金額		
	単身者	一般世帯(2人)	一般世帯(3人以上)
全焼(壊)	30,000		50,000
半焼(壊)	20,000		30,000
消火冠水	10,000		20,000
床上浸水	20,000	40,000	50,000
死亡弔慰金	1人につき 100,000 円		

## 7. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

【地域福祉課】

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・利子補給率 年 3%以内
- ・期間 7年以内
- ・対象限度額 500 万円

## 8. 災害援護資金の貸付

【地域福祉課】

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・利 率 据置期間経過後 1.5% (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 3年(特別の場合は5年)  
なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 10年(据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦(元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違約金 年 5.0%(支払期日までに償還されなかった場合等)

## 9. 地域福祉バス借上料補助事業

【地域福祉課】

貸切バスを利用して地域福祉の増進を目的とした視察、研修、社会福祉に関する活動を行う団体に対し、バス借上料の一部の補助を行います。

### 交付実績

年度	4	5	6
交付件数	29	49	62

## 10. シルバーカードの交付

【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者を対象に、緊急連絡先などを記入して携帯していただくシルバーカードを交付しています。

### シルバーカード交付状況

年度	4	5	6
交付者数	214	289	254

## 1.1. みまもりあいプロジェクト事業

### 【地域包括ケア推進課】

#### みまもりあいアプリの普及・啓発

認知症高齢者等の行方不明者捜索のため、(一社) セーフティネットリンクージが開発したスマートフォンの行方不明者捜索支援アプリ「みまもりあいアプリ」の普及・啓発を進めています。市に行方不明者情報が寄せられると、市役所から半径 20 キロメートル内にいるアプリ登録者に、行方不明者の性別・身長・体型・衣服・持ち物などの情報を共有し、行方不明者の早期発見につなげます。市民同士が見守り合える“互助のまちづくり”を目指しています。

**検索依頼発信実績** (単位：件)

年度	検索依頼発信実績
4	6 (うち未発見 2)
5	4 (うち未発見 0)
6	1 (うち未発見 0)

## 施策2 「生活困窮者への支援」

### 1. ホームレス総合相談

#### 【地域福祉課】

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、府内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

令和6年度申出件数実績

申出人		申出方法		相談内容	
ホームレス	4	窓口	5	荷物等撤去	4
他の公共機関	1	電話	31	福祉施設等入所	2
市民	31	市民の声	12	情報提供等	40
府内他課	9	メール	6	生活保護・治療	3
その他	9	その他	0	その他	5
合計	54	合計	54	合計	54

※「相談内容」については、1件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

### 2. ホームレス巡回相談

#### 【地域福祉課】

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所(主に公園・河川敷等の市内公共施設)を地域福祉課の職員(2名1組)が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、府内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

#### 《令和6年度実施状況》

・実施期間(回数) 令和6年4月から令和7年3月まで

市内全域: 1コースにつき4回

船橋駅周辺: 年15回(定期巡回: 12回 夜間巡回: 3回)

・延べ相談人数 72人

### 3. ホームレス問題に関する府内連絡会議

#### 【地域福祉課】

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、府内関係各課で構成した連絡会議を定期的に開催し、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

## 4. 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

### (1) 自立相談支援事業

#### 【地域福祉課】

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。

支援件数

年度	4	5	6
新規相談件数	1,556	1,543	1,552
電話相談・連絡	9,420	11,867	10,003
訪問	322	407	607
同行支援	612	712	889
面談	2,396	2,895	2,889

### (2) 住居確保給付事業

#### 【地域福祉課】

離職等又はやむを得ない休業等により、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を喪失した又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

支給決定件数（延長等含む）

年度	4	5	6
支給決定件数	94	54	44

### (3) 就労準備支援事業

#### 【地域福祉課】

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

支援件数

年度	4	5	6
支援件数	11	11	10

### (4) 家計改善支援事業

#### 【地域福祉課】

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行います。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 支援件数

年度	4	5	6
支援件数	14	25	40

#### (5)一時生活支援事業

##### 【地域福祉課】

一定の住居を持たない生活困窮者の自立を図るため、一定の期間、宿泊場所や食事の提供等の支援を行います。

#### 支援件数

年度	4	5	6
支援件数	3	7	9

#### (6)学習支援事業

##### 【こども家庭支援課】

就学援助認定世帯、児童扶養手当受給世帯又は同等の所得水準であるひとり親世帯、生活保護受給世帯の中学生に対し、学習支援等を行います。また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の自習・面談等ができる場を提供します。

#### 登録者数

年度	児童扶養手当受給世帯等	生活保護受給世帯	就学援助認定世帯
4	187	45	94
5	182	29	92
6	177	30	122

### 5. フードバンク活動団体助成金（令和6年度で終了）

##### 【地域福祉課】

食料支援が必要な方への支援の安定化を図ることを目的に、市内でフードバンク活動を行う団体に対して、配達費の一部を助成します。

#### 交付実績

年度	交付団体数	交付額（円）
4	1	295,000
5	1	298,000
6	1	31,000

## 6. 生活困窮者支援活動団体補助金

### 【地域福祉課】

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響による生活困窮者の増加に対応するため、官民連携によるプラットフォームを設け、生活困窮者支援に取り組む民間団体の活動に要する費用の一部を補助しました。

#### 交付実績

年度	交付団体数	交付額（円）
4	8	1,767,000
5	6	1,707,000
6	11	2,408,000

## 7. 住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金

### 【地域福祉課】

- ・価格高騰支援給付金（7万円等）（令和5年度繰越明許費繰越分）

物価高騰対策として、令和5年12月1日時点で船橋市に住民登録があり、令和5年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり7万円または10万円を支給するとともに、18歳以下の児童がいる世帯には児童1人当たり5万円を加算（こども加算）して支給しました。

#### 支給実績

対象	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	合計
給付金支給世帯数	2,208	202	2,410
こども加算（人）	606	72	678

- ・価格高騰支援給付金（10万円）

物価高騰対策として、令和6年6月3日時点で船橋市に住民登録があり、新たに令和6年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税となった世帯（令和5年度の住民税が非課税及び均等割のみ課税であった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給するとともに、18歳以下の児童がいる世帯には児童1人当たり5万円を加算（こども加算）して支給しました。

#### 支給実績

対象	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	合計
給付金支給世帯数	7,429	2488	9,917
こども加算（人）	1,268	239	1,507

・価格高騰支援給付金（3万円）

物価高騰対策として、令和6年12月13日時点で船橋市に住民登録があり、令和6年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯及び令和6年1月～12月に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するとともに、18歳以下の児童がいる世帯には児童1人当たり2万円を加算（こども加算）して支給しました。

**支給実績**

対象	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	家計急変世帯	合計
給付金支給世帯数	59,456	6,540	101	66,097
こども加算（人）	5,541	530	21	6,092

## 8. 生活保護世帯等の自立支援の推進

### 【生活支援課】

生活に困窮する市民に対して、国の生活保護制度に基づき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長し、低所得者の福祉の充実を図ります。

#### （1）生活相談、指導の充実

ケースワーカー、指導員、面接員等専門職員の資質の向上に務め、民生児童委員等との密接な連携により、相談者の生活困窮の原因の的確な把握を行い、実情に即した相談、指導体制の充実を図ります。

##### ① 生活保護の相談及び開始、廃止の状況について

令和6年度の相談件数は1,948件で前年度と比較すると11件減少しており、申請件数は1,191件で9件の減少となっています。

また、申請件数の内、開始に至った件数は858件で前年度と比較すると20件の減少となっています。

**生活保護の相談・開始・廃止の年度別推移**

年度	相談件数	申請件数	却下件数 (取下げ含む)	開始		廃止	
				世帯数	人員(人)	世帯数	人員(人)
4	1,968	1,170	302	868	1,134	847	978
5	1,959	1,200	322	878	1,098	820	964
6	1,948	1,191	333	858	1,085	886	1,066

#### （2）援護措置の充実

##### ① 保護の種類

生活保護法に基づく扶助の種類は次の8種類となっています。

- 1) **生活扶助** 衣食、その他日常生活に必要な扶助を行います。
- 2) **教育扶助** 教科書、学用品、教材費、給食費、その他義務教育に必要な扶助を行います。
- 3) **住宅扶助** 家賃、敷金、家屋の補修、その他住宅の維持の為に必要な扶助を行います。
- 4) **医療扶助** 病気の治療に必要な扶助を行います。
- 5) **介護扶助** 施設入所及び居宅等に係る介護の為に必要な扶助を行います。
- 6) **出産扶助** 出産の為に必要な扶助を行います。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

7) **生業扶助** 生業に必要な資金、器具、資材及び技能修得、高校修学に必要な扶助を行います。

8) **葬祭扶助** 葬祭を行う為に必要な扶助を行います。

## ② その他の援護事業

市では、生活保護法に定めるもののほか、独自に被保護者への援護として平成 15 年度から被保護児童・生徒が修学旅行に参加するための準備金として小学生 1 人につき 3,000 円、中学生 1 人につき 5,000 円を支給する被保護児童生徒修学旅行支度金事業を行っています。

また、平成 20 年度から民間賃貸住宅の入居等に際し、保証料が必要な被保護者に対し、保証会社への保証料を支給する被保護者賃貸住宅家賃等債務保証契約料支給事業を行っています。

その他に、令和 3 年度から生活保護を申請している要保護世帯であって、生活費の一部を援助する必要のある世帯に対し貸付を行う要保護世帯緊急援護資金貸付事業を行っています。

## (3) 生活保護の状況

### ① 被保護世帯、人員及び保護率

令和 6 年度における、被保護世帯は 7,537 世帯、被保護人員は 9,297 人で前年度と比較すると世帯数で 27 世帯 (0.4%) 増加、人員で 25 人 (0.3%) 減少しています。

また、令和 6 年度の保護率 (人口 1,000 人当り) を見ますと、本市は 14.34% であり、全国平均 16.2% と比較すると下回っていますが、千葉県 (千葉市除く) 平均 13.02% と比較すると上回っています。

被保護世帯、人員及び保護率の推移（月平均）

年度	人口	被保護世帯	被保護人員 (人)	保護率 (人口 1,000 人当り) (%)		
				船橋市	千葉県	全国
4	645,728	7,471	9,303	14.41	12.85	16.2
5	647,056	7,510	9,322	14.41	12.98	16.3
6	648,375	7,537	9,297	14.34	13.02	16.2

扶助別の被保護人員の推移（月平均）

(単位：人)

年度	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
4	8,197	423	8,284	7,144	1,745	124	1	28
5	8,164	401	8,275	7,248	1,772	128	1	27
6	8,047	401	8,214	7,223	1,748	114	1	26

医療扶助人員入院・外来別推移（月平均）

(単位：人)

年度	被保護人員 (A)	医療扶助人員			医療扶助率 B/A(%)	入院率 C/B(%)
		総数 (B)	入院 (C)	外来		
4	9,303	7,144	312	6,831	76.8	4.4
5	9,322	7,248	319	6,929	77.8	4.4
6	9,297	7,223	305	6,918	77.7	4.2

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ② 階級別構成

令和 6 年度の被保護人員は月平均 9,297 人となっており、年齢階級別の割合を見ますと 65 歳以上が 47.0% と約半数を占めています。

**年齢階級別構成の推移（月平均）** (単位：%)

年度	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上
4	6.5	45.5	48.0
5	6.4	46.3	47.3
6	6.1	46.9	47.0

**年齢階級別人員の推移（月平均）** (単位：人)

年度	性別	0～5歳	6～14歳	15～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	合計
4	男性	91	212	149	393	1,325	450	490	1,873	4,983	9,303 100.0%
	女性	1.0%	2.3%	1.6%	4.2%	14.2%	4.8%	5.3%	20.2%	53.6%	
	男性	77	221	132	452	1,097	244	259	1,838	4,320	
	女性	0.8%	2.4%	1.4%	4.9%	11.8%	2.6%	2.8%	19.7%	46.4%	
5	男性	93	206	144	409	1,331	455	455	1,844	4,937	9,322 100.0%
	女性	1.0%	2.2%	1.5%	4.4%	14.3%	4.9%	4.9%	19.8%	53.0%	
	男性	81	214	148	456	1,101	268	249	1,868	4,385	
	女性	0.9%	2.3%	1.6%	4.9%	11.8%	2.9%	2.7%	19.9%	47.0%	
6	男性	82	215	128	424	1,341	483	417	1,816	4,906	9,297 100.0%
	女性	0.9%	2.3%	1.4%	4.6%	14.4%	5.2%	4.5%	19.5%	52.8%	
	男性	76	199	148	459	1,101	281	230	1,897	4,391	
	女性	0.8%	2.1%	1.6%	4.9%	11.8%	3.0%	2.5%	20.5%	47.2%	

## ③ 保護世帯の世帯別人員構成

令和 6 年度の被保護世帯数は月平均 7,537 世帯となっており、人員構成を見ますと、単身世帯が 84.0% と大半を占めています。

**被保護世帯の世帯別人員の推移（月平均）** (単位：世帯)

年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	合計
4	6,207 83.0%	906 12.1%	243 3.3%	64 0.9%	28 0.4%	8 0.1%	15 0.2%	7,471 100.0%
5	6,267 83.4%	891 11.9%	240 3.2%	59 0.8%	27 0.4%	9 0.1%	17 0.2%	7,510 100.0%
6	6,324 84.0%	878 11.6%	223 3.0%	55 0.7%	32 0.4%	10 0.1%	15 0.2%	7,537 100.0%

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### ④ 被保護世帯（除停止）の世帯類型別構成

令和6年度の被保護世帯（除停止）を世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が49.2%、傷病・障害者世帯は24.2%となり、合わせて7割以上を占めています。

また、単身世帯数は6,299世帯となり、前年度と比較すると56世帯の増、2人以上の世帯は1,202世帯で前年度と比較すると32世帯の減となり、単身世帯の増加が目立っています。

世帯類型別構成比の推移（月平均）(単位：%)

年度	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他
4	50.7	22.3	4.7	22.3
5	49.9	22.9	4.6	22.6
6	49.2	24.2	4.5	22.1

世帯類型別構成の推移（月平均）(単位：世帯)

年度	単身世帯				2人以上の世帯				合計
	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯	
4	3,512	1,457	1,216	6,185	257	205	349	443	7,439
5	3,484	1,523	1,236	6,243	245	195	347	447	7,477
6	3,449	1,623	1,227	6,299	243	191	340	428	7,501

#### ⑤ 被保護世帯（除停止）の労働力類型別構成

被保護世帯（除停止）の内、働いている人がいない世帯は86.1%となっており、非常に多い状況です。

また、世帯主が働いている世帯の内、常用勤労者世帯が前年度と比較して65世帯減となっています。常用勤労者世帯578世帯の内、母子世帯が109世帯であり、2割弱となっています。

被保護世帯の労働力類型別構成の推移（月平均）(単位：世帯)

年度	世帯主が働いている世帯				世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合計
	常用者	日雇者	内職者	その他の就業			
4	651 8.8%	84 1.1%	34 0.5%	36 0.5%	133 1.8%	6,501 87.3%	7,439 100.0%
5	643 8.6%	81 1.1%	97 1.3%	38 0.5%	131 1.8%	6,487 86.7%	7,477 100.0%
6	578 7.7%	89 1.2%	206 2.7%	34 0.5%	132 1.8%	6,462 86.1%	7,501 100.0%

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ⑥ 生活保護費

令和6年度の生活保護費の総額（市単分除く）は17,009,791千円で、前年度と比べると413,170千円増加しています。その内医療扶助費が44.6%を占め、次いで生活扶助費が30.9%となっています。

**生活保護費の扶助別構成の推移**

年度	4			5			6		
	延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額	
		(千円)	(%)		(千円)	(%)		(千円)	(%)
生活扶助費	98,363	5,354,405	32.5	97,970	5,328,248	32.1	96,562	5,261,797	30.9
住宅扶助費	99,411	3,464,521	21.0	99,303	3,457,296	20.8	98,572	3,453,018	20.3
教育扶助費	5,074	48,357	0.3	4,811	45,762	0.3	4,815	46,775	0.3
医療扶助費	85,722	6,988,918	42.5	86,974	7,115,487	42.9	86,680	7,591,575	44.6
介護扶助費	20,938	479,703	2.9	21,267	513,114	3.1	20,976	523,175	3.1
出産扶助費	6	558		15	1,561		8	858	
生業扶助費	1,488	27,239		0.6	1,533	29,224	0.6	1,365	26,901
葬祭扶助費	337	65,103			324	66,747		315	65,345
就労自立 給付金	80	3,484	0.02	89	4,205	0.03	98	4,452	0.03
進学準備 給付金	16	1,600	0.01	15	1,900	0.01	20	3,200	0.02
施設事務費	117	20,615	0.1	107	19,900	0.1	91	18,289	0.1
委託事務費	526	12,938	0.1	540	13,177	0.08	591	14,406	0.08
合 計	312,078	16,467,441	100	312,948	16,596,621	100	310,093	17,009,791	100

※各扶助額(%)は端数処理をしているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

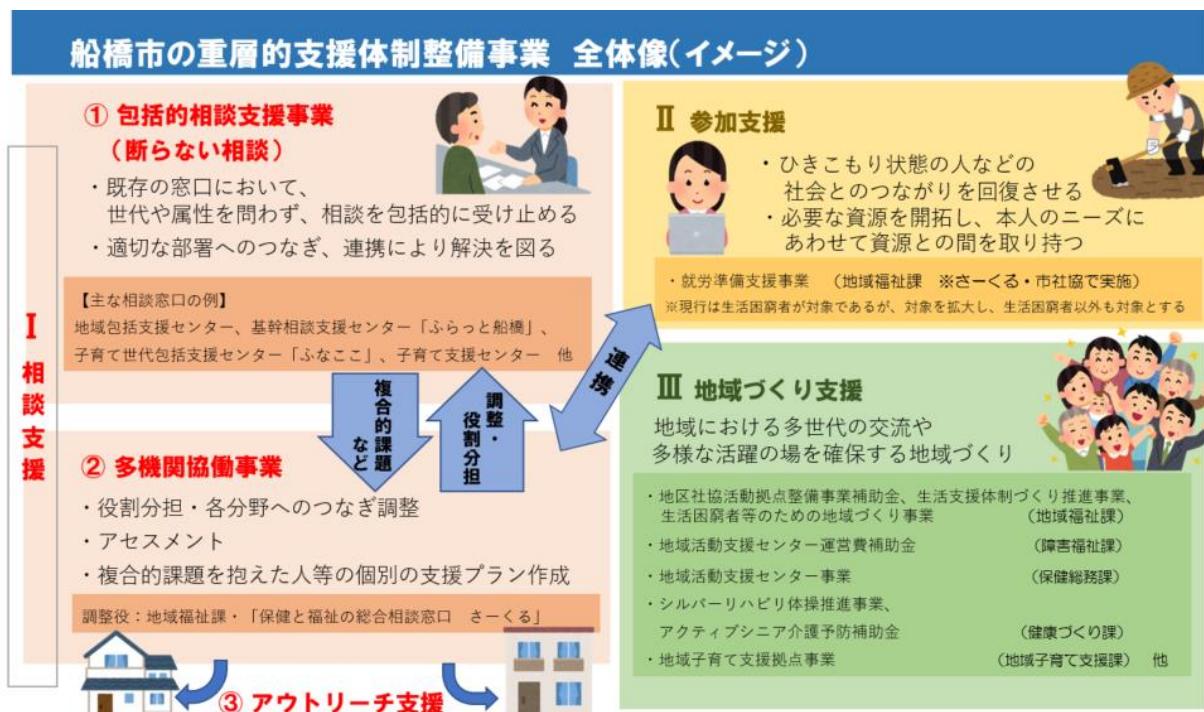
## 施策3 「包括的な相談支援体制の構築」

### 1. 重層的支援体制整備事業

【福祉政策課】

【地域福祉課】

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。



### 実施状況

年度	5	6
多機関協働事業 新規相談件数	296	366
多機関協働事業 支援プラン作成件数	8	28
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 支援プラン作成件数	3	9
参加支援事業 支援プラン作成件数	5	13

## 基本施策 5 障害福祉



## 基本施策 5 「障害福祉」

### ◆ 1. 第4次船橋市障害者施策に関する計画

【障害福祉課】

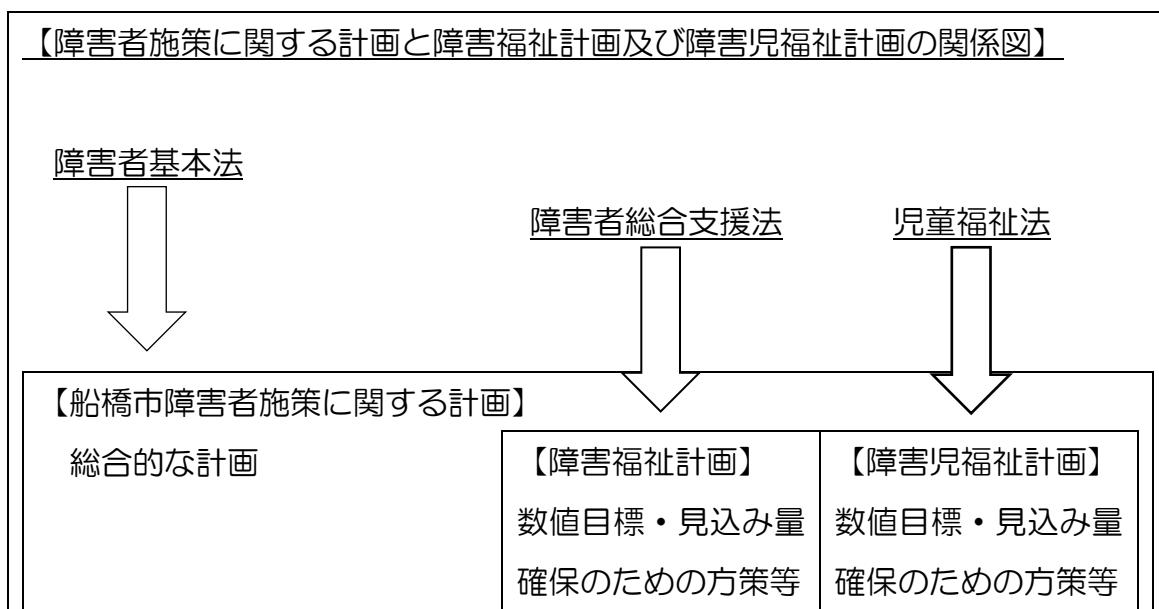
障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めた計画です。計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間で、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すものです。障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

### ◆ 2. 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画

【障害福祉課】

【療育支援課】

本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害者総合支援法及び児童福祉法により、令和6年度から令和8年度の3年間において、令和8年度を最終目標年次とした障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの見込み量及び見込み量確保の方策を定めています。



## 施策 1 「障害への理解の促進」

### 1. 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

【障害福祉課】

#### （1）手話通訳者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に手話通訳者を派遣しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

派遣状況 (単位：件)

年度	4	5	6
派遣件数	1,577	1,669	1,854
内訳) 労働関係	13	17	39
福祉関係	83	92	115
生活関係	287	251	373
医療関係	676	720	710
教育関係	57	46	98
官公庁	365	438	427
講座	88	97	87
その他	8	8	5

#### （2）要約筆記者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

派遣状況 (単位：件)

年度	4	5	6
派遣件数	550	679	664
内訳) 労働関係	7	8	0
福祉関係	138	131	151
生活関係	8	8	7
医療関係	73	77	104
教育関係	4	0	2
官公庁	201	304	244
講座	113	144	132
その他	6	7	24

#### （3）手話通訳者・要約筆記者設置業務および聴覚障害者相談業務

聴覚障害者の援護に関する相談、手話通訳者及び要約筆記者派遣コーディネート等について、船橋市福祉サービス公社に手話通訳者・要約筆記者を配置し、援護の相談や情報の提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を図ります。また、聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者、家族、関係する人からの生活相談に応じ、関係機関との連携調整等を図ります。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 設置手話通訳者・要約筆記者 活動状況・相談員状況（単位：件）

年度	4	5	6
連絡調整件数	2,908	2,666	3,507
内訳) 労働関係	157	53	100
福祉関係	261	277	275
生活関係	680	585	701
医療関係	892	799	1,214
教育関係	82	41	134
官公庁	477	574	601
講座	157	106	206
その他	202	231	276

## 2. 聴覚障害者支援者養成事業

### 【障害福祉課】

#### (1) 手話通訳者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を確保するため、手話通訳者の養成講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

#### 養成状況

年度	4	5	6
講座開催回数	1	1	1
修了者数	13	12	10

#### (2) 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を養成するため、準備講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

#### 養成状況

年度	4	5	6
講座開催回数	1	1	1
修了者数	22	24	21

#### (3) 要約筆記者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる要約筆記者を確保するため、養成講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

#### 養成状況

年度	4	5	6
講座開催回数	1	1	1
修了者数	5	10	6

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 中途失聴者・難聴者手話講習事業 (身体障害者手帳を所持されていない人が対象)

#### 【障害福祉課】

中途失聴者・難聴者に対し、手話の取得を促し社会参加を促進するため、手話講習会を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

受講状況

年度	4	5	6
講座開催回数	1	1	1
参加人数	14	15	15

※参加人数（人）は講座閉講時の人数。

### 4. 障害者週間記念事業

#### 【障害福祉課】

障害者週間（12月3日～9日）を記念して、広く市民に障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会参加する意欲を高めるために啓発事業を実施しました。

来場者数の推移

年度	来場者数
令和4年度（第28回）	2,616
令和5年度（第29回）	2,575
令和6年度（第30回）	2,787

### 5. 船橋市身体障害者福祉センター(福祉体験講座)

#### 【障害福祉課】

身体障害者福祉センターでは、市内に居住する身体障害者に対して、各種の相談に応じ、機能訓練、社会適応訓練、教養の向上等の事業を行うと共に、関係福祉団体に対する便宜の提供及びボランティアの養成事業を行っています。また、障害理解を深めるために、船橋市民を対象に各種啓発事業を行っています。

令和6年度参加人数

小学生福祉体験講座 39人

福祉体験講座 36人

### 6. 障害者理解啓発パンフレット

#### 【障害福祉課】

障害と障害のある人への理解促進を目的として、市内小学校へパンフレットを配布しました。

令和6年度市内小学校配布校数 56校

## 施策2 「相談・生活支援の充実」

### 1. 身体障害者手帳交付状況

【障害福祉課】

#### 身体障害者手帳の障害別、等級別所持状況

	手帳所持者数	構成割合(%)	手帳所持者数内訳						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	15	7.2	5	2	2	4	2	0
	18歳以上	1,077		349	401	62	59	178	28
	計	1,092		354	403	64	63	180	28
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	26	7.0	0	12	5	2	0	7
	18歳以上	1,040		27	273	105	267	8	360
	計	1,066		27	285	110	269	8	367
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	1.5	0	0	0	1	-	-
	18歳以上	228		9	7	138	74	-	-
	計	229		9	7	138	75	-	-
肢体不自由	18歳未満	227	46.6	143	27	21	22	5	9
	18歳以上	6,848		1,634	1,333	1,169	1,900	487	325
	計	7,075		1,777	1,360	1,190	1,922	492	334
心臓機能障害	18歳未満	35	21.0	26	0	3	6	-	-
	18歳以上	3,150		2,085	16	387	662	-	-
	計	3,185		2,111	16	390	668	-	-
じん臓機能障害	18歳未満	1	8.6	0	0	1	0	-	-
	18歳以上	1,305		1,214	3	75	13	-	-
	計	1,306		1,214	3	76	13	-	-
呼吸器機能障害	18歳未満	9	0.9	7	1	1	0	-	-
	18歳以上	138		42	2	58	36	-	-
	計	147		49	3	59	36	-	-
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	11	5.6	1	0	6	4	-	-
	18歳以上	839		1	5	37	796	-	-
	計	850		2	5	43	800	-	-
小腸機能障害	18歳未満	1	0.1	1	0	0	0	-	-
	18歳以上	17		5	0	1	11	-	-
	計	18		6	0	1	11	-	-
免疫機能障害	18歳未満	0	1.2	0	0	0	0	-	-
	18歳以上	176		40	52	50	34	-	-
	計	176		40	52	50	34	-	-
肝臓機能障害	18歳未満	16	0.3	16	0	0	0	-	-
	18歳以上	27		19	3	0	5	-	-
	計	43		35	3	0	5	-	-
合計	18歳未満	342	100	199	42	39	39	7	16
	18歳以上	14,845		5,425	2,095	2,082	3,857	673	713
	合計	15,187		5,624	2,137	2,121	3,896	680	729

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2. 療育手帳の交付

### 【障害福祉課】

知的障害者が一貫した指導、相談が受けられ、また、各種サービスが受け易くなるとともに、療育の参考とする手帳で、本人または保護者の申請により交付しています。

#### 療育手帳による障害程度

障害程度		判 定 の 基 準
最重度 Ⓐ		知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度	Aの 1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Aの 2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度 Bの 1		上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽度	Bの 2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	Ⓐの 1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Ⓐの 2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、Ⓐの 1 以外の者。

#### 療育手帳所持者数及び所持率

区分	知的障害者				知的障害児				合計	
	程度	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
手帳所持者数	手帳所持者数	1, 203	698	941	2, 842	479	292	622	1, 393	4, 235
所持率 (%)	所持率 (%)	99.4	99.4	96.7	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0

## 3. 知的障害者名簿登録者数

### 【障害福祉課】

#### 名簿登録者数

区分	知的障害者				知的障害児				合計	
	程度	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
合 計	合 計	1, 210	702	973	2, 885	479	292	622	1, 393	4, 278

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 精神障害者保健福祉手帳交付状況

【障害福祉課】

精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付等を行っています。

精神障害者保健福祉手帳等級別所持状況 (単位：人)

手帳所持者	1級	2級	3級
7,738	709	4,352	2,677

#### 5. 補装具費の給付

【障害福祉課】

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の給付を行っています。

補装具交付修理状況

種 目	補装具交付修理状況		自己負担金補助金交付状況	
	件数	公費負担金額(円)	件数	公費負担金額(円)
義 肢	交付	28	14,028,998	1
	修理	27	6,991,446	2
装 具	交付	178	15,570,854	20
	修理	52	1,089,146	3
視 覚 障 害 者	交付	58	345,164	4
	修理	1	506	0
義 眼	交付	3	432,937	0
	修理	0	0	0
補 聴 器	交付	135	8,679,037	14
	修理	87	2,761,949	8
車 椅 子	交付	88	33,286,524	3
	修理	107	5,801,836	2
電 動 車 椅 子	交付	6	3,657,736	0
	修理	41	3,047,256	5
歩 行 器	交付	5	466,451	0
	修理	1	23,100	0
歩 行 助 つ え	交付	10	80,438	0
	修理	0	0	0
眼 鏡	交付	38	1,003,218	3
	修理	1	10,971	0
姿勢保持装置	交付	21	12,786,759	0
	修理	16	1,549,189	1
重 度 障 害 者 用	交付	2	1,233,316	1
	修理	1	55,000	0
意 思 伝 達 装 置	交付	11	1,055,000	0
	修理	1	12,307	0
座 位 保 持 椅 子	交付	9	66,273	0
	修理	0	0	0
頭 部 保 持 具	交付	9	66,273	0
	修理	0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

起立保持具	交付	1	26,140	0	0
	修理	0	0	0	0
排便補助具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
合計	交付	593	92,718,845	46	433,448
	修理	335	21,342,706	21	103,150

## 6. 相談支援事業

【障害福祉課】

### (1) 障害者(児)総合相談支援事業

平成 18 年から、身体障害、知的障害及び精神障害を対象とした総合的な相談を行っています。また、平成 24 年 10 月から基幹相談支援センター機能を加え、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。市は特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会、株式会社朝日ケアコンサルタント、社会福祉法人千葉県福祉援護会、有限会社アシストに委託し実施しています。

障害者(児)総合相談支援事業 実績

年度	4	5	6
相談件数	22,408	22,532	22,524

※ 相談件数は延べ件数です。

### (2) 障害児等療育支援事業

在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が自立した生活を送れるように、地域生活における相談体制の充実を図ります。市は大久保学園、けいよう、ゆたか福祉苑、のまる、ワーカーズハウスぐらす、にじと風、とらのこキッズ、桐友学園、さざんかキッズに委託し実施しています。

障害児等療育支援事業 実績

年度	4	5	6
相談件数	102	93	85

### (3) 障害者成年後見支援センター事業

成年後見制度利用にあたり、船橋市援護の知的障害者や精神障害者、又はその家族からの電話相談等に応じます。また、成年後見等のなり手のいない、いわゆる「困難事例」に対して、法人として成年後見人等を受任します。市は特定非営利活動法人 P A C ガーディアンズに委託し実施しています。

障害者成年後見支援センター事業 実績

年度	4	5	6
相談件数	7,924	7,507	8,044

※ 相談件数は延べ件数です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (4) 障害者虐待防止対策支援事業

家族などから虐待を受けている障害者本人からの相談を受けています。また、虐待を受けている障害者を発見した方からの通報も受け付けています。市は特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会に委託し実施しています。

**障害者虐待防止対策支援事業 実績**

年度	4	5	6
受理件数	24	45	38

※ 受理件数は障害福祉課で受理したものと含みます。

#### (5) 地域生活支援拠点事業

障害者の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、地域で安心してくらしていくよう、相談や緊急時の受け入れ、体験の機会の場の提供等を整備しています。市は社会福祉法人大久保学園に委託し実施しています。

**地域生活支援拠点事業 実績**

年度	4	5	6
対応件数	37	26	19

#### (6) 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の一般就労の促進を図るため、社会福祉法人大久保学園が運営している障害者就業・生活支援センターの機能を強化し、一般企業への就職を希望、または既に就職している障害者を支援しています。

**障害者就業・生活支援センター事業 実績**

年度	4	5	6
就職件数	27	31	37

### 7. 成年後見制度利用支援事業（知的障害者等）

#### 【障害福祉課】

知的障害者等の成年後見制度の利用にあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人等の報酬等を助成します。

**成年後見制度利用支援事業実施状況**

年度	4	5	6
件数	23	19	20

## 8. 日常生活用具費の給付

### 【障害福祉課】

障害児・者・難病患者等が、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具費の給付を行っています。

#### 給付状況

(単位：件)

年度	4	5	6
便器	1	1	0
便器用手すり	0	0	0
特殊寝台(訓練用ベッド含む)	21	11	18
入浴担架	1	0	0
体位変換器	1	3	1
特殊マット	4	7	6
特殊尿器	0	0	0
特殊便器	3	1	2
パソコンソフト	11	7	19
視覚障害者用ポータブルレコーダー	17	2	10
視覚障害者用時計(音声式)	15	12	8
視覚障害者用時計(触読式)	1	0	1
電磁調理器	2	4	0
視覚障害者用体温計(音声式)	11	13	7
視覚障害者用血圧計(音声式) (R5年度より追加)	-	25	9
点字タイプライター	2	0	1
視覚障害者用体重計	3	10	8
視覚障害者用読書器	23	16	35
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	1	5	3
聴覚障害者用屋内信号装置	6	8	6
聴覚障害者用通信装置	10	8	3
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0
活字文書読上装置	2	5	8
火災警報器	0	0	3
自動消火器	0	0	0
酸素ボンベ運搬車	0	0	0
ネプライザー	10	6	14
携帯用会話補助装置	2	0	0
入浴補助用具	23	25	22
移動用リフト	1	2	2
移動・移乗支援用具	18	10	10
透析液加温器	3	8	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	1
電気式たん吸引器	44	40	49
足踏式・手動式たん吸引器 (R3年度より追加)	4	4	8
点字ディスプレイ	1	1	1
居宅生活動作補助用具	10	11	16
点字図書	1	4	2
大活字図書	0	0	0
ストマ用装具(紙おむつ含む)	13,779	13,781	13,678
点字器	1	0	0
頭部保護帽	19	22	37
人工喉頭(H29年度から人工鼻含む)	46	29	40
歩行補助杖(T字状・棒状)	10	8	17
収尿器	0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

訓練いす	0	1	0
パソコン周辺機器	2	1	1
パルスオキシメーター	1	2	0
非常用電源（R6年度より追加）	-	-	68
合計	14,110	14,093	14,120

## 9. 職親制度

### 【障害福祉課】

知的障害者の自立更生をはかることを目的に、一定期間知的障害者を職親に委託し、食住を共にする中で、生活、就労、技能取得訓練を指導、援護します。

利用状況

年度	4	5	6
利用人数	1	1	1

## 10. 移動支援事業

### 【障害福祉課】

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出のための支援を行っています。

移動支援利用状況

年度	利用者数		延利用時間(時間)
	移動介護	通学通所	
4	298	122	31,817.0
5	315	141	34,185.0
6	333	149	35,483.5

## 11. 重度身体障害者等入浴サービス事業

### 【障害福祉課】

居宅において入浴することが困難な重度身体障害者等に対し、保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減を図るため入浴サービスを行います。

訪問入浴サービス状況

年度	4	5	6
利用回数	4,361	4,437	4,439

## 12. 日中一時支援事業

### 【障害福祉課】

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、見守り等の支援を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 日中一時支援利用状況

年度	利用者数	利用回数
4	615	54,312
5	655	57,704
6	692	58,655

### 13. 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業

#### 【障害福祉課】

常時介護が必要な重度障害者を対象に、修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、通学や校内における身体介護等に要する費用の一部を支給します。

#### 大学修学支援支給実績

年度	利用者数
5	1
6	1

### 14. 重度障害者等就労支援特別事業

#### 【障害福祉課】

常時介護が必要な重度障害者を対象に、通勤や職場等における身体介護等に要する費用の一部を支給します。

#### 就労支援支給実績

年度	利用者数
5	1
6	2

### 15. 視覚障害者自立生活支援事業

#### 【障害福祉課】

主に中途失明の視覚障害者に対し、専門職員が家庭訪問等により、歩行訓練、点字・音声ワープロ訓練、日常生活動作訓練の指導その他日常における相談業務を行っています。市は社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に委託し実施しています。

#### 自立生活支援事業実施状況

年度	利用者数	利用回数
4★ <sup>1</sup>	49	591
5	44	530
6	52	643

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 16. 身体障害者自動車運転免許取得費補助

【障害福祉課】

市内に6か月以上居住する身体障害者手帳所持者に対し、自動車運転免許取得費を補助します。（限度額10万円）

実績状況

年度	件数	金額（円）
4	5	500,000
5	1	100,000
6	4	400,000

## 17. 身体障害者自動車改造費の助成

【障害福祉課】

身体障害者手帳（肢体不自由に限る）所持者が自ら運転する自家用自動車の操向及び駆動装置等の一部を改造した場合に、改造に要した費用の一部を助成します。（限度額10万円）

実績状況

年度	件数	金額（円）
4	3	287,400
5	1	100,000
6	4	400,000

## 18. 福祉リフトカー運行制度

【障害福祉課】

歩行困難な重度身体障害者（1・2級）が通院又は会合等に参加する場合、リフト付ワゴン車を無料で運行し、重度身体障害者の福祉の増進を図ります（消費した燃料、有料道路代等は利用者の負担）。

また、運行について市は社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に委託し実施しています。

運行状況

年度	利用者数	利用件数
4	118	182
5	119	194
6	114	185

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 19. 更生訓練費給付事業

【障害福祉課】

社会復帰（就労）の訓練を受けるために、自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受け利用している障害者等が、訓練に必要な「物品を購入した」場合、又は「費用を事業所へ支払った」場合、その費用を助成します。

更生訓練費支給実績 (単位：人)

年度	4	5	6
支給対象者	27	25	25

## 20. 特別児童扶養手当

【障害福祉課】

精神又は身体に障害を有する児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母又は養育者に対し支給します。

要 件 1. 市内居住者

2. 20歳未満の人

3. 在宅である人

4. 公的年金を受けていない人

支 給 月 4月・8月・11月

### (1) 1級手当

身体障害者手帳おおむね1～2級、療育手帳Ⓐ～A2に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 56,800円（令和7年度～）

### (2) 2級手当

身体障害者手帳おおむね3級及び4級の一部、療育手帳おおむねB1に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 37,830円（令和7年度～）

手当支給状況 (単位：人)

年度	4	5	6
1級手当受給者	424(439)	426(436)	425(434)
2級手当受給者	358(375)	327(348)	343(370)

※( )支給対象児童数

## 2.1. 特別障害者手当等

### 【障害福祉課】

#### (1) 特別障害者手当

日常生活において、當時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の重度心身障害者に対して支給します。

対象 身体障害者手帳1級及び2級、又は療育手帳Ⓐ1及びⒶ2の一部に相当する障害等が重複又は同程度以上の人

支給月 2月、5月、8月、11月

支給額 29,590円（令和7年度～）

#### (2) 障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の重度心身障害児に対して支給します。

対象 身体障害者手帳1級及び2級の一部、又は療育手帳Ⓐ、Ⓐ1、Ⓐ2に相当する障害等を有する人

支給月 2月、5月、8月、11月

支給額 16,100円（令和7年度～）

#### (3) 経過的福祉手当

昭和61年3月31日時点で20歳以上の従来の福祉手当受給者のうち、障害基礎年金、特別障害者手当の支給要件に該当しない人に支給します。

支給額 16,100円（令和7年度～）

#### 特別障害者手当等支給状況

(単位：人)

年度	障害児福祉手当	特別障害者手当	福祉手当(経過措置分)	合計
4	278	720	15	1013
5	268	696	12	976
6	272	679	12	963

(各年度1月末日現在)

## 2.2. 心身障害児福祉手当

### 【障害福祉課】

身体障害者手帳1級から3級の者、又は療育手帳を所持している20歳未満の児童を監護している人に対して支給します。

支給月 7月、11月、3月

支給額 8,000円

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 心身障害児福祉手当支給状況

年度	4	5	6
受給者数	1,251(1,304)	1,346(1,399)	1,384(1,446)

※（ ）支給対象児童数

## 2.3. 千葉県心身障害者扶養共済制度

### 【障害福祉課】

身体障害者手帳1級から3級の者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡した(重度障害となった)場合、扶養されていた障害者に終身年金を支給する制度で、千葉県が実施しています。市は加入の申込みの受理等、制度に関する事務を行っています。

年金給付額 月額 20,000円(1口あたり)

掛 金 保護者の年齢により掛金額は変わります。

※ 生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については、減免の制度があります。

## 2.4. ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当

### 【障害福祉課】

在宅で20歳以上65歳未満の6か月以上ねたきり身体障害者又は20歳以上の重度知的障害者の介護者に対し支給します。

支給月 3月、9月

支給額 12,650円

### ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当支給状況

年度	受給者数			支給額
	身体障害者	知的障害者	合計	
4	21	538	559	82,655,100
5	16	543	559	82,617,150
6	15	549	564	82,895,450

## 2.5. 更生医療の給付

### 【障害福祉課】

身体障害者の職業能力の増進や、日常生活の向上のために障害の除去又は軽減を目的とし医療給付を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

**令和6年度支給状況** (単位：人)

区分		入院	通院	訪問看護	合計
視覚障害		0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害		1	3	0	4
肢体不自由		2	1	0	3
内部障害	心臓	2	1	0	3
	じん臓	143	689	1	833
	免疫	5	167	0	172
	小腸	0	0	0	0
	肝臓	0	9	0	9
合計		153	870	1	1,024

**26. 重度心身障害者（児）医療費の助成**

**【障害福祉課】**

身体障害者手帳の1、2級該当者、療育手帳所持者で障害程度④～A2及び精神障害者保健福祉手帳1級の人々に医療費の一部を助成します。

**支給状況**

年度	制度利用者(人)	金額(円)	1人当たり平均(円)
4	7,015	826,512,538	117,821
5	6,767	832,822,460	123,071
6	6,448	828,509,149	128,491

**対象人数**

(単位：人)

年度	保険種類	身体障害者(児)	知的障害者(児)	精神障害者(児)	合計
4	社会保険	1,306	397	73	1,776
	国民健康保険	1,755	632	271	2,658
	後期	2,790	13	10	2,813
	計	5,851	1,042	354	7,247
5	社会保険	1,335	403	73	1,811
	国民健康保険	1,676	650	300	2,626
	後期	2,534	14	16	2,564
	計	5,545	1,067	389	7,001
6	社会保険	1,314	378	78	1,770
	国民健康保険	1,610	654	308	2,572
	後期	2,304	16	19	2,339
	計	5,228	1,048	405	6,681

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 27. 自立支援医療（精神通院医療）

【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の申請受付と受給者証の交付等を行います。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

年度	受給者数
4	10,617
5	11,044
6	11,669

## 28. 精神障害者入院医療費の助成

【障害福祉課】

精神障害治療の費用負担を軽減するため、入院医療費の一部を助成します。

助成額 保険医療給付の自己負担額（月額 16,000 円を限度とする。）

精神障害者入院医療費助成状況

年度	受給者数	助成金額（円）
4	227	30,631,440
5	197	28,441,510
6	175	25,494,580

## 29. 心身障害者新規就労支度金の支給

【障害福祉課】

中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の特別支援学級又は特別支援学校を卒業後 5 年以内に新規に就労し、就労してから 1 年以内の方（転職者は不可）に支度金を支給します。

心身障害者新規就労支度金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数	金額(円)
4	21,000	15	315,000
5	21,000	18	378,000
6	21,000	19	399,000

## 30. 施設入所者就職支度金給付事業

【障害福祉課】

就労移行支援又は就労継続支援を利用していた障害者等で、就職又は自営することにより、事業所を退所することとなった方に対し、就職に伴う経費の一部を助成します（限度額 36,000 円）。

施設入所者就職支度金 支給実績 (単位：人)

年度	4	5	6
支給対象者	17	15	21

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3 1. 福祉タクシー料金の助成

#### 【障害福祉課】

市内に居住する重度心身障害者（児）が、通院、会合等のためタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成します。

補助額 料金の1/2 限度額 1,200円

上限枚数 年度間120枚（腎臓機能障害で人工透析による治療を受けている方は、312枚）

※ 重度心身障害者であって、かつ介護保険の認定が要介護3～5の方は上限枚数無制限

#### 福祉タクシ一年度別助成額

年度	年利用件数	金額（円）
4	57,119	43,923,610
5	56,807	45,190,120
6	53,572	44,675,750

### 3 2. 福祉電話の設置

#### 【障害福祉課】

外出困難な在宅の重度身体障害者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として、福祉電話を貸与することにより、当該重度身体障害者の福祉増進を図ります。

#### 福祉電話設置状況

年度	4	5	6
件数	3	4	3

### 3 3. 心身障害者一時介護料の助成

#### 【障害福祉課】

心身障害者を介護している家族が、疾病等の理由で一時的に介護が困難となった時等、福祉施設又は福祉団体に介護を委託した場合、その費用の全部又は一部を助成します。

1日当たり 4時間未満 2,500円（限度額）

〃 4時間以上 5,000円（限度額）

1泊 5,000円（限度額）

心身障害者1人につき 年額54,000円（限度額）

#### 一時介護料助成実績

年度	件数	金額（円）
4	97	470,950
5	140	599,150
6	93	409,300

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3 4. 緊急通報装置貸与事業

【障害福祉課】

ひとり暮らし又はそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し、急病など万一の場合にボタンを押すと緊急連絡ができる装置を貸与します。

緊急通報装置貸与実績

年度	4	5	6
件数	5	6	4

### 3 5. 障害者施設等通所交通費の助成

【障害福祉課】

市内に居住している障害者及びその介護者が、交通費を負担して障害者施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

#### (1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額（限度額5,000円）

#### (2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額（限度額5,000円）。ただし、国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となる。

障害者施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数	金額（円）
4	1,289	34,443,310
5	1,126	35,988,850
6	1,032	33,682,690

### 3 6. 障害者援護施設等整備費補助事業

【障害福祉課】

社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する際、予算の範囲内で助成します。

年度	施設数	補助額（円）
4	1	37,851,000
5	0	0
6	0	0

### 3 7. 身体障害者福祉ホーム 若葉

#### 【障害福祉課】

経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、その自立を促進することを目的とした施設。

所 在 地 二和西 5-7-17

設 備 居室、相談室、集会談話室、浴室、管理人室等

定 員 10 人

現 員 7 人(令和 7 年 4 月 1 日現在)

運 営 (指定管理者)社会福祉法人 千葉県福祉援護会

### 3 8. 身体障害者福祉作業所 太陽

#### 【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく生活介護の障害福祉サービスを実施する施設で、雇用されることが困難な在宅の身体障害者に設備を提供して就労の機会を与えるとともに、自活に必要な訓練及び生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的としています。

所 在 地 二和西 5-7-17

設 備 作業室、訓練室、相談室、食堂、医務室、事務室、シャワー室等

定 員 50 人

現 員 48 人(令和 7 年 4 月 1 日現在)

### 3 9. 障害者支援施設 北総育成園

#### 【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく施設入所支援、短期入所、生活介護、相談支援、日中一時支援の障害福祉サービスを実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、レクリエーションや作業等を行うとともに社会生活への適応性と参加が図られるよう、日常生活でのあらゆる機会を通じ適切な指導を行っています。

所 在 地 香取郡東庄町笛川い字龍ヶ谷 5852-1

設 備 居室、指導員室、食堂、プレイルーム、通所者デイルーム、作業室、工作室、木工室、  
洗濯・洗面室、静養・医務室、浴室等

定 員 75 人

現 員 65 人(令和 7 年 4 月 1 日現在)

運 営 (指定管理者)社会福祉法人 さざんか会

## 4 O. 光風みどり園

### 【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、日中一時支援の障害福祉サービス等を実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、一般企業に就職することが困難な人のために仕事のしやすい設備を整え、日々家庭やグループホーム等から通所することにより、生活支援や作業支援を行い一般企業への就職等、社会的自立を促進することを目的としています。

所 在 地 大神保町 1359-7  
設 備 作業室、食堂、医務室、職員室、洗濯室、浴室等  
定 員 100 人  
現 員 109 人(令和 7 年 4 月 1 日現在)  
運 営 (指定管理者) 社会福祉法人 大久保学園

## 4 1. 住宅整備資金の貸付事業

### 【障害福祉課】

心身障害者（一定の要件あり）又はこれらと同居若しくは同居しようとする人が、心身障害者のために住宅の補修及び増改築等を行う場合、無利子による資金の貸付けを行います。

貸付けの限度額は 500 万円とし、種類ごとの貸付けの限度額は次のとおり。

1. 浴室整備資金 130 万円
2. 便所整備資金 110 万円
3. 居室整備資金 240 万円
4. その他整備資金 100 万円

住宅整備資金貸付実績

年度	件数	貸付額（円）
4	0	0
5	3	3,794,000
6	0	0

## 4 2. 住宅改造費の助成

### 【障害福祉課】

重度障害者のために浴室や便所などを改造した場合、その費用の一部を助成します。

※所得制限があります。（限度額 50 万円）

住宅改造費助成実績

年度	件数	助成額（円）
4	6	3,000,000
5	11	4,876,000
6	9	4,072,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4.3. 精神保健福祉相談事業

##### 【保健総務課】

市民の精神保健福祉に関する相談について、嘱託医師による予約制の相談窓口と併せ専門職員による相談・訪問を実施します。

精神保健福祉相談事業実績

(単位：件)

年度	嘱託医師による定例相談(予約)	電話相談	来所相談	家庭訪問
4	37	4,989	264	407
5	29	4,707	203	398
6	22	4,084	195	453

#### 4.4. 保健所デイケアクラブ

##### 【保健総務課】

回復途上の精神障害者を対象に社会参加の場を提供し、集団活動を通して自発性・社会性を養い、対人関係の改善をはかり、社会生活への適応性を高めることを目的に毎月4回、グループワークを実施します。

デイケアクラブ参加状況

年度	参加者数	
	実人数	延人数
4★ <sup>1</sup>	12	78
5★ <sup>1</sup>	16	111
6	17	161

#### 4.5. 精神障害者社会復帰施設等

##### 【保健総務課】

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加への促進を図るため、各種プログラムを実施する施設の運営を支援します。

###### 地域活動支援センター

所在地： 北本町 1-16-55 保健福祉センター3階

指定管理者：N P O 法人 船橋こころの福祉協会

地域活動支援センター実績

年度	電話相談(件)	来所相談(件)	訪問相談(件)	通所者延人数 (日常生活支援事業対象者)
4★ <sup>1</sup>	8,129	404	592	2,390
5★ <sup>1</sup>	7,233	435	620	2,783
6	7,633	414	665	3,104

## 4.6. 家族支援事業

【保健総務課】

精神障害者を抱える家族の不安軽減、適切な治療環境づくり及び社会復帰の促進を目指し家族学習会を実施しています。

また、家族同士の支えあい、交流の場を設けることで、家族の孤立感を軽減し家族が元気になることを目的に、家族会の協力を得て、こころの家族交流会を実施しています。

令和6年度実績

(1) 家族のための学習会（ネット・ゲーム・ギャンブル依存） 1回 8人

家族のための学習会（双極性障害） 1回 8人

(2) こころの家族交流会 1回 5人

(3) 家族のための交流会 2回 38人

## 4.7. 成年後見制度利用支援事業（精神障害者等）

【保健総務課】

精神障害者等の成年後見制度の利用にあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人等の報酬等を助成します。

成年後見制度利用支援事業実施状況

年度	4	5	6
件数	33	32	36

## 4.8. 地域精神保健福祉連絡協議会

【保健総務課】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進をはじめとする地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携や協力体制の整備等を図るため協議会及び部会を実施しています。

令和6年度実績

### (1) 協議会

開催月 令和6年8月

内容 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について

出席者 10人

### (2) 部会

1回目

開催月 令和6年11月

内容 ①代表者会議での合意形成の共有。国、船橋市の精神包括ケアについて（振り返り）

②令和6年度における第1回代表者会議、市事業について（報告）

③令和6年度協議検討課題、その経緯について（報告）

④支援フロー（案）内容や、協議検討課題を踏まえた支援フロー（案）の完成

出席者 25人

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2回目

開催月 令和7年3月

- 内容 ①治療中断者の支援フローについて  
②退院前カンファレンスについて  
③身体合併症と認知症を含めた地域支援と連携について

出席者 24人

## 4.9. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

【保健総務課】

精神科医療機関等に入院中の患者を対象に、地域生活支援に係る事業を実施しています。

### 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

年度	回数	参加者数
4	6	82
5	7	99
6	8	92

## 5.0. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業

【保健総務課】

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し研修会等を実施しています。

### 精神障害者の地域移行・地域定着職員に対する研修に係る事業

年度	事業内容	回数	参加者数
4	市内精神障害者福祉施設の見学会	3	15
	市内訪問看護事業所向け研修会	1	11
	地域移行支援事例に係る事例検討会	1	26
	地域移行支援に関する映画の上映会	1	46
5	市内精神障害者福祉施設の見学会	3	16
	市内訪問看護事業所向け研修会	1	7
	地域移行関係職員研修会	1	33
6	市内精神障害者福祉施設の見学会	3	17
	訪問看護・グループホーム職員との合同研修会	1	8
	地域移行関係職員研修会	1	52

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5 1. 心のサポーター養成研修（令和6年度から開始）

### 【保健総務課】

精神障害者が地域の一員として自分らしく暮らせるよう精神疾患への正しい知識を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して傾聴を中心とした支援を行う心のサポーター養成研修を実施しています。

#### 心のサポーター養成研修

年度	回数	受講者数
5(モデル事業)	1	51
6	2	320

## 5 2. 精神保健福祉普及啓発事業

### 【保健総務課】

精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るために講演会を実施しています。

#### 精神保健福祉普及啓発講演会実施状況

年度	回数	延人数
4	1	43
5	1	71
6	1	45

## 基本施策 6 国民健康保険・介護保険



## 基本施策 6 「国民健康保険・介護保険」

### 施策 1 「国民健康保険事業の適正な運営」

#### 1. 国民健康保険事業

##### 【国保年金課】

###### (1) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項）を審議するため、国民健康保険事業の運営に関する協議会を置いています。

		開催月	附議内容
令和6年度	令和6年第2回	令和6年9月	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度決算について</li><li>船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について</li><li>保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）への移行に係る保険証の廃止について</li></ul>
	令和7年第1回	令和7年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例案について</li><li>船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について</li><li>令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案について</li><li>令和7年度船橋市国民健康保険事業特別会計当初予算案について</li></ul>

###### (2) 被保険者の状況

###### ① 国保加入状況

###### 国保加入の年度別推移

年度	年度末現在		国保世帯数		国保被保険者数								
	世帯数	人口	年度末現在		年度末現在 被保険者数	加入率 (%)	年間平均 被保険者数	一般		退職		年間平均 被保険者数	
			世帯数	加入率 (%)				年度末現在 被保険者数	構成比 (%)	年間平均 被保険者数	被保 险 者 数	構成比 (%)	
4	317,341	647,597	75,827	23.9	107,281	16.6	111,621	107,281	100.0	111,621	0	0.0	0
5	321,114	648,594	73,687	22.9	102,670	15.8	105,816	102,670	100.0	105,816	0	0.0	0
6	325,689	650,768	72,010	22.1	99,003	15.2	101,376	99,003	100.0	101,376	0	0.0	0

※ 年度末現在の世帯数及び人口は、住民基本台帳登録数

※ 年間平均は3月末日から翌年2月末日までの平均

※ 「退職」…長い間会社や官公署などに勤めて年金受給権のある方とその被扶養者の方が加入する制度  
平成20年4月の法改正により原則廃止

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ②年度別世帯・被保険者異動状況

資格取得の年度別推移

(単位:人(%))

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	合計
4	6,424(25.2)	17,672(69.3)	245(1.0)	261(1.0)	2(0.0)	888(3.5)	25,492
5	6,455(25.3)	17,738(69.4)	247(1.0)	264(1.0)	2(0.0)	840(3.3)	25,546
6	7,004(27.5)	17,205(67.4)	288(1.1)	235(0.9)	1(0.0)	786(3.1)	25,519

資格喪失の年度別推移

(単位:人(%))

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	合計
4	5,602(17.6)	16,027(50.3)	608(1.9)	798(2.5)	7,335(23.0)	1,517(4.7)	31,887
5	5,172(17.2)	15,540(51.5)	574(1.9)	812(2.7)	6,702(22.2)	1,357(4.5)	30,157
6	5,295(18.1)	14,848(50.9)	550(1.9)	779(2.7)	6,429(22.0)	1,285(4.4)	29,186

## ③年齢別被保険者数

年齢別被保険者数(令和6年度末)

年齢 ※1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計 (人)	割合 (%)
0~9 歳	229	247	247	264	290	355	365	353	390	379	3,119	3.2
10~19 歳	413	387	416	419	460	471	517	484	540	764	4,871	4.9
20~29 歳	788	865	1,056	1,068	1,066	1,072	986	1,005	920	889	9,715	9.8
30~39 歳	894	871	796	815	830	860	889	963	954	949	8,821	8.9
40~49 歳	963	1,073	1,072	1,053	1,094	1,152	1,145	1,130	1,242	1,280	11,204	11.3
50~59 歳	1,420	1,484	1,468	1,491	1,570	1,543	1,593	1,497	1,389	1,395	14,850	15.0
60~69 歳	1,688	1,635	1,725	1,858	1,924	2,281	2,772	2,831	3,195	3,435	23,344	23.6
70~79 歳	3,742	4,116	4,738	4,983	5,500	-	-	-	-	-	23,079	23.3
											合計	99,003
												100.0

※ 平成20年4月より75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障害者手帳1~3級及び4級の一部の人等)のある方で加入を希望する方は後期高齢者医療制度へ移行

※1 縦軸は年代、横軸は1桁目の年齢を表す

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3) 保険給付状況

#### ① 療養の給付及び療養費

##### 負担割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降～69歳	7割	3割
退職被保険者等	7割	3割
70歳～74歳	8割	2割
70歳～74歳の現役並み所得者	7割	3割

##### 入院時食事療養費（標準負担額）

所得区分	標準負担額
下記以外の人	1食 490円※1
市民税非課税世帯	過去12ヶ月間に入院日数が90日以内の入院の場合 1食 230円※2
低所得Ⅱ	過去12ヶ月間に入院日数が90日を超える入院の場合 1食 180円※3
低所得Ⅰ	1食 110円※2

※1 指定難病、小児慢性特定疾病等の人は 280円

※2 医療機関が、マイナ保険証の利用やオンライン資格確認、「標準負担額減額認定証」の提示から市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

※3 事前に90日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

##### 入院時生活療養費（標準負担額）

所得区分	標準負担額	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
下記以外の人	490円※ (一部医療機関では450円)	
市民税非課税世帯・低所得Ⅱ	230円	370円※
低所得Ⅰ	140円	

※ 厚生労働大臣が定める医療の必要性が高い人、指定難病の人は異なる

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 療養諸費用額負担区分の年度別推移

年度		療養の給付					療養費					合計				
		件 数	費用額 (千円)	保険者 負担分 (千円)	一部 負担金 (千円)	他 法 負担分 (千円)	件 数	費用額 (千円)	保険者 負担分 (千円)	一部 負担金 (千円)	他 法 負担分 (千円)	件 数	費用額 (千円)	保険者 負担分 (千円)	一部 負担金 (千円)	他 法 負担分 (千円)
4	一般	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121
5	一般	1,698,315	38,590,552	28,328,789	9,108,917	1,152,847	38,876	379,621	277,782	101,838	0	1,737,191	38,970,173	28,606,571	9,210,755	1,152,847
	退職	0	-26	-18	-8	0	0	0	0	0	0	0	-26	-18	-8	0
	合計	1,698,315	38,590,526	28,328,770	9,108,909	1,152,847	38,876	379,621	277,782	101,838	0	1,737,191	38,970,146	28,606,553	9,210,747	1,152,847
6	一般	1,634,276	37,390,706	27,395,162	8,892,320	1,103,224	37,331	377,988	275,698	102,291	0	1,671,607	37,768,694	27,670,860	8,994,610	1,103,224
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,634,276	37,390,706	27,395,162	8,892,320	1,103,224	37,331	377,988	275,698	102,291	0	1,671,607	37,768,694	27,670,860	8,994,610	1,103,224

※ 療養の給付には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における療養費等の食事療養・生活療養を含みます

※ 療養費には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における移送費を含みます

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 療養の給付（診療費）の年度別状況

年度		入院					入院外					歯科					合計				
		件数	費用額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)
4	一般	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935
	退職	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	合計	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935
5	一般	20,561	13,574,790	660,220	128,287	19.431	832,590	13,669,148	16,418	129,178	786.828	233,176	2,964,029	12,712	28,011	220.360	1,086,327	30,207,967	27,807	285,476	1026.619
	退職	0	-13	-	-	-	0	-13	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-26	-	-	-
	合計	20,561	13,574,777	660,220	128,287	19.431	832,590	13,669,135	16,418	129,178	786.828	233,176	2,964,029	12,712	28,011	220.360	1,086,327	30,207,941	27,807	285,476	1026.619
6	一般	19,859	13,176,191	663,487	129,973	19.589	796,126	13,134,265	16,498	129,560	785.320	226,546	2,887,724	12,747	28,485	223.471	1,042,531	29,198,180	28,007	288,019	1028.380
	退職	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	合計	19,859	13,176,191	663,487	129,973	19.589	796,126	13,134,265	16,498	129,560	785.320	226,546	2,887,724	12,747	28,485	223.471	1,042,531	29,198,180	28,007	288,019	1028.380

※ 受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

## ②高額療養費

同じ月（1日～末日）の医療費の一部負担金（食事代、差額ベッド代等を除いた保険診療分）が高額になったとき、世帯の所得（所得区分）によって定められた「自己負担限度額」を超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額や計算方法は年齢によって異なり、高額療養費が発生する場合は診療月から約3ヶ月後に通知されます。

また、診療月を含む過去12ヶ月間に、世帯単位での支給が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額が適用されます。さらに、70歳以上一般被保険者における外来療養に係る前年8月1日から7月31日までの1年間の自己負担限度額が設けられています。

### ア. 自己負担限度額（月額）

#### 69歳以下の人の場合

所得区分		3回目まで	4回目以降
ア	基礎控除後の総所得金額等が901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	基礎控除後の総所得金額等が600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	基礎控除後の総所得金額等が210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	基礎控除後の総所得金額等が210万円以下	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯※	35,400円	24,600円

※ 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

○ 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（外来と入院、医科と歯科は別扱い）でかかった一部負担金のひと月の合計が、21,000円以上のものが計算対象となる。計算対象となる一部負担金を69歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が自己負担限度額（月額）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

#### 70歳以上74歳以下の人の場合

現役並み所得者	所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
	III 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% <4回目以降 140,100円>	
	II 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% <4回目以降 93,000円>	
	I 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <4回目以降 44,400円>	
一般		18,000円 <年間上限 144,000円>	57,600円 <4回目以降 44,400円>
低所得 II		8,000円	24,600円
低所得 I		8,000円	15,000円

- 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（外来と入院、医科と歯科は別扱い）でかかった一部負担金のすべてが計算対象となります。外来の一部負担金を個人ごとに合算し、合算した額が 70 歳以上 74 歳以下の自己負担限度額（月額）である外来（個人単位）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。また、入院等の対象となる一部負担金を 70 歳以上 74 歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が 70 歳以上 74 歳以下の自己負担限度額（月額）である外来＋入院（世帯単位）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

#### **イ. 限度額適用認定証**

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（同じ医療機関でも外来と入院、医科と歯科は別扱い）での医療費が高額となる場合、事前に「限度額適用認定証」（市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を取得し医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、窓口での一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。なお、限度額適用認定証を使わずに自己負担限度額を超えて支払いをした場合や、複数の医療機関での合算により高額療養費が発生した場合は、診療月から約 3 ヶ月後に通知されます。

#### **ウ. 厚生労働大臣の指定する特定疾病**

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院等の窓口に提示すれば、一部負担金は 1 ヶ月 1 万円※までとなります。

※慢性腎不全で人工透析を要する 69 歳以下の所得区分「ア」「イ」の人は 2 万円までとなります。

#### **エ. 所得区分（70 歳以上 74 歳以下の人）**

##### **現役並み所得者**

同一世帯に市民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）が 145 万円以上の 70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者がいる人。

ただし、課税所得 145 万円以上でも、70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者の収入合計が、二人以上で 520 万円未満、一人で 383 万円未満の場合は、「一般」の区分と同様となる。また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者国保単身世帯の場合、市民税課税所得が 145 万円以上かつ収入 383 万円以上で同一世帯の旧国保被保険者※も含めた収入合計が 520 万円未満の人は、「一般」の区分と同様となる。ただし、収入状況が把握できない場合は、申請が必要となります。

70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が 210 万円以下の場合は、「一般」の区分となります。

※旧国保被保険者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を指す

##### **低所得 II**

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税（低所得 I 以外）の人。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 低所得 I

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人（一部の控除計算が市民税とは異なる）。

### 一般

上記以外の人。

### 高額療養費の年度別推移

年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
4	83,964	4,175,096,243	0	0	83,964	4,175,096,243
5	81,712	4,260,373,797	0	-3,910	81,712	4,260,369,887
6	78,642	4,198,755,797	0	0	78,642	4,198,755,797

### ③高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国保被保険者全員の医療保険と介護保険の各負担が長期間にわたって重複している世帯で、高額療養費等の支給を受けても残る医療保険と介護保険の一年間（8月から翌年7月末）の合算自己負担額が下表の限度額を超えた額が支給されます。

### 69歳以下人の限度額

所得区分		限度額
ア	基礎控除後の総所得金額等が901万円超	212万円
イ	基礎控除後の総所得金額等が600万円超～901万円以下	141万円
ウ	基礎控除後の総所得金額等が210万円超～600万円以下	67万円
エ	基礎控除後の総所得金額等が210万円以下	60万円
オ	市民税非課税世帯*	34万円

\* 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 70歳以上 74歳以下の人の限度額

所得区分	限度額
現役並み所得者	III 課税所得 690万円以上 212万円
	II 課税所得 380万円以上 690万円未満 141万円
	I 課税所得 145万円以上 380万円未満 67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円*

\*介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は 31万円

### ④出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産したときに、申請により 1 件につき、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 500,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 420,000 円が支給されます。

\*産科医療補償制度に未加入の産科医療機関で出産した場合、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 488,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 408,000 円が支給されます。

### ⑤葬祭費 1 件 50,000 円

#### 出産育児一時金・葬祭費の年度別推移

年度	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
4	289	120,820,000	704	35,200,000	993	156,020,000
5	277	135,800,000	710	35,500,000	987	171,300,000
6	232	115,456,000	667	33,350,000	899	148,806,000

\*「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より記載のため、決算額とは一致しません。

### ⑥傷病手当金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかつた期間に傷病手当金が支給されます。

#### 1) 対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方。

#### 2) 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができなかつた期間（最長 1 年 6 か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3) 支給額

(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の額の合計額÷就労日数) ×2/3×支給対象となる日数

#### 傷病手当金

年度	件数	金額(円)
4	280	9,911,001
5	35	1,077,416
6	5	97,359

### （4）医療費通知の状況

健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に、医療機関でかかった医療費を知らせる「医療費通知」を送付します。

#### 医療費通知の年度別推移

年度	対象内容	対象月	通知年月	通知件数(世帯)
4	全受診 世帯 (3回)	令和3年11月～12月診療分 令和4年1月～6月〃 令和4年7月～10月〃	令和4年5月 令和4年11月 令和5年1月	57,412 73,696 64,901 合計 196,009
5	全受診 世帯 (3回)	令和4年11月～12月診療分 令和5年1月～6月〃 令和5年7月～10月〃	令和5年5月 令和5年11月 令和6年1月	55,221 71,135 62,287 合計 188,643
6	全受診 世帯 (3回)	令和5年11月～12月診療分 令和6年1月～6月〃 令和6年7月～10月〃	令和6年5月 令和6年11月 令和7年1月	53,452 69,251 60,145 合計 182,848

### （5）保険料（令和7年度）

①賦課期日 4月1日（本算定 6月7日）

②料率等

#### 1) 医療分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×6.67%  
被保険者均等割額……………被保険者1人について35,100円  
賦課限度額……………66万円

#### 2) 後期高齢者支援金分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×2.69%  
被保険者均等割額……………被保険者1人について10,700円  
賦課限度額……………26万円

### 3) 介護分

- 所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×1.49%  
被保険者均等割額……………被保険者1人について11,500円  
賦課限度額……………17万円

### ③納付方法

- ・口座振替
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの特別徴収

### ④納付回数

10回

※特別徴収の世帯主については年金支給時（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回）

※特別徴収は、65歳から74歳までの被保険者のみで構成されている世帯で、年金年額18万円以上の方であり、かつ国保保険料と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1を超えない方が対象

### ⑤保険料の均等割軽減

#### 1) 低所得者に対する軽減

- ・前年の所得金額が43万円+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分（均等割）の70／100を軽減
- ・前年の所得金額が43万円+(305,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分（均等割）の50／100を軽減
- ・前年の所得金額が43万円+(560,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分（均等割）の20／100を軽減

#### 2) 未就学児に対する軽減

未就学（小学校就学前）の均等割額は、5割軽減されます。上記、低所得者に対する軽減が適用される世帯の未就学児は、低所得者に対する減額を適用後に5割軽減されます。

### ⑥産前産後期間の保険料免除

出産する方の出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月相当分（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月相当分）の所得割額および均等割額は免除されます。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (6) 保険料率等の状況

年度		応能割	応益割	限度額 (万円)
		所得割 (%)	均等割 (円)	
5	医療分	6.50	32,360	65
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	22
	介護分	1.20	9,610	17
6	医療分	6.67	35,100	65
	後期高齢者支援金分	2.69	10,700	24
	介護分	1.49	11,500	17
7	医療分	6.67	35,100	66
	後期高齢者支援金分	2.69	10,700	26
	介護分	1.49	11,500	17

#### (7) 保険料収納区分の状況

保険料収納区分の状況（令和6年度）

区分	世帯数	収納金額 (千円)	比率	
			世帯数 (%)	収納金額 (%)
口座振替	20,165	3,756,036	28.00	37.66
自主納付	40,257	5,158,875	55.91	51.73
特別徴収	11,588	1,058,477	16.09	10.61
合 計	72,010	9,973,388	100.00	100.00

※ 収納額は、還付未済額を除く

保険料の年度別収納状況

区分 年度	現年賦課分			滞納繰越分			
	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	
4	一般	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,348,506,116	741,130,217	31.56
	退職	0	0	-	1,692,706	945,695	55.87
	合計	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,350,198,822	742,075,912	31.58
5	一般	10,448,559,690	9,639,938,991	92.26	2,151,624,231	675,021,669	31.37
	退職	0	0	-	725,441	407,131	56.12
	合計	10,448,559,690	9,639,938,991	92.26	2,152,349,672	675,428,800	31.38
6	一般	10,860,972,240	9,973,387,526	91.83	1,904,485,891	573,254,726	30.10
	退職	0	0	0	300,298	172,830	57.55
	合計	10,860,972,240	9,973,387,526	91.83	1,904,786,189	573,427,556	30.10

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2. 後期高齢者医療制度

### 【国保年金課】

本制度は千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体ですが、市の窓口で資格取得・喪失の届出や高額療養費申請などの受付業務や保険料の徴収事務を行っています。

対象は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障害者手帳1~3級及び4級の一部の人等)のある方で加入を希望する方です。

#### (1)一部負担金の割合及び自己負担限度額

医療費の自己負担額(一部負担金)の割合は8月1日から翌年の7月31日までの1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

区分	一部負担金 の割合	1か月の自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円※1)	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円※1)	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円※1)	
一般Ⅱ	2割	6,000円 + (医療費-30,000円) × 10% または18,000円の低い方を適用※4 (年間上限144,000円※3)	57,600円 (44,400円※2)
一般Ⅰ	1割	18,000円 (年間上限144,000円※3)	
低所得者Ⅱ (市民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (市民税非課税世帯)			15,000円

※1 過去12か月以内に高額療養費の支給を3回受けた時の4回目以降の限度額

※2 過去12か月以内に「外来+入院(世帯単位)」の高額療養費の支給を3回受けた時の4回目以降の限度額

※3 1年間(毎年8月1日から翌年7月31日)のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来(個人単位)の自己負担額の合計額の上限額

※4 新設された一部負担金割合が2割の区分に対し、負担を抑えるための配慮措置を適用した限度額で、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、1割と比較した場合の1か月の負担増加額を3,000円に抑えるもの(入院の医療費は対象外)

## (2) 入院中の食事についての負担金

入院したときの食事代は、医療費とは別に定額の自己負担となります。また、療養病床に入院した時は、食事代と居住費の一部が自己負担となります。

区分	内容
現役並み所得者 及び 一般	1 食当り 490 円※1
低所得者 II <sup>※2</sup> ※過去 12か月の低所得者 II の入院日数が 91 日以上となった場合、申請月の翌月から下段を適用	1 食当り 230 円 1 食当り 180 円
低所得者 I <sup>※2</sup>	1 食当り 110 円

※1 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、280 円

※2 医療機関が、マイナ保険証の利用やオンライン資格確認、「所得区分が併記された資格確認書（申請が必要）」の提示から市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

## (3) 保険料（令和 7 年度）

保険料率は、千葉県後期高齢者医療広域連合において決定しており、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

①賦課期日 4 月 1 日（本算定 7 月 1 日）

②料率等 所得割額……基礎控除後の総所得金額等 × 9.11%

均等割額……43,800 円

賦課限度額……80 万円

③納付方法 特別徴収（年金天引き）

普通徴収（口座振替または納付書払い）

④納付回数 特別徴収 年 6 回

普通徴収 年 8 回

### ⑤保険料の軽減

#### 1) 低所得者に対する軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて軽減します。

1. 43 万円 + 10 万円 × {給与・年金所得者数 - 1} (※) 以下

……均等割額の 70/100 を軽減

2. 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × {給与・年金所得者数 - 1} (※) 以下

……均等割額の 50/100 を軽減

3. 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × {給与・年金所得者数 - 1} (※) 以下

……均等割額の 20/100 を軽減

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が 2 人以上いる場合には、

その人数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じた金額を加えます。

・給与収入（専従者給与を除く）が 55 万円を超える。

・65 歳以上（前年の 12 月 31 日現在）で公的年金収入が 125 万円を超える。

・65 歳未満（前年の 12 月 31 日現在）で公的年金収入が 60 万円を超える。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2)被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であった被保険者について、被保険者の資格を得た月から、24か月のみ均等割額の50／100を軽減します（所得割額はかかりません）。

### （4）保険料率の年度別推移

年度	所得割（%）	均等割（円）	限度額（万円）
5	8.39	43,400	66
6	9.11※1	43,800	80※2
7	9.11	43,800	80

※保険料率は千葉県後期高齢者医療広域連合にて決定

※1 令和6年度は、令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、8.45%

※2 令和6年度は73万円（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は80万円）

### （5）年間平均被保険者数

平均寿命の延伸により、被保険者数は増加傾向となっています。

年度	被保険者数
4	84,766
5	88,147
6	90,839

### （6）保険料の年度別収納状況

年度	区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
4	特別徴収	4,274,393,300	4,274,393,300	100.00
	普通徴収	3,012,574,700	2,959,106,750	98.23
	滞納繰越分	94,624,370	23,397,690	24.73
	合計	7,381,592,370	7,256,897,740	98.31
5	特別徴収	4,409,713,600	4,409,713,600	100.00
	普通徴収	3,020,274,100	2,972,517,300	98.42
	滞納繰越分	107,477,230	28,754,440	26.75
	合計	7,537,464,930	7,410,985,340	98.32
6	特別徴収	4,491,076,000	4,491,076,000	100.00
	普通徴収	3,738,754,800	3,673,951,800	98.27
	滞納繰越分	106,123,390	26,691,830	25.15
	合計	8,335,954,190	8,191,719,630	98.27

## 施策 2 「介護保険事業の適正な運営」

### ◆ 1. 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【介護保険課】

【高齢者福祉課】

市では、老人保健法及び老人福祉法に基づき平成6年に「船橋市老人保健福祉計画」を策定し、高齢化の進展に対応すべく様々な施策を推進してきました。その後、介護保険法に基づき平成12年にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として平成12年3月、新たに「第2次船橋市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」、平成15年3月には介護保険の初めての見直しにあわせて「第3次船橋市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」を策定しました。平成18年3月には、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、「第4次船橋市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定、そして平成21年3月には「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭に置いた取組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、団塊の世代が高齢期を迎える平成24年以降はさらに高齢化が進みました。高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域で支えるしくみづくりが急務となりました。

上記の状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、平成24年度から「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」及び「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を推進してまいりました。そして、「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、より充実した高齢者施策を推進してまいりました。

令和3年度からの介護保険制度改正では、令和22年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。令和3年度を初年度とする「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進してまいります。

令和6年度からの介護保険制度改正では、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎えることになり、さらには、2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）が急減することが見込まれており、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標など、優先順位を検討していくことが重要となります。

このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和6年度を初年度とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

## 2. 介護保険事業運営協議会

### 【介護保険課】

介護保険事業計画の策定など、介護保険に関する施策の立案及びその実施を円滑かつ適切に行うため、介護保険事業運営協議会を置いています。

《委員の構成》 20名以内

1. 学識経験者
2. 保健・医療又は福祉の専門家
3. 被保険者の代表者
4. 要介護等被保険者の家族の代表者

## 3. 介護保険制度の概要

### 【介護保険課】

介護保険制度は、老人福祉制度と老人保健制度によって行われていた介護の問題について、制度の一本化を図ったものであり、保健・医療・福祉制度の再編を行ったものです。

背景としては、急激な高齢化の進展、核家族化、女性の社会進出等による社会構造の変化により介護を家族の問題から社会全体で支えあう仕組みにする必要があつたためです。

#### (1) 保険者

市町村が保険者となり、その区域内に住所を有する被保険者に対する介護保険制度を運営します。

#### (2) 被保険者の範囲

1. 65歳以上の人(第1号被保険者)
2. 40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

#### (3) サービスの内容

居宅サービスとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給及びサービス計画費の支給があります。なお、予防給付の訪問介護と通所介護につきましては、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業として、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(現名称:サービス・活動事業)に移行しました。

また、平成21年7月から認知症高齢者等の在宅生活を支援するための認知症訪問支援サービス(市町村特別給付)を実施しております。

施設サービスとしては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所(入院)があります。

地域密着型サービスとしては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護があります。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (4) 利用者負担

介護サービスを利用すると、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割が利用者負担額となります。その利用者負担額が高額となる場合には、所得に応じて高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給があります。

その他に施設入所、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合は、食費、居住費(滞在費)及び日常生活費などが自己負担となります。低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないよう、申請によりその食費、居住費(滞在費)の自己負担額が減額となる場合があります。

### 4. 介護保険被保険者の状況

【介護保険課】

#### (1) 被保険者数

被保険者数

年度	4	5	6
65歳以上 75歳未満	66,148	63,166	60,479
75歳以上	88,755	91,754	94,341
(再掲)外国人被保険者	780	855	930
(再掲)住所地特例	771	848	927
第1号被保険者合計	154,903	154,920	154,820
第2号被保険者	230,630	232,130	233,986
被保険者合計	385,533	387,050	388,806

#### (2) 被保険者の異動状況

資格取得

(単位：人)

年度	転入	65歳到達	その他	合計
4	1,225	5,721	52	6,998
5	1,212	6,135	63	7,410
6	1,148	6,146	52	7,346

資格喪失

(単位：人)

年度	転出	死亡	その他	合計
4	1,287	5,786	39	7,112
5	1,353	6,009	31	7,393
6	1,292	6,133	21	7,446

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3)要介護(要支援)認定者数

認定者数

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
4	第1号被保険者	3,379	4,118	7,175	5,014	4,248	3,821	2,361	30,116
	65歳以上75歳未満	347	431	727	514	402	403	302	3,126
	75歳以上	3,032	3,687	6,448	4,500	3,846	3,418	2,059	26,990
	第2号被保険者	53	81	124	148	107	89	87	689
合 計		3,432	4,199	7,299	5,162	4,355	3,910	2,448	30,805
5	第1号被保険者	3,397	4,236	7,661	5,105	4,388	4,130	2,466	31,383
	65歳以上75歳未満	329	430	669	523	381	388	274	2,994
	75歳以上	3,068	3,806	6,992	4,582	4,007	3,742	2,192	28,389
	第2号被保険者	57	76	134	147	119	89	104	726
	合 計	3,454	4,312	7,795	5,252	4,507	4,219	2,570	32,109
6	第1号被保険者	3,439	4,400	7,246	5,946	4,495	3,890	2,472	31,888
	65歳以上75歳未満	324	405	583	493	370	303	258	2,736
	75歳以上	3,115	3,995	6,663	5,453	4,125	3,587	2,214	29,152
	第2号被保険者	50	90	123	168	108	74	99	712
	合 計	3,489	4,490	7,369	6,114	4,603	3,964	2,571	32,600

## 5. 介護保険料

### 【介護保険課】

#### (1)保険料の内容

##### ①介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、市町村毎に3年間の給付費の見込みによって算出され、平均して標準給付費の23%を負担することとなります。従って、給付水準の高い市町村ほど保険料が高くなります。

②賦課基準日 4月1日、または介護保険の第1号被保険者の資格を有した日。

##### ③徴収方法

- 1)特別徴収 年金から天引き
- 2)普通徴収 納付書払いまたは口座振替払い

④保険料額 保険料額(令和6年度)のとおり

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 保険料額(令和6年度)

所得段階	区分		負担割合	保険料(年額)
第1段階	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	生活保護等を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人	基準額×0.22	17,424円
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える人	基準額×0.32	25,344円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.62	49,104円
第4段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人	基準額×0.85	67,320円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える人	基準額	79,200円
第6段階	本人が市民税課税 世帯に市民税課税の人がいる	本人の合計所得金額が91万円以下の人	基準額×1.10	87,120円
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人	基準額×1.15	91,080円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	102,960円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	118,800円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	134,640円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	150,480円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	166,320円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	182,160円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	190,080円
第15段階		本人の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.50	198,000円
第16段階		本人の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	205,920円
第17段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.90	229,680円
第18段階		本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×3.00	237,600円
第19段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×3.30	261,360円
第20段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の人	基準額×3.40	269,280円
第21段階		本人の合計所得金額が3,000万円以上の人	基準額×3.50	277,200円

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 保険料の収納額等の状況

各年度収納状況

年度			収納状況			収納率(%) :C/(A-B)
			調定額(円):A	不納欠損(円):B	収納額(円):C	
4	現 年 度 分	特別徴収	8,642,982,640	0	8,642,982,640	100.00
		普通徴収	1,004,115,520	0	922,244,264	91.85
		計	9,647,098,160	0	9,565,226,904	99.15
	滞納繰越分	159,871,094	52,849,767	31,492,860	29.43	
	年度合計	9,806,969,254	52,849,767	9,596,719,764	98.39	
5	現 年 度 分	特別徴収	8,581,181,010	0	8,581,181,010	100.00
		普通徴収	1,038,322,890	0	962,461,369	92.69
		計	9,619,503,900	0	9,543,642,379	99.21
	滞納繰越分	157,246,783	47,152,980	36,056,421	32.75	
	年度合計	9,776,750,683	47,152,980	9,579,698,800	98.46	
6	現 年 度 分	特別徴収	10,694,406,710	0	10,694,406,710	100.00
		普通徴収	1,414,347,214	0	1,317,278,076	93.14
		計	12,108,753,924	0	12,011,684,786	99.20
	滞納繰越分	149,567,173	48,006,556	35,610,044	35.06	
	年度合計	12,258,321,097	48,006,556	12,047,294,830	98.66	

※収納額は、還付未済額を含みません。

## 6. 介護保険の給付状況

### 【介護保険課】

#### (1) 給付内容

##### ① 介護（予防）に関する保険給付

- 1) 居宅介護（介護予防）サービス等給付費
- 2) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 3) 居宅介護（介護予防）住宅改修費
- 4) 居宅介護（介護予防）サービス計画等給付費
- 5) 施設介護サービス等給付費
- 6) 地域密着型介護（予防）サービス等給付費
- 7) 高額介護（予防）サービス費
- 8) 高額医療合算介護（予防）サービス費
- 9) 特定入所者介護（予防）サービス等給付費

##### ② 市町村特別給付

市では、市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 保険給付状況

### 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4	第1号被保険者	716	1,417	5,413	4,434	3,138	2,302	1,322	18,742
	第2号被保険者	17	39	90	132	74	67	60	479
	合 計	733	1,456	5,503	4,566	3,212	2,369	1,382	19,221
5	第1号被保険者	672	1,432	5,735	4,418	3,241	2,466	1,375	19,339
	第2号被保険者	23	38	98	121	91	67	65	503
	合 計	695	1,470	5,833	4,539	3,332	2,533	1,440	19,842
6	第1号被保険者	685	1,654	5,575	5,018	3,462	2,272	1,370	20,036
	第2号被保険者	16	50	102	128	99	61	72	528
	合 計	701	1,704	5,677	5,146	3,561	2,333	1,442	20,564

(各年度 3月分)

### 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4	第1号被保険者	1	2	1,269	987	777	474	276	3,786
	第2号被保険者	0	0	8	17	11	4	7	47
	合 計	1	2	1,277	1,004	788	478	283	3,833
5	第1号被保険者	2	2	1,452	995	774	503	273	4,001
	第2号被保険者	0	0	8	16	11	3	8	46
	合 計	2	2	1,460	1,011	785	506	281	4,047
6	第1号被保険者	4	7	1,334	1,129	834	491	299	4,098
	第2号被保険者	0	0	8	16	11	2	7	44
	合 計	4	7	1,342	1,145	845	493	306	4,142

(各年度 3月分)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 施設介護サービス受給者数

年度		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
4	第1号被保険者	2,295	1,249	0	96
	第2号被保険者	21	20	0	2
	合計	2,316	1,269	0	98
5	第1号被保険者	2,443	1,301	1	117
	第2号被保険者	23	26	0	3
	合計	2,466	1,327	1	120
6	第1号被保険者	2,418	1,272	-	123
	第2号被保険者	26	22	-	2
	合計	2,444	1,294	-	125

(各年度3月分)

### 要介護度別のサービス利用件数

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4	居宅(介護予防)サービス	17,754	38,477	172,392	167,502	132,570	103,727	68,212	700,634
	地域密着型(介護予防)サービス	5	36	15,368	12,324	9,920	5,778	3,332	46,763
	施設サービス	0	0	1,550	3,102	11,439	16,869	10,977	43,937
	合計	17,759	38,513	189,310	182,928	153,929	126,374	82,521	791,334
5	居宅(介護予防)サービス	17,620	38,804	186,083	172,075	138,724	111,477	71,019	735,802
	地域密着型(介護予防)サービス	19	25	17,819	12,711	10,022	6,217	3,474	50,287
	施設サービス	1	0	1,621	2,929	12,236	17,540	11,624	45,951
	合計	17,640	38,829	205,523	187,715	160,982	135,234	86,117	832,040
6	居宅(介護予防)サービス	17,185	41,562	191,205	187,071	144,378	115,145	76,794	773,340
	地域密着型(介護予防)サービス	36	58	17,827	13,590	10,661	6,392	3,567	52,131
	施設サービス	0	0	1,511	3,095	11,981	18,005	12,039	46,631
	合計	17,221	41,620	210,543	203,756	167,020	139,542	92,400	872,102

(令和6年度については、令和7年8月14日現在の数値)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
4	居宅（介護予防）サービス	207,946,129	457,244,468	4,301,670,760	4,789,254,308	5,222,151,734	4,466,660,867	3,277,622,767	22,722,551,033
	地域密着型（介護予防）サービス	240,755	5,034,420	1,041,694,870	1,377,681,194	1,682,792,520	1,151,118,029	823,692,019	6,082,253,807
	施設サービス	0	0	381,347,472	808,743,623	3,023,957,409	4,795,071,341	3,336,470,214	12,345,590,059
	合 計	208,186,884	462,278,888	5,724,713,102	6,975,679,125	9,928,901,663	10,412,850,237	7,437,785,000	41,150,394,899
5	居宅（介護予防）サービス	201,772,800	465,767,926	4,649,489,919	4,995,353,273	5,568,492,720	4,902,323,667	3,419,719,442	24,202,919,747
	地域密着型（介護予防）サービス	964,002	4,135,968	1,177,618,222	1,386,339,177	1,711,290,990	1,258,530,125	882,250,674	6,421,129,158
	施設サービス	167,821	0	406,038,415	777,363,585	3,298,391,827	5,081,632,413	3,585,138,390	13,148,732,451
	合 計	202,904,623	469,903,894	6,233,146,556	7,159,056,035	10,578,175,537	11,242,486,205	7,887,108,506	43,772,781,356
6	居宅（介護予防）サービス	194,859,796	503,921,335	4,768,753,844	5,454,271,078	5,760,033,533	5,111,386,956	3,757,172,176	25,550,398,718
	地域密着型（介護予防）サービス	1,883,222	7,353,385	1,162,969,095	1,461,327,076	1,827,004,341	1,329,311,764	882,701,731	6,672,550,614
	施設サービス	0	0	391,944,279	848,395,317	3,346,037,778	5,402,259,468	3,828,199,993	13,816,836,835
	合 計	196,743,018	511,274,720	6,323,667,218	7,763,993,471	10,933,075,652	11,842,958,188	8,468,073,900	46,039,786,167

(令和 6 年度については、令和 7 年 8 月 14 日現在の数値)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の利用件数

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
4	食費	0	9	1,041	2,141	7,737	8,753	5,234
	居住費	0	9	1,025	2,158	7,837	8,979	5,535
5	食費	0	10	1,083	2,174	7,928	9,436	5,371
	居住費	0	10	1,058	2,148	8,001	9,721	5,648
6	食費	1	6	1,016	2,117	7,571	9,639	5,646
	居住費	1	8	1,005	2,082	7,540	9,679	5,672

(令和6年度については、令和7年8月14日現在の数値)

### 特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
4	食費	0	28,480	10,981,921	23,767,299	95,002,966	127,500,821	72,106,919
	居住費	0	26,593	6,118,795	16,881,294	111,057,129	125,264,045	77,076,211
	合計	0	55,073	17,100,716	40,648,593	206,060,095	252,764,866	149,183,130
5	食費	0	61,385	12,244,346	23,665,919	99,343,951	130,840,433	73,231,280
	居住費	0	59,544	6,155,792	17,183,978	111,523,142	134,911,053	79,886,027
	合計	0	120,929	18,400,138	40,849,897	210,867,093	265,751,486	153,117,307
6	食費	2,670	15,510	11,579,465	22,375,964	94,342,525	129,071,430	75,053,743
	居住費	42	21,074	6,217,564	17,703,536	104,922,236	138,101,290	78,230,842
	合計	2,712	36,584	17,797,029	40,079,500	199,264,761	267,172,720	153,284,585

(令和6年度については、令和7年8月14日現在の数値)

## 7. 地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

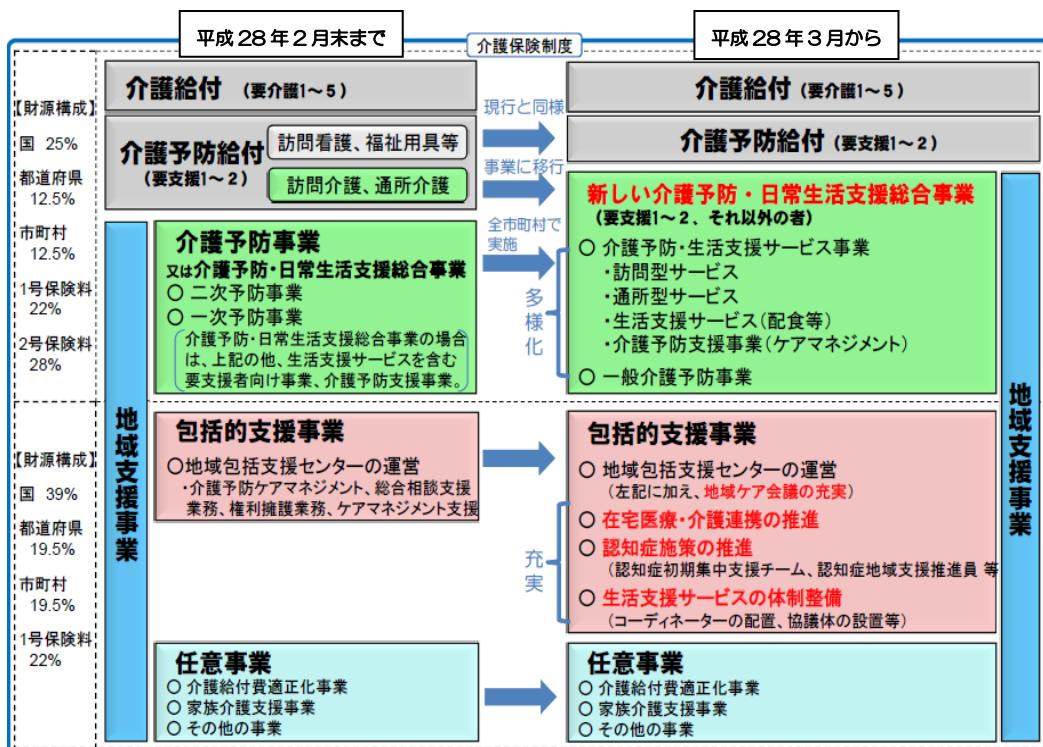
【介護保険課】

【健康づくり課】

地域支援事業は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

平成 27 年 4 月施行の介護保険制度の改正により、地域支援事業の内容が見直され、市町村では、平成 29 年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することとされました。本市では平成 28 年 3 月から総合事業を開始しました。

これにより、要支援者に対する予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」がそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として総合事業に移行され、「介護予防・生活支援サービス事業（現名称：サービス・活動事業）」に位置づけられるとともに、介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）が廃止され、総合事業における「一般介護予防事業」へ再編されました。



※第 9 期介護保険事業計画の財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業の 1 号保険料は 23%、2 号保険料は 27%、包括的支援・任意事業の国は 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、1 号保険料は 23%です。

## 8. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)【地域支援事業】

### (1) サービス・活動事業

#### ① 訪問型サービス

##### 訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

##### 【介護保険課】

平成28年3月から介護予防訪問型サービス(予防給付で行っていた介護予防訪問介護に相当するサービス)、平成28年4月から介護予防生活支援サービス(介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

#### ② 通所型サービス

##### 通所介護相当サービス・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

##### 【介護保険課】

平成28年3月から介護予防通所型サービス(予防給付で行っていた介護予防通所介護に相当するサービス)、平成28年7月から介護予防運動機能向上デイサービスと介護予防ミニデイサービス(ともに介護予防通所型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

#### ③ 介護予防ケアマネジメント

##### 【地域包括ケア推進課】

###### 1) 基本チェックリストの実施

サービス・活動事業の対象者は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者(事業対象者)ですが、本市では、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを基本チェックリストの実施機関として位置づけ、同センターが行う総合相談支援事業のなかで、必要に応じて基本チェックリストを実施し、事業対象者であるかの判定を行っています。

基本チェックリスト実施状況

(単位:件)

年度	地域包括支援センター実施		在宅介護支援センター実施		合計	
		うち対象者該当		うち対象者該当		うち対象者該当
4	22	16	1	0	23	16
5	10	9	0	0	10	9
6	25	23	2	2	27	25

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2) 介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターでは、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助（ケアプランの作成等）を行っています。

なお、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施しています。

介護予防ケアマネジメント実施状況

年度	ケアプラン作成件数	うち委託した件数
4	22,778	14,936
5	22,764	14,354
6	22,237	13,276

### (2) 一般介護予防事業

#### ① 介護予防把握事業（船橋市健康スケール）

【健康づくり課】

令和元年度から、市独自に開発した高齢者の健康に関する質問票として「船橋市健康スケール」を送付しています。船橋市健康スケールに回答いただくことで、年齢だけでは計れない体の状態を数値化して「元気度」として示すとともに、3年後に要介護・要支援になるリスクを算定しあわせすることで、自身の生活や健康状態を振り返り、現在の体の状態を知ることができます。また、回答いただいたデータを分析することで、市の一般介護予防事業の事業評価や方向性の検討に役立てています。

介護予防把握事業 船橋市健康スケール実施状況

年度	4	5	6
発送件数	82,807	84,139	85,324
回答件数	55,489	51,024	50,207
回答率 (%)	67.0	60.6	58.8

#### ② 介護予防普及啓発事業（生き生きと若々しく過ごすための教室）

【健康づくり課】

平成28年4月から、地域の高齢者を対象に、介護予防に資する基本的な知識（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防）を普及啓発し、要介護状態等になることを予防するために行う事業を実施しています。コースは、令和5年度から総合型5回コース、柔道整復師運動型5回コースで行っています。

市は介護サービス事業者、スポーツクラブ、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 介護予防普及啓発事業 実施状況

年度	4★ <sup>1</sup>	5	6
実施回数（総合型 8回コース）	33	-	-
参加者数	422	-	-
実施回数（総合型 5回コース）	41	87	91
参加者数	562	996	1,249
実施回数（柔道整復師運動型 8回コース）	41	-	-
参加者数	300	-	-
実施回数（柔道整復師運動型 5回コース）	-	63	65
参加者数	-	442	534

### ③ 認知症予防事業

#### 【健康づくり課】

地域の高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣の知識を持つとともに、そのような生活習慣を身につけることで、認知症の予防又は発症時期を遅らせるために行う事業です。  
市は介護サービス事業者、スポーツクラブなどに委託し実施しています。

### 認知症予防事業 実施状況

年度	4		5		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
認知症予防事業	30	397	42	550	31	445

### ④ 地域介護予防活動支援事業（アクティブシニア介護予防補助金）

#### 【健康づくり課】

平成 28 年 7 月から開始した、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援し、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業です。

### アクティブシニア介護予防補助金

年度	4	5	6
補助団体数	61	66	69

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

#### 1) 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業

#### 【健康づくり課】

平成 28 年 7 月から開始した、地域の住民主体の団体の介護予防に資する活動等に地域のリハビリテーション専門職等を派遣し助言を行うことで、地域の介護予防効果を高め、生活範囲の拡大等にむけた取組を支援する事業です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業 (派遣回数)

年度	4	5	6
延べ派遣団体数	5	11	9
延べ派遣人数	7	11	10

#### 2) 足腰の衰えチェック事業

##### 【健康づくり課】

平成 30 年 9 月から開始した、高齢者に客観的な足腰の衰え度合いを簡単な 2 つのテストで自覚してもらうこと、リハビリ専門職等に運動についてアドバイスをもらい、運動機能が維持できるように生活習慣を見直してもらうこと、重篤な場合には地域包括支援センター等への相談を勧奨することを目的とした事業です。

65 歳、70 歳、73 歳以上の奇数年齢の方等を対象に、2 つのモデル地区から開始し、令和 2 年度からは 16 地区、令和 5 年度からは全 24 地区で実施しています。令和 6 年度は、32,822 件の対象者へ実施しました。

市は介護サービス事業者、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

### 足腰の衰えチェック事業

年度	4	5	6
利用者数	674	1,177	1,374
利用率 (%)	4.1%	3.5%	4.2%

#### 3) 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業

##### 【地域包括ケア推進課】

利用者の生活機能の維持・向上の効果を高め、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにつなげることを目的とし、リハビリテーション専門職が直接ケアマネジャーに同行して利用者宅を訪問し、利用者及びケアマネジャー等に助言を行う事業です。

### 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業 (派遣回数)

年度	4	5	6
利用者人数	44	28	18
訪問回数	49	31	19

## 9. 包括的支援事業【地域支援事業】

基本施策 3 「高齢者福祉」 施策 3 「相談支援体制の充実」 に掲載しています。

## 10. 任意事業【地域支援事業】

地域の実情に応じ、創意工夫を生かして各種事業を実施しています。

### (1) 介護給付等費用適正化事業

#### 【介護保険課】

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合等を実施しています。

### (2) 家族介護支援事業

高齢者を介護している人を支援するため、以下の事業を行っています。

#### ① 徘徊高齢者家族支援サービス事業

#### 【地域包括ケア推進課】

認知症により外出中に行方不明となった高齢者等を、GPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報端末機を貸し出します。また、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対処員が現場へ急行し対応します。市は委託し実施しています。

徘徊高齢者家族支援サービス利用状況

年度	利用者数
4	102
5	90
6	85

#### ② 若年性認知症家族交流会

#### 【地域包括ケア推進課】

若年性認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部に委託し実施しています。

若年性認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数	参加者数
4	1	4
5	1	2
6	1	8

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### ③ 認知症家族交流会

#### 【地域包括ケア推進課】

認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部に委託し実施しています。

認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数	参加者数
4	5	66
5	5	54
6	5	52

### ④ 家族のための介護教室

#### 【地域包括ケア推進課】

家族のための介護教室参加状況

年度	開催回数	参加者数
4	3	44
5	3	46
6	3	38

### (3) その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、以下の事業を行っています。

#### ① 介護相談員派遣事業

#### 【高齢者福祉課】

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及びグループホームへ各施設月1回介護相談員を派遣しています。

介護相談員派遣事業実施状況

年度	4 ★ <sup>2</sup>	5	6
派遣施設数	-	24	33

#### ② 住宅改修支援事業

#### 【介護保険課】

住宅改修支援事業実施状況

年度	4	5	6
件数	110	120	108

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### ③ 認知症サポーター養成事業

#### 【地域包括ケア推進課】

市主催にて市民向け、市内の小中学校、市職員向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成に努めています。また認知症サポーター養成講座の開催を希望される5名以上の団体向けに無料で講師を派遣しています。

認知症サポーター養成講座開催状況

年度	開催回数	サポーター数
4	139	9,508
5	127	8,680
6	136	9,249

### ④ 在宅介護支援教室

#### 【地域包括ケア推進課】

在宅介護支援教室実施状況

年度	4	5	6
開催回数	21	43	47

## 基本施策 7 子ども・子育て支援



## 基本施策 7 「子ども・子育て支援」

### ◆ 1. 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画

【子ども政策課】

すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的にスタートしました。市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

この基本理念のもとに、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」を視点（テーマ）とした3つの基本方針を設定しています。各方針に沿って、市が実施するさまざまな施策や事業を位置づけるとともに、市内を5つの地域に分けた5行政ブロックを「教育・保育提供区域」とし、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、また、時間外保育事業（延長保育事業）や放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）などの地域の子ども・子育て支援事業について、区域ごとに量の見込み（需要）と確保方策（供給）を設定し、施策を推進していきます。

#### ● 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針は次の3つです。

基本方針 1	子ども	次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
基本方針 2	親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
基本方針 3	地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2. 児童人口

### 【こども政策課】

市における児童人口（0歳～17歳）は、93,381人で総人口に対し、14.3%を占めています（令和7年4月1日現在）。これらの児童を児童福祉法の区分によると、乳児（1歳未満）3,881人、幼児（1歳～5歳）22,200人、少年（6歳～17歳）67,300人となっています。

児童の年齢別人口

年齢	男	女	合計
0	2,054	1,827	3,881
1	2,138	2,078	4,216
2	2,144	2,054	4,198
3	2,284	2,175	4,459
4	2,267	2,257	4,524
5	2,434	2,369	4,803
6	2,543	2,449	4,992
7	2,628	2,410	5,038
8	2,728	2,586	5,314
9	2,750	2,786	5,536
10	2,863	2,725	5,588
11	2,879	2,710	5,589
12	2,982	2,735	5,717
13	2,994	2,857	5,851
14	3,008	2,858	5,866
15	3,096	2,807	5,903
16	3,082	2,902	5,984
17	2,991	2,931	5,922
合計	47,865	45,516	93,381

（令和7年4月1日現在）

年度別乳児数

年度	男	女	合計
平成19	2,773	2,661	5,434
20	2,830	2,742	5,572
21	2,901	2,751	5,652
22	3,075	2,755	5,830
23	2,954	2,715	5,669
24	2,848	2,650	5,498
25	2,858	2,655	5,513
26	2,806	2,653	5,459
27	2,803	2,609	5,412
28	2,578	2,681	5,259
29	2,672	2,454	5,126
30	2,533	2,285	4,818
令和元	2,543	2,324	4,867
2	2,378	2,294	4,672
3	2,193	2,214	4,407
4	2,178	2,131	4,309
5	2,098	1,994	4,092
6	2,042	2,015	4,057
7	2,054	1,827	3,881

（各年4月1日現在）

## 施策1 「教育・保育の充実」

### 1. 保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数

【保育運営課】

【保育入園課】

令和7年4月1日現在、市内の保育所は公立27か所及び私立98か所で、認可定員は13,471人、入所児童数は11,947人となっています。また、認定こども園は11園で、認可定員は1,724人、入所児童数は1,280人となっています。

施設整備については、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、多様な主体による保育所の設置が図られることとなったことを受け、審査体制の強化を図りつつ、民間活力を利用して保育所整備を促進することとし、設置運営事業者の公募による民設民営型保育所整備を進めてきました。

保育施設数及び定員数の推移

年		5	6	7
保育所	公立	施設数	27	27
		定員数	4,532	4,532
		入所児童数	3,787	3,716
		待機人数	74	77
	私立	施設数	97	98
		定員数	8,849	8,929
		入所児童数	8,217	8,366
		待機人数	183	229
認定こども園	認定こども園	施設数	11	11
		定員数	1,756	1,757
		入所児童数	1,262	1,314
		待機人数	31	30
	小規模保育事業所		施設数	32
家庭的保育	小規模保育事業所	定員数	576	596
		入所児童数	479	546
		待機人数	12	29
		施設数	3	3
	家庭的保育		定員数	13
合計	家庭的保育	入所児童数	8	9
		待機人数	0	0
		施設数	170	172
		定員数	15,726	15,827
	合計		入所児童数	13,753
	合計		待機人数	300
	合計		施設数	177
	合計		定員数	15,888
	合計		入所児童数	13,842
	合計		待機人数	661

(各年4月1日現在)

- ※ 認定こども園の定員数及び入所児童数には、教育標準時間(1号)認定子どもの数を含みます。
- ※ 入所児童数には管外受託児童の数を含みます。
- ※ 待機人数には管外委託児童を含みません。

## 2. 保育対策

### 【保育運営課】

#### (1) 延長保育

保育認定子どもがやむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保するため、通常保育時間を超えて開所時間内で延長保育を実施しています。

公立保育所

開所時間 午前7時～午後7時

通常保育時間 (保育標準時間) 午前7時～午後6時、(保育短時間) 午前9時～午後5時

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所

施設・事業所により開所時間及び通常保育時間が異なります。

#### (2) 産休明け保育

産休明け保育として生後57日目に達した児童の保育を、公立保育所全園と、私立保育所92園で実施しています。また、認定こども園4園、小規模保育事業所24園でも実施しています。

#### (3) 疾病・障害・発達面に心配のある児童の保育

言葉が遅れている、落ち着きがなくて心配、疾病があり配慮が必要である、身体に障害がある、日常的に医療的ケアを必要とするなど、疾病・障害・発達面に心配のある児童については、集団保育を行うにあたり支援が必要かどうかを確認したうえで保育を実施しています。

施設・事業所により運用の詳細が異なります。

#### (4) 家庭的保育事業

3か所

子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた事業です。

家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を実施しています。

#### (5) 小規模保育事業

38か所

子ども・子育て支援新制度の中で、新たに設けられた事業です。

定員が6～19人と少人数であるため、家庭的な雰囲気もあり、手厚い保育を行うことができます。

#### (6) こども送迎センター 1か所

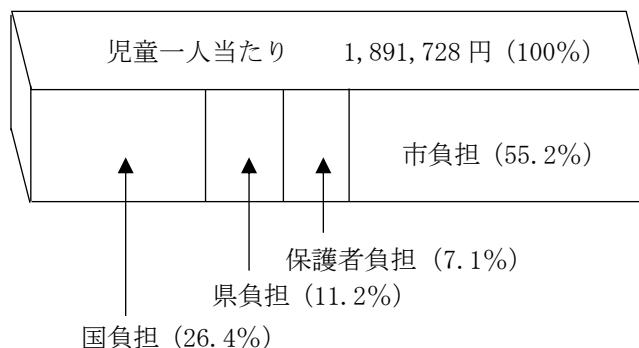
幼稚園等への送迎拠点として、小規模保育事業所にこども送迎センターを併設し、教育保育時間前後の預かり保育等を行う事業を実施しています。

### 3. 保育所の運営

#### 【保育入園課】

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育を利用する子どもの増加と保育の多様化に伴い年々増加しています。

令和6年度では入所児童1人当たり年額 1,891,728円となり、この負担割合は下図のようになります。



運営費負担割合の推移

年度	4	5	6
管理運営費A	20,082,443千円	20,770,914千円	22,845,924千円
	100%	100%	100%
財源内訳			
国庫負担金	4,665,102千円	5,022,202千円	5,831,812千円
	23.3%	24.2%	25.5%
県負担金	1,933,054千円	2,080,590千円	2,324,664千円
	9.6%	10.0%	10.2%
国（県）補助金	668,613千円	472,019千円	437,250千円
	3.3%	2.3%	1.9%
市負担金①	1,933,054千円	2,080,590千円	2,324,664千円
	9.6%	10.0%	10.2%
保護者負担金（保育料等）	1,766,720千円	1,870,911千円	1,630,590千円
	8.8%	9.0%	7.1%
計B	10,966,543千円	11,526,312千円	12,548,980千円
	54.6%	55.5%	54.9%
市単独負担（A-B）②	9,115,900千円	9,244,602千円	10,296,944千円
	45.4%	44.5%	45.1%
市負担計（①+②）	11,048,954千円	11,325,192千円	12,621,608千円
	55.0%	54.5%	55.2%
年間延利用児童数	144,505人	145,186人	144,921人
児童1人当たり運営費（年額）	1,667,688円	1,716,768円	1,891,728円

※上記図及び表において、小数点第2位を四捨五入しているため、負担割合合計が100%にならないことがあります。

3歳未満児の保育料（標準時間認定）

(単位：円)

階層	保護者の市民税額	第1子保育料		第2子保育料		第3子保育料
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ	7,800	3,770	3,900	0	
C2	市民税所得割 24,300 未満	8,950	4,320	4,470	0	
C3	24,300 以上 48,600 未満	10,100	4,480	5,050	0	
D1-1	48,600 以上 57,700 未満	15,000	4,480	7,500	0	
D1-2	57,700 以上 72,800 未満	15,000	4,480	7,500	0	
D2-1	72,800 以上 77,101 未満	20,100	6,000	10,050	0	
D2-2	77,101 以上 97,000 未満		20,100		10,050	
D3	97,000 以上 115,000 未満		25,000		12,500	無料
D4	115,000 以上 133,000 未満		29,000		14,500	
D5	133,000 以上 151,000 未満		33,000		16,500	
D6	151,000 以上 169,000 未満		37,000		18,500	
D7	169,000 以上 202,000 未満		42,700		21,350	
D8	202,000 以上 235,000 未満		46,700		23,350	
D9	235,000 以上 268,000 未満		50,800		25,400	
D10	268,000 以上 301,000 未満		54,900		27,450	
D11	301,000 以上 349,000 未満		57,500		28,750	
D12	349,000 以上		60,000		30,000	

※ 上記保育料表は、保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下、「保育園等」）を利用する場合に適用されます。

※ 3歳以上児の保育料は無料です。

※ 保育料は、当該年度の4月初日の前日現在の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更になりません。

※ 生計を一にしている子どものうち、2人目以降の児童が保育園等を利用している場合、第2子の保育料は半額（一部特例あり）、第3子以降は無料となります。

※ ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※ 保育料を算定する際の市民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額です。

※ 4~8月分保育料は、前年度市民税額で算定します。

9~3月分保育料は、当年度市民税額で算定します。

※ 家庭的保育事業の保育料は、上記保育料表の70%程度です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 半額保育料の特例（標準時間認定）(単位：円)

階層		組み合わせ	1子：3歳未満児
			2子：3歳未満児
保護者の市民税額		第2子保育料	
D8	202,000以上 235,000未満		23,300
D9	235,000以上 268,000未満		19,200
D10	268,000以上 301,000未満		15,100
D11	301,000以上 349,000未満		12,500
D12	349,000以上		10,000

※ 上記半額保育料の特例は、同一世帯で3歳未満児が保育園等を同時に2人以上利用する場合に、第2子に適用されます。

## 4. 一時預かり

### 【保育入園課】

#### (1) 一時預かり事業（一般型）

保護者の就労や傷病、心理的・肉体的負担を解消するためのリフレッシュなどの保育需要に対応するため、一時預かり事業を行っています。令和6年度末時点で、公立保育所1園（湊町保育園）、私立保育所19園、私立認定こども園2園、私立幼稚園5園（休止中を含む）にて実施しており、私立園については市より助成を行っております。

利用条件 ①A利用

パート等で就労し、育児が一時的に困難となる場合や保護者や家族の病気・ケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合（原則月9日以内）

②B利用

保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消（原則月2日以内）

### 利用状況(単位：人)

年度	利用延人数 (児童数)	利用形態	
		A利用	B利用
4	15,899	6,932	8,967
5	17,637	7,347	10,290
6	17,949	8,453	9,496

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ））

幼稚園に在園する満3歳以上の児童を対象に、当該幼稚園において教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を行っています。

利用状況

年度	施設数	延べ利用児童数
4	26	153,283
5	26	166,814
6	29	181,213

## (3) 3歳未満児幼稚園定期預かり事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））

保育が必要な満3歳未満児を対象に、市内のおもな幼稚園で定期的な預かりを行っています。実施園は3歳児以降の預かり保育の体制も充実しており、幼稚園でも長時間の預かりを利用することが可能です。

利用状況

年度	施設数	入所児童数(各園合計)		
		0歳	1歳	2歳
4	2	0	6	9
5	3	0	7	15
6	3	0	5	21

(各年4月1日現在)

## 5. 病児保育

### 【保育入園課】

市内に住んでいる児童や、市内の保育所等・幼稚園・小学校（一部施設では3年生まで）に通っている児童を対象として、入院治療の必要はないが安静を必要とする症状が軽度の児童（病児）及び、病気の回復期にあり保護者の就労等により家庭で保育できない児童（病後児）を一時預かりする「病児保育事業」を市内5施設（わたぐもの部屋（米ヶ崎町）、アイリスルーム（二子町）、オー・キッズ（本町）、アトム（習志野）、病児保育室わかば（三咲））に委託し実施しています。

また、病児保育室わかばでは、市内の保育所等・幼稚園・小学校に通っている児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに来ることができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師等がタクシーで児童を迎えて行き、必要に応じ診療所等で受診後、病児保育施設でお預かりする送迎対応付病児保育を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

**利用者数** (単位：人)

年度	登録者数	延利用者数	月平均	日平均
4	720	1,174	97.8	0.8
5	973	1,968	164.0	1.4
6	792	1,395	116.3	1.1

※ 日平均は1施設あたり

## 6. 認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)

### 【保育入園課】

船橋市認証保育所及び認可外保育施設（事業所内保育事業、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）に乳幼児の保育を委託（月64時間以上）している保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。

#### 《補助金の額》

市民税課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童を対象に、保護者が負担した利用料（日用品の購入費、行事への参加費等を除く）とし、月額30,000円を上限に交付します。

**補助金交付状況（実績）**

年度	4	5	6
延交付児童数	1,330	1,114	1,259

## 7. 休日保育

### 【保育入園課】

保育所・認定こども園等の認可保育施設に通園している児童のうち、平日だけではなく休日も保護者の就労等により家庭で保育ができない児童について、必要な保育の提供を行うため休日における預かりを公立保育所1園（湊町保育園）、私立保育所1園（アンデルセン第二保育園）で実施しており、私立園については市より助成を行っております。

**利用者数**

年度	4	5	6
利用延人数(児童数)	555	489	532

## 8. 保育所の運営に関する助成

### 【保育入園課】

市では、保護者の負担軽減、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して、各種の助成制度を設けています。

#### 私立保育所各種助成

助成項目	助成の内容																								
職員の待遇向上に要する費用	<p>保育士 職員 1人当たり月額 45,100円            保健師・助産師・看護師等 月額 35,100円            栄養士・管理栄養士 月額 27,000円            事務長・事務員・その他保育に従事する者 月額 20,610円            調理員・用務員 月額 19,130円            期末手当分 夏期 47,720円                                       冬期 49,840円</p>																								
予備保育士の雇用に要する費用	<p>保育士定数を超えて予備保育士を雇用している保育所            2歳児配置改善分(※) 5:1配置に必要となる保育士の数            基本分 3人まで 1人当たり月額 226,700円以内            (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)            ※令和7年度の経過措置として、1歳児配置改善加算を適用できない場合は、従前どおり「1・2歳児配置改善分」とする</p>																								
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	<p>国の配置基準を超えて正職員を雇用した保育所 1人当たり月額 197,800円以内            (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)            国の配置基準を超えて臨時職員を雇用した保育所 1時間当たり 1,076円以内</p>																								
延長保育事業に要する費用	<p>基本分            保育士定数を超えて正職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 226,700円以内            (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)            保育士定数を超えて臨時職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 193,970円以内(時給1,630円以内)            延長分(11時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>1時間延長</th> <th>2時間延長</th> <th>3時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~2人</td> <td>62,500</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>3~5人</td> <td>146,750</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>6~9人</td> <td>252,500</td> <td>338,250</td> <td>363,250</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>296,250</td> <td>447,500</td> <td>497,500</td> </tr> <tr> <td>以上10人毎に加算</td> <td>72,750</td> <td>182,000</td> <td>223,500</td> </tr> </tbody> </table> </p>	(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長	1~2人	62,500	169,000	181,500	3~5人	146,750	169,000	181,500	6~9人	252,500	338,250	363,250	10~19人	296,250	447,500	497,500	以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500
(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長																						
1~2人	62,500	169,000	181,500																						
3~5人	146,750	169,000	181,500																						
6~9人	252,500	338,250	363,250																						
10~19人	296,250	447,500	497,500																						
以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500																						
施設の運営管理に要する費用	<p>利用定員分 利用定員 1人当たり 月額 2,430円            職員分 職員 1人当たり 月額 2,187円            施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く) 1箇所当たり                                       月額 150,000円以内</p>																								
産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	<p>産休明け保育を実施する保育所において、保健師・助産師又は看護師であって市長が認めるもの(ただし、期末手当は月額の4.6か月以内とする) 1人当たり月額 235,400円以内</p>																								

助成項目	助成の内容																								
障害児保育に要する費用	<p>加配保育士・看護師等を雇用した保育所(在園する障害児の人数が上限)            正職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合 1人当たり月額 254,200円以内            児童指導員、子育て支援員の場合 1人当たり月額 236,400円以内            (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)</p> <p>正職員に加えて臨時職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合            1人当たり月額 176,000円以内 (時給1,645円以内)            児童指導員、子育て支援員の場合            1人当たり月額 156,200円以内 (時給1,460円以内)</p> <p>臨時職員を雇用した施設の場合</p> <p>児童指導員、子育て支援員以外の場合            1人当たり月額 452,300円以内 (時給1,645円以内)            児童指導員、子育て支援員の場合            1人当たり月額 401,500円以内 (時給1,460円以内)</p>																								
児童の処遇向上に要する費用	<p>総児童分</p> <table> <tr> <td>年齢別</td> <td>児童 1人当たり 月額 1,150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円</td> </tr> </table>	年齢別	児童 1人当たり 月額 1,150円		3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円		3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円																		
年齢別	児童 1人当たり 月額 1,150円																								
	3歳未満児 1人当たり 月額 3,600円																								
	3歳以上児 1人当たり 月額 1,350円																								
保育所地域活動に要する費用	市長が認める保育所地域活動事業を実施する保育所 1保育所当たり 年額 200,000円以内																								
休日保育事業に要する費用	<table> <tr> <td>基本分</td> <td>1保育所当たり 年額 2,000,000円以内</td> </tr> <tr> <td>加算分</td> <td>生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額</td> </tr> </table>	基本分	1保育所当たり 年額 2,000,000円以内	加算分	生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額																				
基本分	1保育所当たり 年額 2,000,000円以内																								
加算分	生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額																								
一時預かり事業(一般型)に要する費用	<p>●保育従事者2名で事業を実施した場合</p> <p>(1)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)</td> </tr> </table> <p>●保育従事者1名で事業を実施した場合</p> <p>(2)(年間利用者数が200人以上300人未満)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>177,409円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>816,092円以内</td> </tr> </table> <p>※年間利用者数が200人未満の場合は別途補助単価有</p> <p>(3)(年間利用者数が300人以上900人未満)保育士・家庭的保育者</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>195,180円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>897,840円以内</td> </tr> </table> <p>(4)(年間利用者数が300人以上900人未満)子育て支援員</p> <table> <tr> <td>月額分</td> <td>187,590円以内</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>862,920円以内</td> </tr> </table> <p>加算分</p> <table> <tr> <td>利用児童 1人当たり</td> <td>0歳児 2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1歳以上児 1,600円</td> </tr> <tr> <td>障害児 1人当たり</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯の利用児童</td> <td>保護者が負担すべき利用料相当額</td> </tr> </table>	月額分	453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)	期末手当分	2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)	月額分	177,409円以内	期末手当分	816,092円以内	月額分	195,180円以内	期末手当分	897,840円以内	月額分	187,590円以内	期末手当分	862,920円以内	利用児童 1人当たり	0歳児 2,200円		1歳以上児 1,600円	障害児 1人当たり	3,600円	生活保護世帯の利用児童	保護者が負担すべき利用料相当額
月額分	453,400円以内(ただし、職員1名あたり226,700円以内)																								
期末手当分	2,085,640円以内(ただし、職員1名あたり4.6月分以内)																								
月額分	177,409円以内																								
期末手当分	816,092円以内																								
月額分	195,180円以内																								
期末手当分	897,840円以内																								
月額分	187,590円以内																								
期末手当分	862,920円以内																								
利用児童 1人当たり	0歳児 2,200円																								
	1歳以上児 1,600円																								
障害児 1人当たり	3,600円																								
生活保護世帯の利用児童	保護者が負担すべき利用料相当額																								
分園推進事業に要する費用	1保育所当たり 年額 1,800,000円以内																								

助成項目	助成の内容
土地の賃借に要する費用	年間賃借料総額の2分の1(12月に満たない場合は月割) 1箇所当たり 年額上限 2,000,000円
栄養士の雇用に要する費用	国の配置基準を超えて正規職員を雇用した保育所 1人当たり月額 226,700円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.6か月以内とする)
保育士宿舎借り上げ支援事業	勤務する保育士のために宿舎を借り上げている保育所 1戸当たり月額 69,000円以内 (ただし、採用から5年度以内の保育士とする)
保育体制強化事業	国の配置基準を超えて園外活動時の見守り等を行う臨時職員等を雇用した保育所 1人当たり月額 145,000円以内

## 9. 私立保育所等の施設整備に関する助成

【保育運営課】

市では、社会福祉法人等による保育所等の施設整備及び設備整備にかかる費用の負担軽減を図るため、創設・改修工事等に対して、国庫補助金を活用した助成を行っています。

## 10. 幼児教育・保育の無償化について

【保育入園課】

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、認可保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちと、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの保育料を無料としています。

また、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもについて、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料を年齢等に応じた上限額まで無料としています。（施設に支払った利用料を償還します。）

## 11. 保育士養成修学資金貸付事業

【保育入園課】

保育士養成施設に在学中である学生のうち、将来市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、月額3万円を貸し付け、その修学を支援しています。

### 貸付状況

年度	借受者数		
	継続	新規	合計
4	104	86	190
5	101	76	177
6	92	68	160

※借受者数はその年度に貸付を行った実人数

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 12. 保育士就職支援事業

### 【保育入園課】

保育士に対する本市の支援施策の認知度を向上させ、市内保育施設への就職者の増加を図るため、保育士向け求人サイトへ市の支援施策の特集記事を掲載するとともに、会員へのメール配信を実施しました。

## 13. 公立保育所での取り組み

### 【保育運営課】

#### ・紙おむつ処分料の無償化

紙おむつの処分に係る保護者の負担軽減及び衛生面の不安の解消を図るため、公立保育所において紙おむつの持ち帰りを廃止するとともに、処分料を無償としました。

## 施策2 「子供の健全な育成」

### 1. 児童手当

#### 【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

#### (1) 対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者

#### (2) 支給月額

(児童1人につき)

0歳から3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前	10,000円
中学生	10,000円
高校生年代	10,000円
第3子以降	30,000円

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳到達後の最初の3月31日まで)の養育している子どものうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子をいいます。

#### (3) 支給月

2月(12月と1月分)、4月(2月と3月分)、6月(4月と5月分)、8月(6月と7月分)、10月(8月と9月分)、12月(10月と11月分)の年6回支給します。

(令和7年4月1日現在)

#### 児童手当支給状況

年度	3歳未満		3歳以上～中学生		高校生		特例給付 (所得制限超過)	
	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)	延人数	支給額 (千円)
4	132,738	1,991,120	631,957	6,561,155			103,400	517,000
5	125,037	1,876,315	609,559	6,332,325			86,148	430,740
6	124,690	1,951,110	632,234	6,986,225	63,728	679,700	59,445	297,225

※ 児童手当制度拡充に伴い、令和6年10月分から高校生までの児童を対象とし、所得制限を撤廃。

### 2. 子ども医療費の助成

#### 【子育て給付課】

疾病等により0歳～高校3年生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもが入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

#### (1) 対象者

0歳～高校3年生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもの保護者

#### (2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### (3) 助成方法

受給券を交付することによる現物給付。ただし千葉県外の医療機関を受診した場合や受給券を提示できなかった場合は償還払い（一旦医療費を支払い、後日市に申請することにより助成）。

#### 子ども医療助成件数・助成総額

年度	延助成件数	助成総額（円）
4	1,106,189	2,111,597,263
5	1,413,997	2,779,208,773
6	1,516,053	3,037,556,970

- ※ 平成 21 年 10 月から小学生の入院医療費助成開始。平成 22 年 12 月から小学校 1 年生～3 年生の通院医療費助成開始。平成 23 年 10 月から小学校 4 年生～6 年生の通院医療費助成開始。
- ※ 平成 24 年 12 月から小学校 4 年生～6 年生についても受給券を交付することによる現物給付を開始。また、中学生の入院医療費助成開始（受給券交付による現物給付）。
- ※ 平成 25 年 8 月から中学生の通院医療費助成開始。
- ※ 令和 5 年 4 月から高校生の入通院医療費助成開始（令和 5 年 4 月から 7 月診療分は償還払いのみ。令和 5 年 8 月診療分から現物給付開始）。

#### 子ども医療費自己負担金

世帯区分	負担基準額(円)	
	入院 1 日及び 通院 1 回	調剤
市町村民税非課税世帯		
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	無料	無料
市町村民税所得割課税世帯	300	

- ※ 平成 25 年 8 月から市町村民税所得割課税世帯の自己負担金を 300 円に変更。
- ※ 令和 5 年 8 月から同月、同医機関において通院 6 回、入院 11 日以降無料となる「月額上限制度」開始。

### 3. 子ども応援臨時給付金（令和 6 年度 3 月に開始、令和 7 年度 7 月に終了）

#### 【子育て給付課】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、児童の保護者の負担を軽減し、子育て世帯に対し支援を行うため、電子マネー等により、児童 1 人当たり 1 万円の子ども応援臨時給付金を支給しました。

対象者 令和 7 年 1 月 1 日時点で船橋市に住民登録がある、平成 18 年 4 月 2 日以降生まれの児童の保護者

#### 子ども応援臨時給付金給付状況

対象児童数	支給額（円）
55,890	558,900,000

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 児童ホーム

##### 【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設で市内に21館を設置しています。体育室、図書室、遊戯室等を整備し、遊びの指導および提供を行っています。

**令和6年度児童ホーム利用者実績**

(単位：人)

施設区分	前原	高根台	習志野台	金杉台	若松	西船	小室
市の主催事業	22,123	11,021	15,810	11,995	6,643	8,947	10,538
スポーツ・体操	2,826	1,447	8,601	3,554	205	623	4,153
制作・情操	8,416	2,912	2,286	3,211	1,102	1,170	2,613
その他の行事	10,549	6,267	4,765	4,551	5,129	7,006	3,525
クラブ	0	0	0	281	0	4	0
ボランティア	75	67	5	57	0	106	0
その他	257	328	153	341	207	38	247
一般利用	48,350	17,387	20,215	11,334	8,538	24,222	13,002
乳幼児	16,167	5,263	5,975	1,979	2,857	8,685	3,311
小学生	14,157	7,024	7,642	6,459	2,567	6,506	6,525
中学生	1,248	349	702	817	320	917	181
高校生	260	6	161	40	5	20	5
大人	16,518	4,745	5,735	2,039	2,789	8,094	2,980
団体利用	1,214	60	0	141	0	0	0
総合計	71,687	28,468	36,025	23,470	15,181	33,169	23,540
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	9,192	3,193	3,755	2,300	1,501	3,596	2,741
水曜日	14,226	4,920	7,316	3,663	3,347	6,466	4,969
木曜日	12,693	4,629	5,102	2,971	2,248	5,336	3,412
金曜日	10,412	3,914	4,745	2,491	1,675	5,043	3,708
土曜日	16,928	8,258	7,447	8,917	3,366	6,537	5,194
日曜日	8,236	3,554	7,660	3,128	3,044	6,191	3,516
総合計	71,687	28,468	36,025	23,470	15,181	33,169	23,540
小学生	22,129	11,746	18,951	14,403	4,981	10,518	13,718
中学生	2,056	614	1,102	1,575	535	944	239
高校生	362	9	288	97	5	27	5
乳幼児	23,339	8,171	7,998	3,610	4,832	11,183	5,001
大人	23,801	7,928	7,686	3,785	4,828	10,497	4,577
開館日平均	246	97	123	80	52	114	81
開館月平均	5,974	2,372	3,002	1,956	1,265	2,764	1,962

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 令和6年度児童ホーム利用者実績

(単位:人)

施設区分	三山	八木が谷	松が丘	飯山満	夏見	塚田	宮本
市の主催事業	12,593	5,148	9,038	14,506	13,068	9,697	18,627
スポーツ・体操	6,442	148	545	7,433	4,263	1,555	1,481
制作・情操	3,575	1,440	6,505	5,136	1,402	1,533	6,110
その他の行事	1,609	3,270	1,544	1,735	7,034	1,917	10,500
クラブ	831	0	0	68	0	311	0
ボランティア	0	21	115	0	99	58	219
その他	136	269	329	134	270	4,323	317
一般利用	11,381	11,876	15,844	17,184	26,433	27,617	29,287
乳幼児	2,487	1,660	3,725	4,193	7,188	8,774	8,962
小学生	5,786	6,963	7,641	7,755	11,839	9,280	9,444
中学生	892	1,570	1,239	993	813	810	1,738
高校生	53	97	43	48	11	25	37
大人	2,163	1,586	3,196	4,195	6,582	8,728	9,106
団体利用	0	0	0	0	0	0	0
総合計	23,974	17,024	24,882	31,690	39,501	37,314	47,914
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	2,820	2,393	2,420	3,662	4,691	4,718	4,295
水曜日	4,928	3,492	5,041	5,848	8,649	6,585	7,385
木曜日	4,192	2,779	4,158	4,396	6,012	4,980	6,146
金曜日	3,826	3,179	3,793	4,783	6,514	5,073	7,601
土曜日	4,691	2,928	5,172	6,261	6,867	9,178	9,047
日曜日	3,517	2,253	4,298	6,740	6,768	6,780	13,440
総合計	23,974	17,024	24,882	31,690	39,501	37,314	47,914
小学生	13,321	10,225	13,051	17,589	19,071	12,384	16,104
中学生	1,707	1,682	1,425	1,747	860	869	2,136
高校生	71	104	49	114	20	26	49
乳幼児	4,722	2,569	5,554	6,225	10,188	11,886	14,591
大人	4,153	2,444	4,803	6,015	9,362	12,149	15,034
開館日平均	82	58	86	109	135	128	164
開館月平均	1,998	1,419	2,074	2,641	3,292	3,110	3,993

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 令和6年度児童ホーム利用者実績

(単位:人)

施設区分	三咲	新高根	葉円台	海神	法典	本中山	坪井	合計
市の主催事業	16,425	8,447	31,632	10,373	13,974	13,253	11,999	275,857
スポーツ・体操	1,008	137	8,085	5,946	3,684	2,434	2,621	67,191
制作・情操	4,841	3,035	16,664	2,951	8,917	7,063	2,121	93,003
その他の行事	10,403	3,750	6,295	1,184	644	3,690	6,750	102,117
クラブ	0	813	0	0	0	0	0	2,308
ボランティア	0	0	135	131	82	13	178	1,361
その他	173	712	453	161	647	53	329	9,877
一般利用	23,267	9,168	35,928	12,960	20,095	28,726	32,818	445,632
乳幼児	5,176	2,604	11,984	3,733	4,336	9,927	9,027	128,013
小学生	10,389	3,639	10,291	3,992	9,869	7,954	14,102	169,824
中学生	2,486	429	2,016	886	1,261	791	896	21,354
高校生	129	23	137	43	80	46	15	1,284
大人	5,087	2,473	11,500	4,306	4,549	10,008	8,778	125,157
団体利用	0	0	0	0	0	0	0	1,415
総合計	39,692	17,615	67,560	23,333	34,069	41,979	44,817	722,904
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	4,386	2,103	8,967	2,386	4,018	4,123	4,810	82,070
水曜日	7,064	3,340	11,682	3,723	7,432	7,574	7,659	135,309
木曜日	5,882	2,754	8,378	3,484	5,397	5,733	6,939	107,621
金曜日	5,680	2,637	10,765	3,318	6,222	7,124	7,060	109,563
土曜日	7,878	3,318	13,574	5,397	4,878	9,648	9,996	155,480
日曜日	8,802	3,463	14,194	5,025	6,122	7,777	8,353	132,861
総合計	39,692	17,615	67,560	23,333	34,069	41,979	44,817	722,904
小学生	19,650	8,572	18,368	5,798	17,271	12,885	20,880	301,615
中学生	3,585	776	4,825	953	1,506	882	939	30,957
高校生	207	32	294	44	113	51	15	1,982
乳幼児	8,248	4,224	22,339	7,981	7,517	14,090	11,573	195,841
大人	8,002	4,011	21,734	8,557	7,662	14,071	11,410	192,509
開館日平均	136	140	233	80	117	144	153	122
開館月平均	3,308	2,936	5,630	1,944	2,839	3,498	3,735	2,939

※新高根児童ホームは工事のため、令和6年9月から令和7年3月まで休館。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 子育て支援センター

### 【地域子育て支援課】

少子高齢化がますます進む中、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要とされています。市内に2カ所開設する子育て支援センターでは、子育て支援事業の企画立案、育児不安等への相談及び指導、子どもの発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供を行っています。

#### (1)南本町子育て支援センター

住 所 南本町 10-1

開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日

職 員 数 12 人 (保育士 9 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人)

#### (2)高根台子育て支援センター

住 所 高根台 2-1-1

開設年月日 平成 14 年 11 月 16 日

職 員 数 13 人 (保育士 9 人、看護師 2 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人)

#### 利用者数

年度	施設名	乳幼児	保護者	合 計	月平均	日平均
4	南本町	13, 247	12, 614	25, 861	2, 155	88
	高根台	8, 246	7, 952	16, 198	1, 350	55
	合 計	21, 493	20, 566	42, 059	—	—
5	南本町	13, 893	13, 823	27, 716	2, 310	95
	高根台	10, 175	9, 780	19, 955	1, 663	68
	合 計	24, 068	23, 603	47, 671	—	—
6	南本町	15, 414	15, 597	31, 011	2, 584	105
	高根台	11, 150	11, 790	22, 940	1, 912	78
	合 計	26, 564	27, 387	53, 951	—	—

#### 相談内容・指導人数

年度	施設名	発育 発達	身体	ことば の問題	性格 行動	生活 習慣	養育者 の問題	就園・ 就学関係	手当・ 支援制度	その他	合計
4	南本町	522	182	352	2, 115	1, 522	3, 471	664	162	157	9, 147
	高根台	432	423	255	1, 080	2, 269	2, 054	264	25	227	7, 029
	合 計	954	605	607	3, 195	3, 791	5, 525	928	187	384	16, 176
5	南本町	550	227	216	1, 908	1, 407	4, 103	589	108	106	9, 214
	高根台	421	240	320	1, 134	2, 109	2, 787	414	28	172	7, 625
	合 計	971	467	536	3, 042	3, 516	6, 890	1, 003	136	278	16, 839
6	南本町	550	173	197	1, 614	1, 449	3, 531	573	113	109	8, 309
	高根台	476	227	182	1, 201	2, 005	3, 158	350	25	122	7, 746
	合 計	1, 026	400	379	2, 815	3, 454	6, 689	923	138	231	16, 055

※ 分類内容の「身体」については、心理的要因のものも含みます。

## 6. 子育て短期支援事業

### 【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。市は社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託し実施しています。

#### 《実施施設》

母子生活支援施設「青い鳥ホーム」

#### 《事業の種類及び内容》

##### (1) 短期入所生活援助事業

疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に入所させ、養育を行います。実施期間は原則7日以内です。

##### (2) 夜間養護事業

仕事その他の理由により夜間に家庭において児童の養育が困難となった場合に、月曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

##### (3) 休日預かり事業

仕事その他の理由により日中に家庭において児童の養育が困難となった場合に、土日祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）の午前7時から午後7時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

#### 利用実績

年度	短期入所生活援助事業		夜間養護事業		休日預かり事業	
	実利用人数	延利用日数	実利用人数	延利用回数	実利用人数	延利用回数
4	53	512	4	4	33	119
5	54	528	0	0	26	124
6	39	373	0	0	20	100

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 7. ファミリー・サポート・センター事業（育児）

### 【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者と受けたい者(市内在住または在勤で生後 6 か月以上概ね 13 歳未満の児童のいる人)との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援をしています。

育児の援助を行いたい会員は、保育所等の開始前や終了後の児童の預かりや、送迎等育児のサポートを行います。市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

#### 利用状況

年 度	協力会員(人)	両方会員(人)	利用会員(人)	援助件数	月平均件数
4	618	85	3,004	8,231	686
5	597	77	2,927	10,967	914
6	594	73	2,872	11,905	992

(各年 3 月 31 日現在)

## 8. 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）

### 【地域子育て支援課】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区（55 校所）で放課後ルームを開設しています。

#### 放課後ルーム入所児童数の推移

年度	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上	合計
5	1,962	1,710	1,271	784	5,727
6	1,902	1,740	1,306	817	5,765
7	2,061	1,685	1,360	845	5,951

(各年 4 月 1 日現在)

#### 放課後ルームの開設場所（単位：施設）

学校敷地内専用施設	52
校舎内余裕教室等	39
学校敷地外専用施設	8
民間施設	4

(複数ルーム開設している小学校もある)

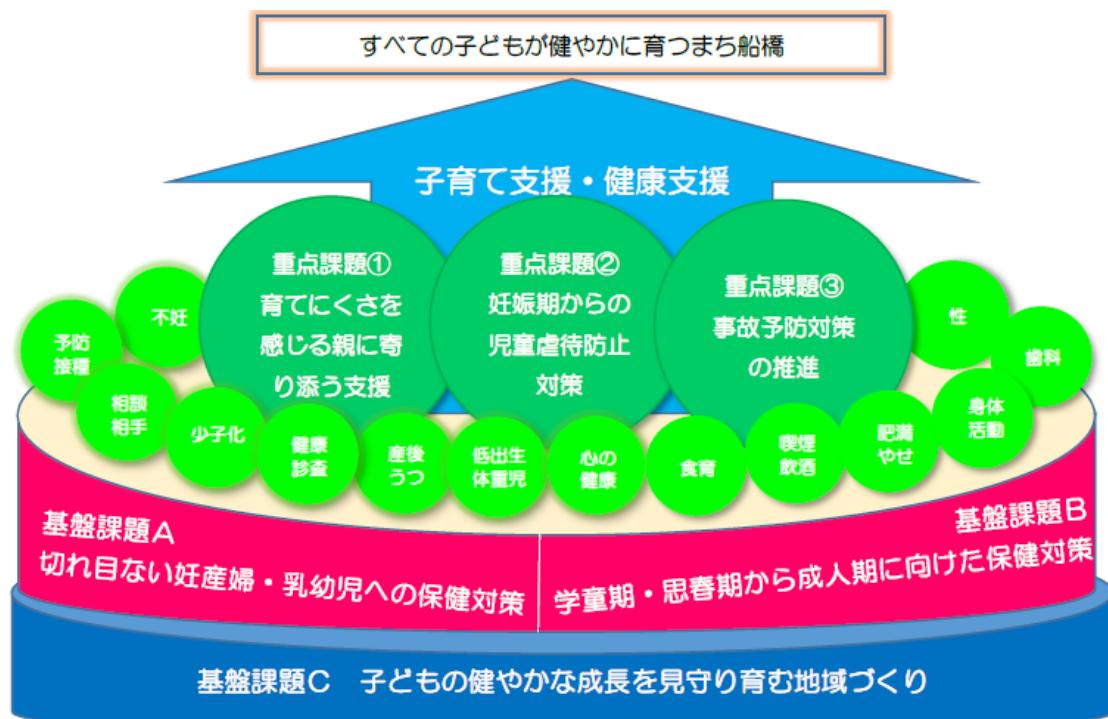
## 施策3 「妊娠期から子育て期にわたる支援」

### ◆ 1. 船橋市母子保健計画

#### 【地域保健課】

健やかな子どもを産み育てることができる子どもにやさしい地域づくりに向けて、平成27年度に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」に包含する形で「船橋市母子保健計画（平成27年度から平成31年度）」を策定しました。母子保健計画の計画期間が終了することに伴い、母子保健の更なる充実のために、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」から独立させ、新たに船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和2年度から令和6年度）」を単独計画として策定することとしました。

「すこやか親子ふなばし」は、「すべての子どもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、船橋市の母子保健を取り巻く状況と国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえて、3つの基盤課題と様々な母子保健の取り組みの中で特に重点的に取り組む必要のある3つの重点課題を設定し、課題ごとに「めざす姿（健康水準）」「市民の取り組み（健康行動）」「市民を支える取り組み（環境整備）」の目標と評価指標を定めています。



## 2. 健康教育

### 【地域保健課】

#### (1)両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習等を通して夫婦で協力して出産・育児に臨み、夫婦共同の子育てや家庭づくりができるよう促しています。

#### (2)親子教室

1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

#### (3)健康講座

乳幼児の心の発達や思春期特有の心身の特徴等についての理解を深め、保護者が子どもと適切に関わることのできるよう促しています。

#### (4)地区健康教育

地域の実情に合わせ、乳幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
両親学級	64★ <sup>1</sup>	944★ <sup>1</sup>	72	1,248	48	1,666
親子教室	80★ <sup>1</sup>	237★ <sup>1</sup>	95	315	95	319
健康講座	6★ <sup>1</sup>	49★ <sup>1</sup>	6	60	6	55
地区健康教育	62★ <sup>1</sup>	1,866★ <sup>1</sup>	113	2,696	156	3,913

※ 親子教室受講者は児の数

## 3. 健康相談

### 【地域保健課】

#### (1)妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面談し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるよう支援します。

#### (2)産前産後サポート事業（かるがもルーム）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### ①かるがもルーム（多胎マタニティクラス）

多胎を妊娠している市内在住の妊婦（妊娠判明～32週までの妊婦）

### ②かるがもルーム（多胎おやこクラス）

※令和6年4月（多胎ママクラス）を（多胎おやこクラス）へ名称変更

多胎を出産した市内在住の母と子、および家族

おおむね4か月頃の定頸が完了した児～1歳を迎える月までの子を持つ親

### （3）産後ケア事業

産後に家族等から十分な支援を受けられない、育児への不安や心身の不調があるなど、育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

### （4）4か月児健康相談

発育・発達の節目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や孤立感の解消を図っています。

### （5）地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

### （6）不妊・不育専門相談事業

不妊症・不育症や治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

#### 実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	－	4,512	－	4,351	－	4,285
産前産後サポート事業（妊婦） (おやこ)	3 3	15 20	12 12	19 44	12 12	23 ※66
産後ケア事業（宿泊型） (通所型) (訪問型)	－ － －	123 3 －	－ － －	193 36 29	－ － －	354 159 43
4か月児健康相談	216★ <sup>1</sup>	3,364★ <sup>1</sup>	174	3,551	132	3,534
地区健康相談	59★ <sup>1</sup>	350★ <sup>1</sup>	101	646	138	961
不妊・不育専門相談事業	9	16	6	12	7	10

※産前産後サポート事業（おやこ）の相談者数は、産婦の人数を計上していたが、事業の名称変更に伴い、令和6年度より母と父の人数を計上。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 4. 訪問指導

### 【地域保健課】

#### (1) 妊産婦・新生児訪問指導・こにちは赤ちゃん事業

原則として生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこにちは赤ちゃん事業に含めています。

#### (2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

訪問指導者数

年度	4	5	6
妊産婦	1,787	4,035	3,963
新生児・低体重児	2,114	2,566	2,568
赤ちゃん訪問員による訪問	1,743	1,520	1,442
保健師の訪問	2,719	2,470	2,445

※ 令和 5 年度から、妊産婦の訪問指導者数について、助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。

※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

## 5. 母子健康手帳の交付

### 【地域保健課】

妊娠の届出に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の向上を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

母子健康手帳交付数

年度	4	5	6
交付数	4,738	4,559	4,458

## 6. 不育症検査費用助成

### 【地域保健課】

不育症の検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に令和 3 年度から検査費用の一部を助成しています。

助成状況

年度	4	5	6
助成件数	0	0	0

## 7. 健康診査

### 【地域保健課】

#### (1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

また、令和 3 年度から多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用の追加助成を開始しました。さらに、令和 6 年度から妊婦健康診査の受診票を使い切った妊婦に対し、追加で最大 2 回分の健診費用を助成しています。

#### (2) 産婦健康診査

平成 30 年 10 月から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

#### (3) 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和 3 年度から新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成しています。

#### (4) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、医療機関で受診する生後 3~6 か月と 9~11 か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

#### (5) 1 歳 6 か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

#### (6) 3 歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な 3 歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 受診者数

(単位：人※)

年度	4	5	6
妊婦健康診査	52,646	51,736	50,841
産婦健康診査	6,689	6,616	6,593
新生児聴覚スクリーニング検査	3,816	3,803	3,646
乳児健康診査	7,740	7,470	7,330
1歳6か月児健康診査	4,193★ <sup>1</sup>	4,183	4,065
3歳児健康診査	4,384★ <sup>1</sup>	4,598	4,100

※ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査については把握者数。

※ 妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査については、延べ人数で示している。

なお、令和6年度妊婦健康診査は、追加助成分を含む。

## 8. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

### 【地域保健課】

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。4か月児健康相談や1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

### 実施回数・延参加者数

年度	4		5		6	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
母子地区健康教育	20	296	28	447	46	1,244
4か月児健康相談	108★ <sup>1</sup>	1,374★ <sup>1</sup>	126	2,219	132	2,110
1歳6か月児健康診査	72	754	74	950	75	900
3歳児健康診査	72	429	74	446	75	423
母子地区栄養相談	22	117	27	228	40	296
訪問栄養指導（面接等含）	—	172	—	323	—	256
母子窓口栄養相談	—	151	—	215	—	124
産前・産後サポート事業 (かるがもルーム)	—	—	2	33	4	39
ひよこ教室	—	—	—	—	1	3

※令和4年度の4か月児健康相談は栄養相談の実施回数・人数を計上

※令和5年度の4か月児健康相談は栄養相談および集団講話の実施回数・人数を計上

※令和6年度の4か月児健康相談は集団講話の実施回数・人数を計上

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 9. 出産・子育て応援事業

### 【地域保健課】

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と利用者負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

#### 支給件数

年度	4	5	6
経済的支援	7,014	8,506	8,299

伴走型相談支援については、事業開始前より妊婦健康相談、妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業等を通じて妊産婦に対して相談支援を実施しています。令和4年度は、事業の開始に合わせて対象の妊産婦に対してアンケートを実施し、相談支援を行いました。令和5年度からは、出産予定日に合わせて、妊娠後期アンケートを実施し、希望する方や必要な方に対し妊娠後期面談を行っています。

#### 妊娠後期アンケート及び妊娠後期面談数

年度	アンケート対象者	窓口面談	オンライン面談	地区担当保健師支援
4				
5	4,226	183	27	125
6	4,171	205	27	112

※令和4年度については、年度途中の事業開始であるため件数は算出せず。

## 10. 特定妊婦等に対する産科受診等支援事業（令和6年度から開始）

### 【地域保健課】

妊娠の可能性があるが産科医療機関への初回受診が困難であるなどの特定妊婦と疑われる方を対象に、初回産科受診料の助成を含む産科医療機関受診等の支援を行います。

#### 助成件数

年度	4	5	6
助成件数	—	—	3

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 施策4 「特別な配慮を要する子供への支援」

### 1. ヤングケアラー支援事業

#### 【こども家庭支援課】

ヤングケアラーといわれる、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもを支援につなげるため、コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながらこどもたちに寄り添います。

また、関係機関に対してヤングケアラーの支援に関する講習会や研修会を実施し、周知啓発を図ります。

#### ヤングケアラー支援事業実績

年度	5	6
相談件数	33	51

### 2. こども発達相談センター

#### 【療育支援課】

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。平成27年10月1日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転しました。

所在地 北本町1-16-55（保健福祉センター5階）

職員数 45人(所長1人、心理発達相談員21(13)人、言語相談員12(10)人、理学療法士2人、  
作業療法士2人、保育士2(1)人、事務員4(2)人、社会福祉士1(1)人)

※( )内は会計年度任用職員の数

嘱託医 4人

(令和7年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### こども発達相談センター相談人数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
4	センター相談	413	395	415	412	436	449	464	433	448	449	463	472	5,249	
	電話相談	92	90	178	114	85	96	107	114	82	92	121	119	1,290	
	施設出張相談	10	43	55	45	22	44	58	84	48	21	23	23	476	
	計	515	528	648	571	543	589	629	631	578	562	607	614	7,015	
	ことば	新規相談	60	22	22	17	21	18	17	11	14	9	11	19	241
		再来相談	98	177	217	191	234	239	247	273	268	265	262	246	2,717
	計	158	199	239	208	255	257	264	284	282	274	273	265	2,958	
	合 計	673	727	887	779	798	846	893	915	860	836	880	879	9,973	
5	センター相談	378	386	346	376	404	398	411	462	417	468	440	410	4,896	
	電話相談	111	103	111	99	95	106	110	116	94	93	91	96	1,225	
	施設出張相談	10	44	59	46	20	54	70	59	31	52	15	22	482	
	計	499	533	516	521	519	558	591	637	542	613	546	528	6,603	
	ことば	新規相談	43	28	24	13	13	26	15	16	10	6	13	17	224
		再来相談	129	196	218	227	249	237	262	255	287	289	247	261	2,857
	計	172	224	242	240	262	263	277	271	297	295	260	278	3,081	
	合 計	671	757	758	761	781	821	868	908	839	908	806	806	9,684	
6	センター相談	387	438	391	465	406	371	466	429	449	481	452	413	5,148	
	電話相談	118	158	102	147	105	135	96	76	77	51	65	52	1,182	
	施設出張相談	8	33	34	17	22	41	69	55	34	44	17	10	384	
	計	513	629	527	629	533	547	631	560	560	576	534	475	6,714	
	ことば	新規相談	24	25	9	12	16	12	14	15	12	15	14	17	185
		再来相談	130	181	194	212	222	230	223	234	224	242	238	248	2,578
	計	154	206	203	224	238	242	237	249	236	257	252	265	2,763	
	合 計	667	835	730	853	771	789	868	809	796	833	786	740	9,477	

### 保育園等巡回数

年度	4	5	6
公立保育園	11	14	14
私立保育園	71	82	68
私立幼稚園	31	35	34
認定こども園	7	13	12
認可外保育施設	7	7	5
小規模保育事業所	16	18	14
合 計	143	169	147

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 親子教室

#### 【療育支援課】

運動発達等の気になるお子さんと保護者に対し、遊びを通じて基本的な生活習慣の獲得、運動機能や情緒の発達を促すよう支援を行っています。

##### (1) こども発達相談センター たんぽぽ親子教室

所在地 高根台2-1-1(高根台子育て支援センター2階) 定員 24人  
職員数 9人(保育士8(4)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数  
(令和7年4月1日現在)

たんぽぽ親子教室通所児童数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男	14	16	17	17	19	21	24	26	30	31	32	32	279
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	1	3	3	2	2	6	6	6	6	38
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	15	17	18	18	22	24	26	28	36	37	38	38	317
5	男	14	15	13	14	13	14	13	17	18	21	21	22	195
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女	5	6	7	7	6	5	5	7	7	10	10	10	85
	内、母子分離クラス	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	19	21	20	21	19	19	18	24	25	31	31	32	280
6	男	14	15	15	16	18	20	22	25	29	34	35	36	279
	内、母子分離クラス	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	女	2	2	3	3	3	2	2	2	3	4	3	2	31
	内、母子分離クラス	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5
	合計	16	17	18	19	21	22	24	27	32	38	38	38	310

##### (2) こども発達相談センター ひまわり親子教室

所在地 本郷町457-1(西部消防保健センター5階) 定員 24人  
職員数 8人(保育士8(5)人) ※( )内は会計年度任用職員の数  
(令和7年4月1日現在)

ひまわり親子教室通所児童数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男	12	13	13	19	23	24	25	26	27	30	31	31	274
	内、母子分離クラス	4	5	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	36
	女	6	6	6	5	6	7	7	5	7	9	11	12	87
	内、母子分離クラス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	合計	18	19	19	24	29	31	32	31	34	39	42	43	361
5	男	14	16	15	16	17	20	21	21	24	23	23	23	233
	内、母子分離クラス	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	女	7	7	5	6	6	5	5	6	6	8	8	8	77
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	21	23	20	22	23	25	26	27	30	31	31	31	310
6	男	6	7	6	9	10	14	16	15	14	16	17	16	146
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	4	4	4	6	6	7	8	10	12	12	10	9	92
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	6
	合計	10	11	10	15	16	21	24	25	26	28	27	25	238

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 簡易マザーズホーム

##### 【療育支援課】

未就学で発達等の気になるお子さんを通所させ基本的な動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行っています。

###### (1) 西簡易マザーズホーム

所在地 海神町2-264-5(海神児童ホーム内) 定員 20人

職員数 9人(園長・理学療法士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師1人、  
保育士3(1)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

(令和7年4月1日現在)

##### 西簡易マザーズホーム通所児童数

年度		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男		14	19	17	16	16	16	14	15	13	15	18	16	189
	女		17	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	218
	合計		31	38	36	35	35	34	32	33	31	33	36	33	407
5	男		14	14	15	15	15	15	17	19	21	22	23	23	213
	女		13	15	15	16	16	15	16	16	17	20	20	20	199
	合計		27	29	30	31	31	30	33	35	38	42	43	43	412
6	男		15	16	16	17	18	18	18	17	17	17	17	16	202
	女		12	12	12	12	12	12	12	11	10	10	11	13	139
	合計		27	28	28	29	30	30	30	28	27	27	28	29	341

###### (2) 東簡易マザーズホーム

所在地 薬円台5-31-1 (社会福祉会館内) 定員 20人

職員数 11人(園長・保育士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師2(1)人、  
保育士4(2)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

(令和7年4月1日現在)

##### 東簡易マザーズホーム通所児童数

年度		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	男		16	17	17	19	19	20	21	21	19	18	20	20	227
	女		15	14	16	16	16	16	17	18	17	15	15	16	191
	合計		31	31	33	35	35	36	38	39	36	33	35	36	418
5	男		17	18	18	16	16	15	15	17	16	18	19	18	203
	女		13	14	15	15	14	16	17	16	16	14	13	14	177
	合計		30	32	33	31	30	31	32	33	32	32	32	32	380
6	男		14	15	15	15	15	17	16	14	14	14	13	14	176
	女		12	12	12	12	12	11	11	12	12	14	15	15	150
	合計		26	27	27	27	27	28	27	26	26	28	28	29	326

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 5. 障害児通所支援

### 【療育支援課】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給します。

(参考) 市内事業所数(令和7年4月1日時点。民間事業所含む)

・児童発達支援事業所	71 事業所
・児童発達支援センター	2 事業所
・放課後等デイサービス事業所	85 事業所
・居宅訪問型児童発達支援事業所	1 事業所
・保育所等訪問支援事業所	10 事業所

### 障害児通所支援

年度	サービス種類	延利用者数	延利用日数
4	児童発達支援	12,010	86,354
	医療型児童発達支援	12	154
	放課後等デイサービス	24,709	178,853
	保育所等訪問支援	688	898
	居宅訪問型児童発達支援	12	76
5	児童発達支援	14,343	104,044
	医療型児童発達支援	1	16
	放課後等デイサービス	28,164	206,168
	保育所等訪問支援	1,111	1,658
	居宅訪問型児童発達支援	30	97
6	児童発達支援	15,485	109,106
	放課後等デイサービス	30,397	215,006
	保育所等訪問支援	1,287	2,000
	居宅訪問型児童発達支援	29	64

※請求月での集計になります(市外事業所の利用を含む)。

※令和6年度から医療型児童発達支援は廃止し、児童発達支援と一体化。

## 6. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

### 【療育支援課】

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

### 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成実績

年度	件数	助成額(円)
4	12	1,214,000
5	19	1,403,000
6	9	756,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 7. 児童福祉施設入所費用等助成

### 【療育支援課】

市内に居住し、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成します。

児童福祉施設入所費用等助成実績

年度	区分	件数	助成額(円)
4	通所	0	0
	通所多子世帯	12	144,932
	入所	14	783,000
	合計	26	927,932
5	通所	0	0
	通所多子世帯	17	205,664
	入所	9	623,500
	合計	26	829,164
6	通所	0	0
	通所多子世帯	21	204,851
	入所	10	543,600
	合計	31	748,451

## 8. 心身障害児入学祝金の支給

### 【療育支援課】

特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童の保護者に祝金を支給します。

心身障害児入学祝金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数	総支給額(円)
4	8,000	331	2,648,000
5	8,000	304	2,432,000
6	8,000	355	2,840,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 9. 心身障害児施設等通所交通費の助成

### 【療育支援課】

市内に居住している心身障害児及びその介護者が、交通費を負担して心身障害児施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

#### (1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額(限度額5,000円)

#### (2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額(限度額5,000円)

※国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

※令和6年4月1日以降の通所分から、生活保護法その他の法令に基づき交通費の助成に相当する給付等を受けることができるときは、その分の額は助成対象外。

障害児施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数	金額(円)	1件当たり金額(円)
4	713	6,409,470	8,989
5	773	7,129,690	9,223
6	777	7,540,960	9,705

## 10. こども発達相談センター運営事業

### 【療育支援課】

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員等が来所相談や電話相談により就学前の子供の発達に関する相談に応じるとともに、保育園や幼稚園などへの巡回相談を行い、子供を適切な支援につなげ、保護者等を支援します。

## 11. 未熟児養育医療給付事業

### 【地域保健課】

出生時2,000g以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	82	95	91
給付者数	95	97	104

(令和7年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 12. 自立支援医療(育成医療)給付事業

### 【地域保健課】

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

#### 申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	34	25	19
給付者数	43	32	24

(令和7年5月1日現在)

## 13. 結核児童療育給付事業

### 【地域保健課】

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

#### 申請・給付状況

年度	4	5	6
新規申請者数	0	0	0

(令和7年4月1日現在)

## 施策 5 「ひとり親家庭等の自立支援」

### ◆ 1. 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）

【こども家庭支援課】

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、同法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していないなどなどの事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況であったことから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子どもの貧困対策への取り組みを進めてきました。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承した、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を令和2年3月に策定し、各種施策を実施してきました。また、令和7年度～令和11年度を計画期間とした第5次計画については、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画を統合し、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画・第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画・船橋市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定し、引き続き各種施策の推進を図っております。

## 2. ひとり親家庭

### 【子育て給付課】

令和7年4月1日現在、市内のひとり親家庭は2,989世帯（児童扶養手当認定者数※）で市内全世帯の0.92%となっています。ひとり親家庭となった原因をみると、死別によるものが45世帯（1.5%）、離婚によるものが2,455世帯（82.1%）と、離婚が大半を占めています。

※児童扶養手当を申請し認定を受けた者の数

ひとり親家庭原因別構成割合

年度 ひとり親家庭原因	5		6		7	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
離婚	2,620 (120)	82.8 (84.5)	2,532 (117)	82.4 (84.8)	2,455 (103)	82.1 (83.7)
死別	46 (11)	1.5 (7.8)	47 (12)	1.5 (8.7)	45 (11)	1.5 (8.9)
未婚	388 (6)	12.2 (4.2)	387 (4)	12.6 (2.9)	383 (4)	12.8 (3.3)
障害	13 (4)	0.4 (2.8)	13 (4)	0.4 (2.9)	15 (3)	0.5 (2.4)
遺棄	5 (1)	0.2 (0.7)	5 (1)	0.2 (0.7)	4 (1)	0.1 (0.8)
その他	92 (0)	2.9 (0.0)	90 (0)	2.9 (0.0)	87 (1)	2.9 (0.8)
合 計	3,164 (142)	100.0 (100.0)	3,074 (138)	100.0 (100.0)	2,989 (123)	100.0 (100.0)

( )内は父子家庭の数(内数)

(各年4月1日現在)

※ 割合(%)は小数点第2以下を四捨五入しているため、各項目の足し上げは100%にならない場合があります。

## 3. ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

### 【こども家庭支援課】

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣する事業を委託により実施しています。

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣状況

年度	対象家庭(件)	派遣時間(時間)
4	1	18
5	1	9
6	1	18

## 4. 福祉資金の貸付

### 【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子等に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するため、無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
事業開始資金	母・父・寡婦等・母子父子福祉団体	個人 3,580,000 団体 (5,370,000)			1年	7年以内	年 1%	年 賦 払 ・ 半 年 賦 払 ・ 利 子
事業継続資金		個人 1,790,000 団体 (1,790,000)			6か月	7年以内		
修学資金 (※所得額により限度額が変更となる場合があります)	児童・子	学校等種別	学年	自宅通学	自宅外通学	卒業後6か月	5年以内	基本施策7-39
		高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	1 月額 27,000	月額 34,500			
				2 " 27,000	" 34,500			
				3 " 27,000	" 34,500			
			私立	1 " 45,000	" 52,500			
				2 " 45,000	" 52,500			
				3 " 45,000	" 52,500			
		高等 専門学校	国公立	1 " 31,500	" 33,750			
				2 " 31,500	" 33,750			
				3 " 31,500	" 33,750			
				4 " 67,500	" 76,500			
				5 " 67,500	" 76,500			
			私立	1 " 48,000	" 52,500			
				2 " 48,000	" 52,500			
				3 " 48,000	" 52,500			
				4 " 98,500	" 115,000			
				5 " 98,500	" 115,000			
		専修学校 (専門課程)	国公立	1 " 67,500	" 78,000			
				2 " 67,500	" 78,000			
			私立	1 " 89,000	" 126,500			
				2 " 89,000	" 126,500			
		短期大学	国公立	1 " 67,500	" 96,500			
				2 " 67,500	" 96,500			
			私立	1 " 93,500	" 131,000			
				2 " 93,500	" 131,000			
			国公立	1 " 71,000	" 108,500			
				2 " 71,000	" 108,500			
				3 " 71,000	" 108,500			
				4 " 71,000	" 108,500			
		私立	国公立	1 " 108,500	" 146,000			
				2 " 108,500	" 146,000			
			私立	3 " 108,500	" 146,000			
				4 " 108,500	" 146,000			
		大学院	修士 課程	1 月額 132,000				
				2 " 132,000				
			博士 課程	1 " 183,000				
				2 " 183,000				
				3 " 183,000				
			専修学校 (一般課程)	1 " 54,000				
				2 " 54,000				

(令和7年4月1日現在)

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)	据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
技能習得資金	母・父・寡婦等	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は46万円限度)	知識技能 習得期間 満了後 1年	20年以内	年1%	
修業資金	児童・子	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は46万円限度)	習得期間 満了後 1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母・父・寡婦等	110,000 (通勤用自動車購入含む場合 340,000)	1年	6年以内	年1%	年賦 払 ・ 半 年 賦 払
	児童				無利子	
医療介護資金	医療 母・父 寡婦等・児童	340,000 (所得税非課税世帯等 480,000)	医療・介護 期間満了後 6か月	5年以内		年 1%
	介護 母・父・寡婦等	500,000				
生活資金	知識技能習得期間中の母・父・寡婦等	月額 141,000 (生計中心者でない場合 月額 76,000)	知識技能 習得期間 満了後 6か月	20年以内		
	医療を受けている母・父・寡婦等	月額 114,000 (生計中心者でない場合 月額 76,000)	医療・介護 期間満了後 6か月	5年以内		年 1%
	介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父・寡婦等	※なお、7年未満の母子家庭等への貸付期間は、3か月以内更新で273万6千円を限度とする。				
	母子家庭の母・父子家庭の父となって7年未満のもの	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判等に要する費用について、12月相当136万8千円を限度とする。	6か月	8年以内		月賦 払
	失業している母・父・寡婦等	※なお、失業の母子家庭等への貸付期間は、3か月以内更新で通算1年まで				
	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した母・父	児童扶養手当支給額 46,690 ※第二子以降がいる場合は加算額分、限度額が上昇 ※なお、貸付期間は原則3か月以内、延長する場合も3か月更新で最長1年まで		10年以内		
住宅資金	母・父・寡婦等	1,500,000 (特別) 2,000,000	6か月	6年以内		
転宅資金	母・父・寡婦等	260,000		7年以内		
				3年以内		

(令和7年4月1日現在)

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法			
就学支度資金	児童・子	小学校	64,300			中学校卒業後 6か月	1年以内	年賦払 ・ 無利子 半年賦払 ・ 月賦払			
		中学校	81,000								
		高校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
			私立	自宅通学者	410,000						
				自宅外通学者	420,000						
		高専 大学 短大 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学者	420,000	同時貸付け の修学資金 と同じ期間  卒業後 6か月	5年以内				
				自宅外通学者	430,000						
			私立	自宅通学者	580,000						
				自宅外通学者	590,000						
		大学院	国公立	自宅通学者	420,000						
				自宅外通学者	430,000						
			私立	自宅通学者	580,000						
				自宅外通学者	590,000						
		専修学校 (一般課程)		自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
		修業施設	中学校卒業者	自宅通学者	150,000						
				自宅外通学者	160,000						
			高校 卒業者	自宅通学者	272,000						
				自宅外通学者	282,000						
結婚資金	母・父・寡婦等 (児童・子の結婚)	330,000			6か月	5年以内	年1%				

※ 有利子(1%)の貸付も、連帯保証人がいる場合は、無利子貸付となります。

(令和7年4月1日現在)

※ 貸付対象は以下のとおりです。

母：母子家庭の母（配偶者のいない女子で、児童（20歳未満の者）を扶養している者）

父：父子家庭の父（配偶者のいない男子で、児童を扶養している者）

児童：母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童（児童と同時に扶養されている20歳以上の子等を含む）

寡婦等：配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者（寡婦）、または40歳以上の配偶者のない女子で現

に児童を扶養していない者（寡婦を除く）

子：寡婦等に扶養されている子等

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 母子父子寡婦福祉資金貸付支払件数、支払金額実績

年度	資金の種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
4	修学資金	27	21,624,500	1	721,500	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	139,200	0	0	0	0
	就学支度資金	1	580,000	0	0	0	0
	合計	29	22,343,700	1	721,500	0	0
5	修学資金	18	16,353,600	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	1	324,000	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0
	合計	19	16,677,600	0	0	0	0
6	修学資金	15	13,763,100	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0
	事業開始資金	1	3,470,000	0	0	0	0
合計		16	17,233,100	0	0	0	0

(令和7年5月31日現在)

### 5. 母子・父子自立支援員

#### 【こども家庭支援課】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条による母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活一般及び自立に必要な指導、相談に応じています。

#### 相談回数

年度	生活一般	児童	生活援護	その他	合 計
4	4,270	1,520	3,165	47	9,002
5	3,799	1,334	2,942	38	8,113
6	3,351	1,242	2,555	43	7,191

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 6. 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、各種相談や生活指導を行います。

所 在 地 薬円台 5-31-1 (船橋市社会福祉会館内)

相談回数

年度	来庁相談	電話相談	合計
4	121	0	121
5	58	0	58
6	21	0	21

利用状況

(単位：人)

年度	研修会	打合会	講演会	その他	合計
4	1,450	10	39	92	1,591
5	1,584	16	76	88	1,764
6	2,139	0	0	37	2,176

## 7. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦、離婚前で支援が必要な方の生活の安定と児童の福祉を増進するため、就業促進を目的としたセミナーや、技能習得を目的とした講習を開催しています。

利用状況

年度		就職準備・ 離転職セミナー	パソコン技能 習得講習会	資格取得講習会
4	実施回数	2	13	4
	受講者数	15	56	38
5	実施回数	7	14	2
	受講者数	62	47	17
6	実施回数	4	10	2
	受講者数	15	45	17

## 8. 母子家庭等自立支援給付金

【こども家庭支援課】

### (1) 自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練終了後、教育訓練給付金を支給します。

対象者 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている母子家庭の母及び父子家庭の父（令和6年度から対象者変更）

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座

支給額 受講料の60%（上限200,000円、下限12,000円）

（令和6年度から、雇用保険法による受給資格がない者が専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講し、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得及び就職等をした場合は合計で受講料の85%）

#### 支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	7	461,244
5	9	571,503
6	7	509,947

### (2) 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において資格の取得が見込まれる者。なお、令和6年度から、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

支給期間 修業にかかる全期間（上限4年）

支給額 月額100,000円（市町村民税非課税世帯）、70,500円（市町村民税課税世帯）

養成機関の最終学年においては月額40,000円の追加支給あり。

#### 支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	16	18,571,000
5	12	14,054,500
6	8	9,406,000

### (3)高等職業訓練修了支援給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

**対象者** 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、資格を取得するため養成機関において修業を開始し、修業開始から修了日まで本市に住所を有し、その期間中、母子家庭の母及び父子家庭の父である者。なお、令和6年度から、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

**対象資格** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、システム認定資格、LPI認定資格等

**支給額** 50,000円(市町村民税非課税世帯)、25,000円(市町村民税課税世帯)

#### 支給決定件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	6	250,000
5	6	225,000
6	3	125,000

## 9. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

### 【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の親又は離婚前で支援が必要な者の経済的自立を図るための就業支援を積極的に行うため、受給者等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。(令和6年度から対象者変更)

#### 策定件数

年度	4	5	6
策定件数	30	33	18

## 10. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

### 【こども家庭支援課】

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じている母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、給付金を支給します。

**対象者** 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者(令和6年度から対象者変更)

## 支給額

### (1)通信制の場合

- ① **受講開始時給付金** 受講料の40%相当額(上限10万円、下限4千円)
- ② **受講修了時給付金** 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)  
(上限は①の給付額と併せて12万5千円、下限4千円)
- ③ **合格時給付金** 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて15万円)  
※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

### (2)通学又は通学及び通信制併用の場合

- ① **受講開始時給付金** 受講料の40%相当額(上限20万円、下限4千円)
- ② **受講修了時給付金** 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)  
(上限は①の給付額と併せて25万円、下限4千円)
- ③ **合格時給付金** 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて30万円)  
※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

## 支給決定件数、金額

年度		開始時給付金	修了時給付金	合格時給付金
4	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
5	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
6	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0

## 1.1. 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

### (1)弁護士による法律相談

養育費をはじめとする離婚前後に発生する諸問題について、女性弁護士による法律相談を受けられます。※要事前予約

場 所 船橋駅前総合相談窓口センター(船橋F A C Eビル 5階)

日 時 毎月第2土曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

第4水曜日 18時00分から20時00分まで(2枠)

第4日曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

## 相談件数

年度	4	5	6
相談件数	78	61	48

## (2) 養育費・親子交流支援セミナー

養育費等、離婚前後に発生する諸問題に詳しい専門の講師によるセミナーを開催します。

### 実施状況

年度	実施回数	参加者数
4	2	7
5	2	9
6	2	5

## (3) 母子・父子自立支援員の公共機関への同行

公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行します。

同行可能場所：船橋公証役場、千葉家庭裁判所市川出張所

## (4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金

公正証書の作成に発生する手数料や、調停調書の作成に必要な収入印紙代、切手代を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者

補助金額 公正証書の取り決めにかかる公証人手数料 上限 17,000 円

家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に関する下記の費用

①収入印紙代 上限 1,200 円 ②連絡用郵便切手 上限 1,280 円

### 補助金交付件数、金額

年度	件数		金額(円)	
	公正証書	調停調書	公正証書	調停調書
4	30	3	463,000	6,395
5	26	2	365,500	3,400
6	15	4	232,000	8,360

## (5) 養育費保証料補助金

養育費確保のために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人費用負担(保証料)を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる債務名義を有する者
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
5. 過去に同一の養育費保証契約で補助金を受けていない者

補助金額 保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担

する費用。月額養育費の額を補助額とする。上限 50,000 円。

#### 補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	3	150,000
5	0	0
6	0	0

#### (6) 親子交流支援事業利用補助金

親子交流を実施しやすくすることを目的に、親子交流支援事業者を利用した際の費用に補助金を支給しています。

対象者 親子交流支援事業者を利用し、利用料を支払った実父もしくは実母（父母または児童の市内居住要件あり）

補助金額 1. 相談支援…親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 上限 7,000 円  
2. 親子交流実施支援…親子交流を実施する際の付添や児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 上限 30,000 円

補助回数 親子交流実施支援について、同じ児童で申請できるのは年2回が上限

#### 補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
4	4	20,500
5	7	116,500
6	4	52,500

#### (7) 裁判外紛争解決手続（ADR）の手数料補助金（令和6年度から開始）

ADRの申し立てと調停等に要する手数料（成立時に要する手数料を除く）を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たす者

1. 交付申請時においてひとり親又は離婚協議中である者
2. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
3. 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
4. ひとり親である場合は、養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
5. 過去に同内容のADRに係る手数料に関する補助金を受けていない者

補助金額 1. 申立手数料に相当する費用 上限 11,000 円  
2. 期日手数料に相当する費用 上限 33,000 円（※期日3回までを対象とする）

#### 補助金交付件数、金額

年度	件数	金額(円)
6	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 12. ひとり親家庭高校生キャリア支援事業

### 【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の高校生を対象とした学習支援と、将来の夢ややりたいことを見つけるためのセミナー等を実施します。

ひとり親家庭高校生キャリア支援事業実施状況(単位：人)

年度	学習支援	キャリア支援
4	100	79
5	82	181
6	92	294

## 13. 児童扶養手当

### 【子育て給付課】

父又は、母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかではない児童
5. 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
6. 父又は母が DV により裁判所からの保護命令を受けた児童
7. 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで出産した児童

#### (1) 対象児童

0 歳から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで（一定の障害を持つ場合は 20 歳未満まで）の児童

#### (2) 支給月額（令和 6 年度）

第 1 子 月額 45,500～10,740 円

第 2 子以降 月額 10,750～5,380 円 を上記金額に加算

#### (3) 支給月

1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月に前月分までを支給します。また、令和 7 年 4 月現在、2,989 世帯が認定を受けていますが、所得制限の適用により、受給は 2,380 世帯です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 児童扶養手当支給状況

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算
4	人	16,570	16,187	11,980	2,930
	円	714,298,330	440,925,120	111,593,230	17,010,980
5	人	15,499	15,191	11,260	2,885
	円	683,137,960	423,388,340	106,647,780	17,048,880
6	人	15,410	14,625	10,822	2,866
	円	699,376,190	412,479,720	105,474,460	21,484,880

※ 人数は延人数です。

### 所得制限表

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者
	全部支給・所得額(円)	一部支給・所得額(円)	所得額(円)
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000

(令和6年4月1日現在)

## 14. 遺児手当

### 【子育て給付課】

父母又は父若しくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

#### (1) 支給月額

乳幼児 1人につき 7,000 円／月

小学生 1人につき 7,500 円／月

中学生 1人につき 8,000 円／月

#### (2) 支給月

3月・9月に当月分までを支給します。

### 実績表

年度		乳幼児	小学生	中学生	合計
4	人	536	1,420	1,476	3,432
	円	3,752,000	10,650,000	11,808,000	26,210,000
5	人	435	1,340	1,476	3,251
	円	3,045,000	10,050,000	11,808,000	24,903,000
6	人	440	1,469	1,264	3,173
	円	3,080,000	11,017,500	10,112,000	24,209,500

※ 人数は延人数です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 15. ひとり親家庭等医療費の助成

### 【子育て給付課】

ひとり親家庭等の児童及びその母または父等が医療機関等に入院または通院、保険調剤を受けた場合、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

#### (1) 対象者

船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に定める所得制限限度内に該当する世帯。令和7年4月現在、2,155世帯、5,213人が適用を受けています。

#### (2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から受給資格者負担金を控除した額。(受給資格者負担金は、入院1日及び通院1回につき300円、保険調剤は無料。市町村民税所得割非課税世帯は全て無料。)

実績表

年度	延件数	金額(円)
4	79,758	215,711,358
5	65,923	184,907,724
6	41,763	123,914,784

## 16. 児童入学・就職祝金等

### 【子育て給付課】

#### (1) 母子家庭、父子家庭等児童入学・就職祝金

母子家庭、父子家庭等の児童が、小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に入学祝金（義務教育終了と同時に就職する場合は就職祝金）を支給し、母子家庭、父子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象児童一人当たり支給額（令和7年4月1日入学者）

小学校入学 2,000円

その他 5,000円

入学・就職祝金実績

区分	4		5		6	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	88	440,000	53	265,000	65	226,000
中学校	156	1,248,000	83	415,000	133	665,000
高等学校	396	3,168,000	155	775,000	191	955,000
就職	0	0	0	0	0	0
合計	640	4,856,000	291	1,455,000	389	1,846,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 小学校・中学校入学援助金

経済的な理由により小学校又は中学校へ就学させることが困難な保護者に、入学援助金を支給しています。

対象児童一人当たり支給額（令和7年4月1日入学者）

小学校入学 2,000円

中学校入学 5,000円

### 入学援助金実績

区分	4		5		6	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	139	695,000	67	335,000	71	247,000
中学校	198	1,584,000	68	340,000	121	605,000
合 計	337	2,279,000	135	675,000	192	852,000

## 施策 6 「児童虐待防止対策」

### 1. 養育支援訪問事業

#### 【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、助産師による専門的相談支援を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

養育支援訪問事業の支援実績

年度		4	5	6
専門的相談支援	実施家庭数(件)	継続	10	14
		新規	25	12
		合計	35	26
延訪問回数		402	327	221
家事等援助	実施家庭数(件)	継続	4	10
		新規	21	4
		合計	25	14
延訪問回数		502	242	-

※令和 6 年度から、家事等援助については、子育て世帯訪問支援事業として運用

### 2. 子育て世帯訪問支援事業

#### 【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、ヘルパーによる家事等援助を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

本事業は、令和 5 年度までは、「養育支援訪問事業」として実施していましたが、令和 6 年 4 月 1 日に改正児童福祉法が施行され、新たな家庭支援事業が規定されたことにより、「子育て世帯訪問支援事業」として、委託し実施しています。

子育て世帯訪問支援事業の支援実績

年度		6	
家事等援助	実施家庭数(件)	継続	1
		新規	7
		合計	8
延訪問回数		87	

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 家庭児童相談室

#### 【児童相談所開設準備課】

家庭児童相談室では、0歳から18歳未満の子どもの養育や児童虐待などに関する相談に応じています。相談は無料で、保護者の方、親族の方、知り合い、近所の方、また子ども本人からの相談を受け付けており、相談された方の秘密は守られます。

家庭児童相談室における相談件数の推移

年度		4	5	6
養護 相談	児童虐待相談	745	680	598
	その他の相談	571	646	448
保健相談		2	2	2
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	1
	視聴覚障害相談	1	0	0
	言語発達障害等相談	1	0	0
	重症心身障害相談	0	0	2
	知的障害相談	5	3	2
	発達障害相談	7	11	6
非行 相談	ぐ犯行為等相談	6	2	4
	触法行為等相談	0	0	0
育成 相談	性格行動相談	44	44	42
	不登校相談	27	12	23
	適性相談	3	5	0
	育児・しつけ相談	31	16	17
その他の相談		174	193	284
合 計		1,617	1,614	1,429

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### 4. 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

##### 【児童相談所開設準備課】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。

##### 相談件数

年度	4	5	6
子育て世代包括支援センター「ふなここ」	2,630	3,744	1,748

※令和5年度については、出産・子育て応援事業伴走型支援含む

#### 5. 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業（令和6年度から開始）

##### 【児童相談所開設準備課】

低所得世帯の方が妊娠判定のために産科医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成し、妊婦の経済的な負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握します。面談等を通じて妊婦の相談に応じ、必要な支援につなげます。

##### 助成件数

年度	6
助成件数	2

## 基本施策 11 防災・減災



# 基本施策 1 1 「防災・減災」

## 施策 1 「地域防災力の向上」

### 1. 避難行動要支援者支援事業

【地域福祉課】

災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等の推進を図るため、避難行動要支援者の情報をおもに地域と共有するための同意取得や地域への周知を図るとともに、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対し、実効性の高い避難支援を行えるよう個別避難計画の作成を推進します。

#### 避難行動要支援者とは

- ① 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている方
- ② 要介護認定3以上を受けている方
- ③ 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 1級精神保健福祉手帳所持者
- ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者
- ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者
- ⑧ その他市長が認めた者
  - ・①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方



※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

#### 1 同意した場合に情報を共有する機関等

船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会、安心登録カードを通じて地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員

#### 2 共有する内容

氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他連絡先、避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級、難病の有無など）

#### 個別避難計画作成状況

年度	5	6
個別避難計画 作成件数	40	207

## 施策2 「防災体制の充実」

### 1. 災害医療対策

#### 【健康危機対策課】

災害時により多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指し、医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施しています。

今後も、医療救護体制の強化を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図ります。

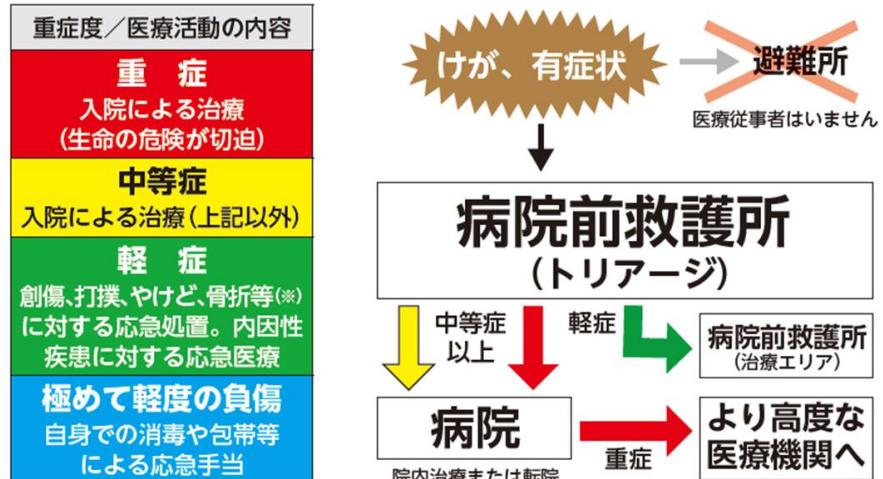
#### (1)発災直後の医療提供体制

本市では、震度6弱以上の地震が発生した際、市内9ヶ所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

また、大規模な震災下にあっては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品（消毒液など）の不足が見込まれることから、こうした医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

#### 災害医療救護施設

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1
災害医療協力病院	9
病院前救護所	9



(※)平時であれば骨折等は病院での治療になりますが、災害時には骨折していても歩けて、生命の危険がない場合には軽症として対応することになります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 訓練

訓練実績

(単位：回)

年度	4	5	6
病院前救護所設置・運営訓練	2★ <sup>1</sup>	4	5
災害医療対策本部運営訓練	1	2	2
その他訓練*	2	0	1

\*令和4年度に職員参集訓練と医療センターとの情報連携訓練（総合防災訓練）を実施し、令和6年度に大規模地震時医療活動訓練（政府主催千葉県企画）に参加。

基本施策 14 多文化共生・男女共同参画・平和



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 基本施策 1 4 「多文化共生・男女共同参画・平和」 施策 2 「男女共同参画の推進」

### 1. 女性相談

【こども家庭支援課】

女性相談室では、女性からのさまざまな相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。

相談時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

第 2 土曜日（面接相談のみ） 午前 9 時～午後 4 時

※年末年始及び祝休日を除く

女性相談状況 (単位：件)

年度	4	5	6
面接相談	443	511	531
電話相談	1,931	2,083	2,284

## 基本施策 16 生活安全・生活衛生



# 基本施策 1 6 「生活安全・生活衛生」

## 施策 4 「生活衛生の向上」

### 1. 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

#### 【衛生指導課 動物愛護指導センター】

動物愛護指導センターにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、畜犬登録等の事務(犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等)、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発を行います。

動物愛護指導センター

所在地 船橋市潮見町 32-2

開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日

#### (1) 野犬等の捕獲、収容動物管理処分事業

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲を行います。

#### 犬・猫収容・処分頭数(負傷動物を含まない)

区分	年度	4		5		6	
		犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)
捕獲		30	-	19	-	11	-
引取り		2	230	8	154	1	105
返還		25	8	11	6	7	0
譲渡		5	194	15	125	6	104
殺処分数	①	2	24	0	13	1	9
	②	0	0	0	0	0	1
	③	0	1	0	0	0	4
	計	2	25	0	13	1	14

※ 殺処分数の分類は以下のとおり。

分類①：譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②：①以外の殺処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)

分類③：引き取り後の死亡

※ 年度をまたがる繰入れ、繰越しがあるため、収容数と処分数が合致しない場合があります。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## (2) 動物愛護に関する普及啓発事業

- ①市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行います。

**苦情処理・相談業務実績** (単位：件)

年度	4		5		6	
	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理
犬	514	1,561	459	1,064	460	1,867
猫	301	1,172	334	1,015	221	681
その他	29	76	32	64	11	32
合 計	844	2,809	825	2,143	692	2,580

- ②動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間(9月20日から26日)等において、動物愛護教室等の事業を実施します。

### ○イベント等

事業名	実施日及び参加人数
猫の飼い方教室・お悩み相談	6月30日(7名)
愛犬セミナー	6月30日(9名)
犬のしつけ方教室	6月8日(22名)・7月21日(14名)・10月6日(20名)・11月9日(10名)・3月2日(17名)
譲渡会※	6月15日(5名)・7月27日(2名)
バックヤードツアー	7月27日(24名)・8月4日(21名)・3月28日(17名)
なかよし動物フェスティバル	9月23日

※10月及び11月の譲渡会は希望者なしのため中止した。

### ○適正飼養及び災害対策に関するパネル展

実施場所：市役所1階、保健所1階、中央図書館、北図書館、公民館、イオンモール船橋（動物愛護週間行事の一環として実施）、動物愛護指導センター

## (3) 飼い主のいない猫の不妊手術事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設(動物病院)において飼い主のいない猫の不妊手術を実施します。

**飼い主のいない猫の不妊手術実績** (単位：匹)

年度	4	5	6
オス	202	219	160
メス	244	253	116
合 計	446	472	276

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (4) 負傷動物の診察治療事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行います。なお、業務時間外における負傷動物収容後の診察・治療業務は京葉地域獣医師会に委託し、応急的処置に対応します。

**負傷動物収容・治療数**

年度	4		5		6	
	収容	治療	収容	治療	収容	治療
犬(頭)	0	0	0	0	0	0
猫(匹)	28	22(2)※	27	26(0)※	8	8(0)※

※()内は委託治療数

#### (5) 第一種動物取扱業各種届出受理、登録、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業に関する登録申請等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和6年度末 第一種動物取扱業登録数：166 施設 立入施設数：56 施設

#### (6) 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和6年度末 第二種動物取扱業届出数：9 施設 立入施設数：0 施設

#### (7) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法に基づき、犬の登録や狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に予防注射済票の交付を行います。

**犬の登録・狂犬病予防注射実施数** (単位：頭)

年度	4	5	6
原簿保有数	28,084	28,737	28,926
新規登録頭数	2,066	2,070	1,840
注射済票交付(集合)	- ★ <sup>2</sup>	- ★ <sup>2</sup>	501
注射済票交付(個別)	20,560	19,761	21,426 (13,541)

※( )内は、動物病院への委託分（令和6年度から委託）

資 料 編

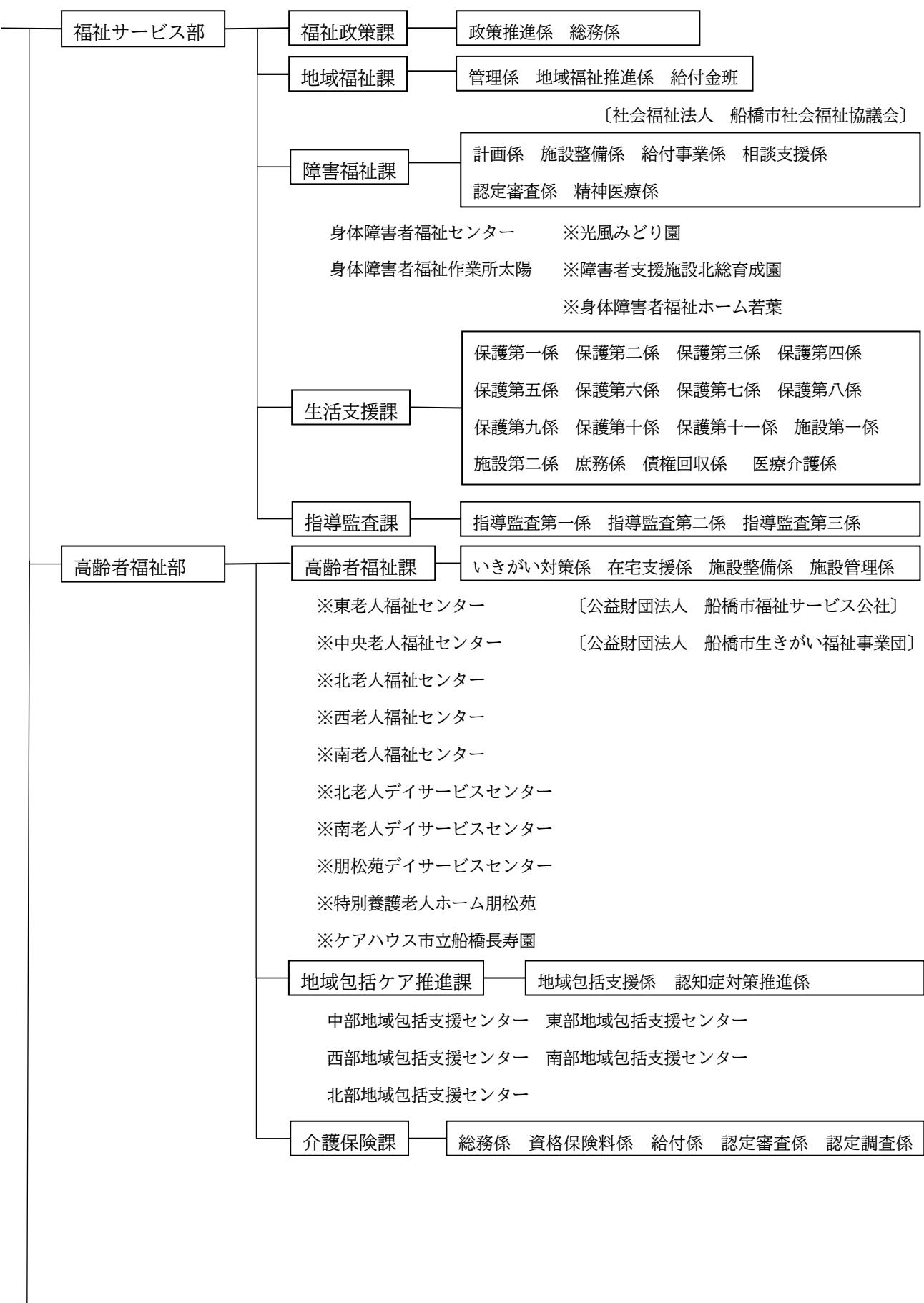


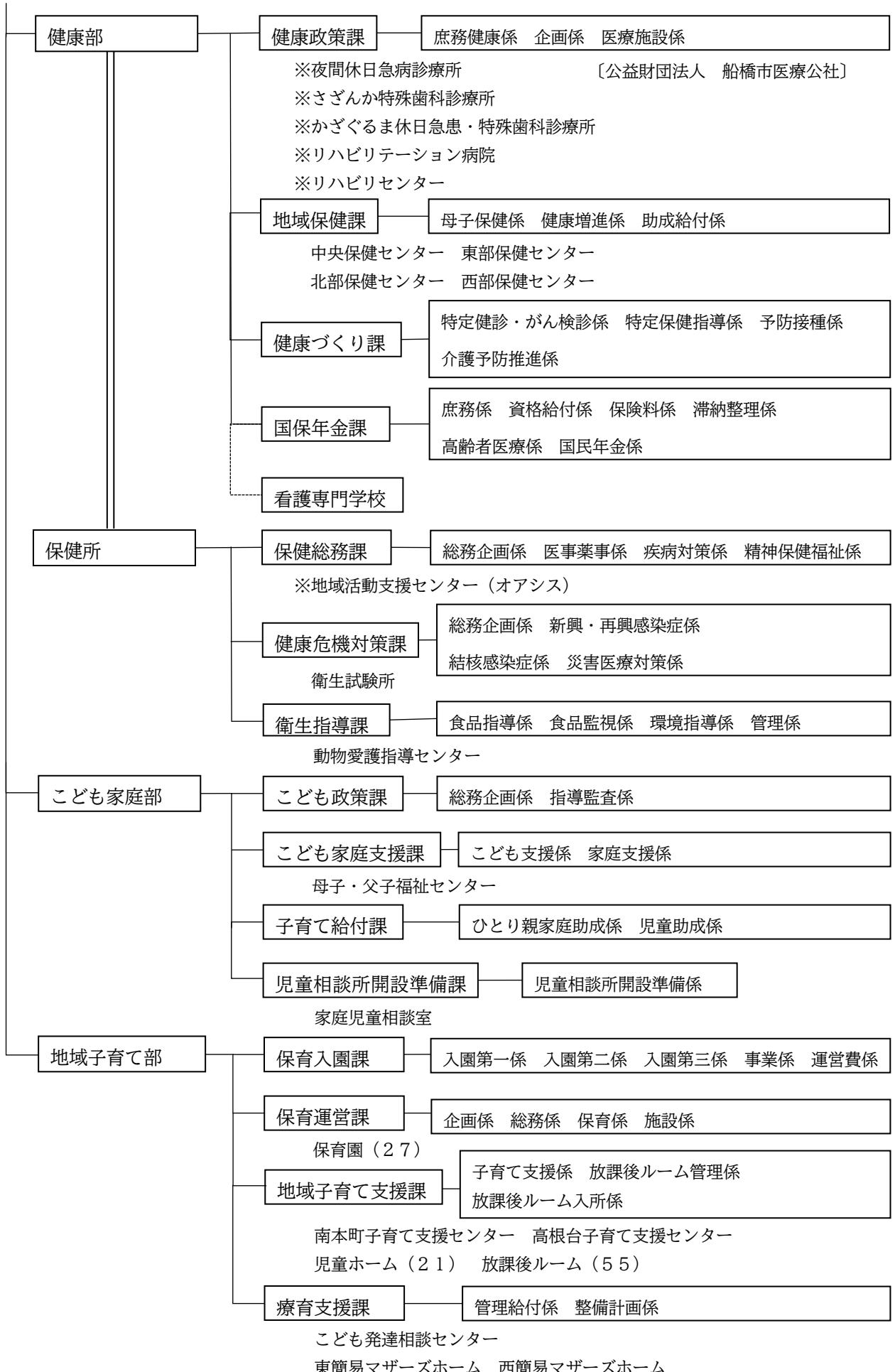
# 健康福祉局組織図

(※は指定管理者制度導入施設)

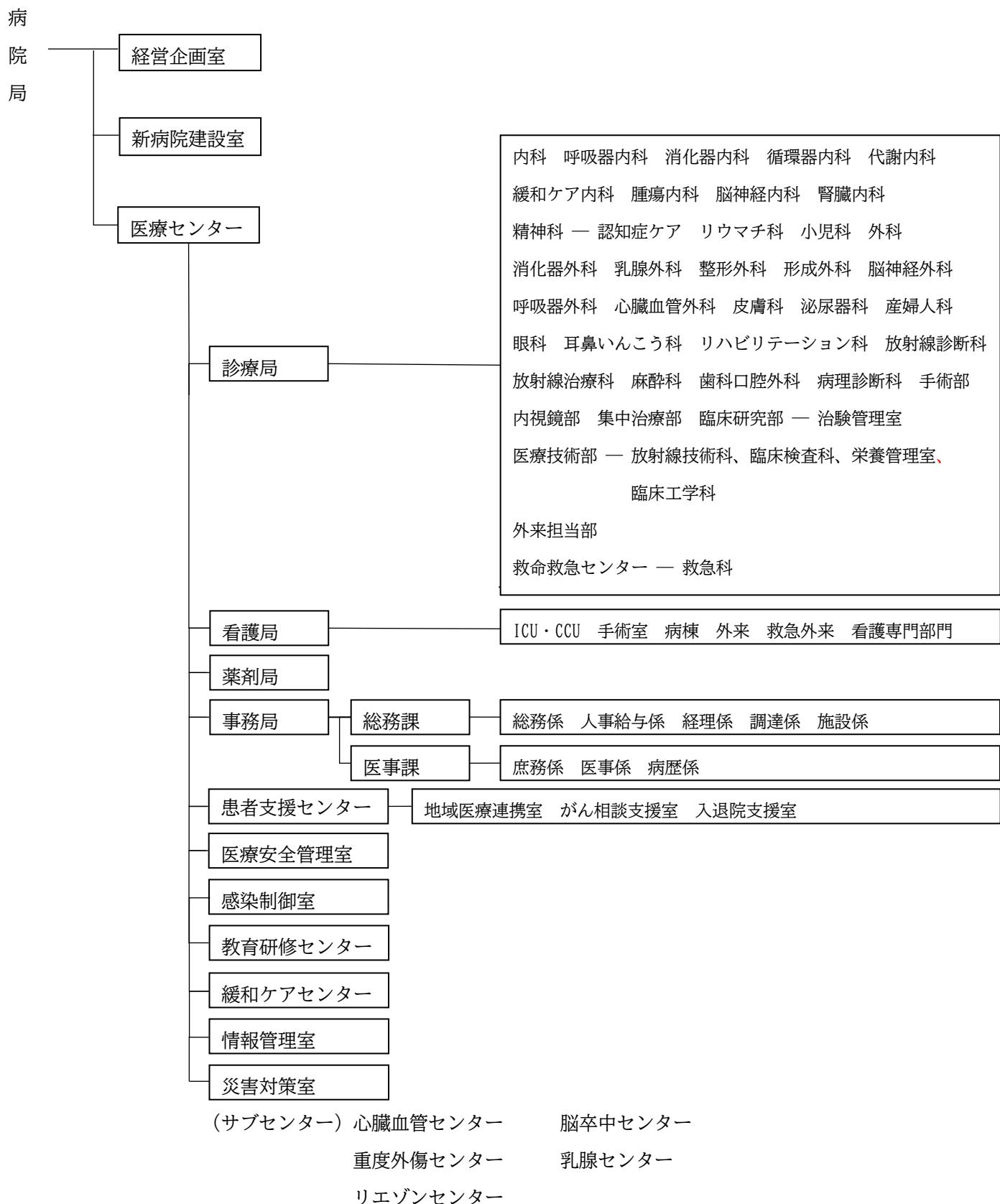
令和7年4月1日現在

健康  
福  
祉  
局





## 病院局組織図



## 福祉サービス部各課の分掌事務

### 福祉政策課

- (1) 地域福祉の推進についての企画立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 重層的支援体制の整備に関すること。
- (4) 孤独・孤立対策に関すること。
- (5) 社会福祉審議会に関すること。
- (6) 社会福祉法第21条に規定する訓練に関すること。
- (7) 福祉ガイドコーナーに係る出張所及び関係各課との連絡調整に関すること。
- (8) 保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (9) 健康福祉局（以下この項において「局」という。）内事務データの集積及び分析に関すること。
- (10) 局の所管する事務事業の進行管理に関すること。
- (11) 局内の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (12) 局内他の部及び部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (13) 局及び部の庶務に関すること。

### 地域福祉課

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 主任児童委員に関すること。
- (4) 民生委員推薦会に関すること。
- (5) 社会福祉協議会に関すること。
- (6) 引揚者及び帰還業務に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺家族等の弔慰金に関すること。
- (8) 戦没者の慰靈及び遺家族の援護に関すること。
- (9) 中国残留邦人等の支援（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (11) 災害応急救助に関すること。
- (12) 災害見舞金及び災害弔慰金に関すること。
- (13) 住宅等災害復旧資金の利子補給に関すること。
- (14) 保健と福祉の総合相談に関すること。
- (15) 多機関協働事業に関すること。
- (16) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関すること。
- (17) 参加支援事業に関すること。
- (18) 生活困窮者自立支援法（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) ホームレス対策に関すること。
- (20) 福祉有償運送運営協議会に関すること。

### 障害福祉課

- (1) 障害者及び障害児（他の課の所管に属するものを除く。以下「障害者等」という。）の福祉施策の調査研究及び調整に関すること。
- (2) 障害者等の福祉に係る計画に関すること。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (4) 介護給付費及び訓練等給付費に関すること。
- (5) 障害者介護給付費等認定審査会に関すること。
- (6) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (7) 身体障害者福祉作業所太陽に関すること。
- (8) 光風みどり園に関すること。
- (9) 北総育成園に関すること。

- (10) 身体障害者福祉ホーム若葉に関すること。
- (11) 障害者等福祉団体の活動支援に関すること。
- (12) 心身障害者福祉タクシーに関すること。
- (13) 障害者等に対する手当の支給に関すること。
- (14) 心身障害者住宅整備資金の貸付け及び重度障害者住宅改造費の助成に関すること。
- (15) 自立支援医療費（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (16) 障害者等の医療費の助成（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 地域生活支援事業に関すること。
- (18) 障害者施設等への整備及び運営の助成に関すること。
- (19) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関すること。
- (20) 障害者の虐待防止に関すること。
- (21) その他障害者等の福祉に関すること。

## 生活支援課

- (1) 生活保護法に基づく保護の決定、開始、変更及び通知に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく保護の停止、廃止及び通知に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく指導又は指示に関すること。
- (4) 生活保護法に基づく相談及び助言に関すること。
- (5) 生活保護法に基づく報告、調査又は検診並びに申請の却下に関すること。
- (6) 生活保護法に基づく保護の方法に関すること。
- (7) 生活保護法に基づく届出の受理に関すること。
- (8) 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護法に基づく進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (10) 生活保護法に基づく被保護者が返還する額の決定に関すること。
- (11) 生活保護法に基づく遺留金品の処分に関すること。
- (12) 生活保護法に基づく申立に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく費用等徴収金の徴収に関すること。
- (14) 生活保護法に基づく保護金品返還の免除に関すること。
- (15) 生活保護法に基づく後見人選任の請求に関すること。
- (16) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付のうち給付金に関すること。
- (17) 被生活保護者に係る法外援護に関すること。
- (18) 生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止及び休止の認可及び指導等に関すること。
- (19) 生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機関等の指定、指定の取消し、指導及び検査等に関すること。

## 指導監査課

- (1) 社会福祉法人の設立等の認可等及び指導監査に関すること。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関すること。
- (3) 社会福祉施設の認可等及び指導監査（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 老人福祉法等に基づく届出及び指導等に関すること。
- (5) 介護保険サービス事業者等の指定等及び指導監査に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児通所支援事業者等を含む。）の指定等及び指導監査に関すること。
- (7) 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業等を含む。）の届出等に関すること。
- (8) 地域生活支援事業所及び地域活動支援センターの登録及び指導等に関すること。
- (9) 生活困窮者のために無料又は低額で行う事業の届出及び指導等に関すること。

## 高齢者福祉部各課の分掌事務

### 高齢者福祉課

- (1) 老人クラブの支援に関すること。
- (2) 敬老事業に関すること。
- (3) 高齢者の生きがい対策事業に関すること。
- (4) ゲートボール場の管理及び運営に関すること。
- (5) 老人憩の家の管理及び運営に関すること。
- (6) 養護老人ホームへの入所措置に関すること。
- (7) 日常生活用具の給付等に関すること。
- (8) 高齢者住宅整備資金の貸付け及び高齢者住宅改造費の助成に関すること。
- (9) ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関すること。
- (10) 高齢者福祉タクシーに関すること。
- (11) 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関すること。
- (12) 在宅高齢者の家族介護者支援事業に関すること。
- (13) 訪問理美容事業に関すること。
- (14) はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関すること。
- (15) ファミリー・サポート・センター事業（介護）に関すること。
- (16) 高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関すること。
- (17) ケアハウス市立船橋長寿園に関すること。
- (18) 福祉サービス公社に関すること。
- (19) 生きがい福祉事業団に関すること。
- (20) 老人福祉センターに関すること。
- (21) 市立老人デイサービスセンターに関すること。
- (22) 特別養護老人ホーム朋松苑に関すること。
- (23) 福祉会館及びケア・リハビリセンターに関すること。
- (24) 障害者控除対象者の認定に関すること。
- (25) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (26) 部の庶務に関すること。

### 地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム推進本部に関すること。
- (3) 船橋在宅医療ひまわりネットワークに関すること。
- (4) 船橋市在宅医療支援拠点に関すること。
- (5) 介護人材バンク事業に関すること。
- (6) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関すること。
- (7) 介護予防事業のケアマネジメントに関すること。
- (8) 指定介護予防支援事業所(地域包括支援センターの設置者に係るものに限る。)に関すること。
- (9) 高齢者の虐待防止に関すること。
- (10) 成年後見制度利用促進基本計画に関すること。
- (11) 権利擁護サポートセンター事業に関すること。
- (12) 認知症施策推進計画に関すること。
- (13) 認知症施策の推進（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (14) その他医療・介護連携（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。

### 介護保険課

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業の普及に関すること。
- (3) 介護保険の証明に関すること。
- (4) 介護保険事業運営協議会に関すること。
- (5) 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- (6) 介護給付に関すること。

- (7) 予防給付に関すること。
- (8) 市町村特別給付に関すること。
- (9) 介護保険一部負担金に関すること。
- (10) 介護認定審査会に関すること。
- (11) 要介護又は要支援の認定に関すること。
- (12) 介護保険料の賦課、収納及び督励に関すること。
- (13) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
- (14) 介護保険料の調査及び統計に関すること。
- (15) 介護保険料の滞納整理に関すること。
- (16) その他介護保険に関すること。

## 健康部各課の分掌事務

### 健康政策課

- (1) 健康施策に関する調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉問題懇談会に関すること。
- (3) ふなばし健やかプラン21に関すること。
- (4) 献血事業及び献血推進協議会に関すること。
- (5) 看護師の確保に関すること。
- (6) 看護師等養成修学資金の貸付けに関すること。
- (7) 健康医療電話相談事業に関すること。
- (8) 夜間休日急病診療所に関すること。
- (9) かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所に関すること。
- (10) さざんか特殊歯科診療所に関すること。
- (11) リハビリテーション病院に関すること。
- (12) リハビリセンターに関すること。
- (13) 医療公社に関すること。
- (14) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (15) 保健所との連絡調整に関すること。
- (16) 病院局との連絡調整に関すること。
- (17) 看護専門学校との連絡調整に関すること。
- (18) 保健福祉センターの管理に関すること。
- (19) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (20) 部の庶務に関すること。

### 地域保健課

- (1) 健康増進法に基づく健康増進事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 母子保健法に基づく母子保健に関する事業に関すること。
- (3) 母子健康手帳に関すること。
- (4) 子育て世代包括支援センター事業に関すること。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- (6) 妊婦のための支援給付に関すること。
- (7) 産後ケア事業に関すること。
- (8) 養育医療、療育医療及び自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること。
- (9) 栄養保健指導に関すること。
- (10) 食育推進事業に関すること。
- (11) 食生活改善推進事業に関すること。
- (12) 歯科保健事業に関すること。
- (13) 保健センターに関すること。
- (14) 地域保健及び職域保健の連携推進に関すること。
- (15) 統括保健師業務に関すること。
- (16) 健康部の学生実習指導受入れに関すること。

### 健康づくり課

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る保健事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健康診査事業等（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 各種がん検診に関すること。
- (5) 各種検診結果の処理に関すること。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 予防接種委員会に関すること。
- (8) 千葉県市町村総合事務組合に関すること（住民の予防接種事故の救済措置に関することに限る。）。
- (9) 介護予防事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) ふなばしシルバーリハビリ体操に関すること。
- (11) 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること。

## 国保年金課

- (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険の証明に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- (5) 保険給付に関すること。
- (6) 高額療養費貸付基金に関すること。
- (7) 国民健康保険料の賦課、収納及び督励に関すること。
- (8) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
- (9) 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
- (10) 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
- (11) 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (12) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 診療報酬の審査及び支払に関すること。
- (15) 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (16) 後期高齢者医療に関すること。
- (17) 国民年金の調査及び統計に関すること。
- (18) 老齢福祉年金に関すること。
- (19) 基礎年金番号通知書に関すること。
- (20) 国民年金給付裁判に関すること。
- (21) 拠出年金に関すること。
- (22) 国民年金保険料の免除に関すること。

## 看護専門学校

- (1) 看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関すること。
- (2) 学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関すること。
- (3) 学生の募集に関すること。
- (4) 学生の入学、休学、退学及び卒業に関すること。
- (5) 校舎等の管理に関すること。

## 保健所各課の分掌事務

### 保健総務課

- (1) 地域保健思想の普及及び向上に関すること。
- (2) 地域保健に係る企画調整に関すること。
- (3) 地域保健に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 地域保健に係る統計情報の提供に関すること。
- (5) 地域保健関係職員の育成に関すること。
- (6) 保健所の学生実習指導の受入れに関すること。
- (7) 地域保健推進協議会に関すること。
- (8) 医薬品その他防疫資料に関すること。
- (9) 保健師、助産師、看護師等の身分に関すること。
- (10) 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法に関すること。
- (11) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること。
- (12) 死体解剖保存法に関すること。
- (13) 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関すること。
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法及び薬剤師法に関すること。
- (15) 栄養指導に関すること。
- (16) 調理師免許に関すること。
- (17) 栄養士の身分に関すること。
- (18) 食品の表示（保健事項に限る。）に関すること。
- (19) 母体保護法第15条に関すること。
- (20) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関すること。
- (21) 難病の患者に対する医療等に関する法律に関すること。
- (22) 難病患者への援助金に関すること。
- (23) 小児慢性特定疾病に関すること。
- (24) 肝炎治療に対する医療費助成事業に関すること。
- (25) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関すること。
- (26) 原爆被爆者見舞金に関すること。
- (27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を除く。）。
- (28) 精神障害者社会復帰事業に関すること。
- (29) 地域活動支援センターに関すること。
- (30) 保健所内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (31) 保健所の庶務に関すること。

### 健康危機対策課

- (1) 健康危機管理の統括に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。
- (3) 衛生試験所に関すること。
- (4) 災害時支援対策に関すること。

### 衛生指導課

- (1) 食品衛生法に関すること。
- (2) 食品表示法(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関すること。
- (4) 狂犬病予防法に関すること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。
- (6) 動物愛護指導センターに関すること。
- (7) 遊泳用プールの衛生に関すること。
- (8) 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。

- (9) 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法に関すること。
- (10) 温泉法に関すること。
- (11) 化製場等に関する法律に関すること。
- (12) 水道法に関すること。
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること。
- (14) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。
- (15) 公衆浴場への助成及び指導に関すること。
- (16) そ族昆虫の駆除及び相談に関すること。
- (17) 水害時の消毒に関すること。

## こども家庭部各課の分掌事務

### こども政策課

- (1) 子育て支援施策の総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て会議に関すること。
- (4) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (5) 認定こども園、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び家庭的保育事業等に対する指導監査（認可基準に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること。
- (7) 認可外保育施設の指導監督に関すること。
- (8) 少子化対策に関すること。
- (9) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。

### こども家庭支援課

- (1) こども及び家庭等の相談及び支援に関すること。
- (2) ヤングケアラーの相談及び支援に関すること。
- (3) 子供の貧困対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。
- (5) 母子・父子福祉センターに関すること。
- (6) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。
- (7) 母子等ホームヘルパー派遣に関すること。
- (8) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。
- (9) 女性に対する配偶者暴力等の相談に関すること。
- (10) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (11) 女性相談支援員に関すること。

### 子育て給付課

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 子ども医療費の助成に関すること。
- (3) 児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関すること。
- (5) 母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金に関すること。
- (6) 小学校及び中学校入学援助金に関すること。
- (7) 施設入所児措置費扶助に関すること。
- (8) 大学受験料等支援事業に関すること。

### 児童相談所開設準備課

- (1) 児童相談所の整備に関すること。
- (2) 要保護児童等対策に関すること。
- (3) 家庭児童相談室に関すること。
- (4) 子育て世代包括支援センター事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。

## 地域子育て部各課の分掌事務

### 保育入園課

- (1) 保育行政（次号から第12号までに掲げる事務に限る。）の企画立案に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 保育に係る利用調整に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設等への給付及び補助に関すること。
- (5) 施設等利用費の支給（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関すること。
- (7) 休日保育に関すること。
- (8) 一時預かり事業に関すること。
- (9) 病児保育事業に関すること。
- (10) 認可外保育施設に係る補助に関すること。
- (11) 保育士の確保に関すること。
- (12) 保育士養成修学資金の貸付けに関すること。
- (13) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (14) 部の庶務に関すること。

### 保育運営課

- (1) 保育行政（他の課の所管に属するものを除く。）の企画立案に関すること。
- (2) 待機児童対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 認定こども園、保育所及び小規模保育事業の整備に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園、保育所及び家庭的保育事業等の認可等に関すること。
- (5) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定等に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等（他の課の所管に属するものを除く。）の確認等に関すること。
- (7) 認可外保育施設（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 公立保育所等の維持管理に関すること。
- (9) 保育に係る助言及び指導に関すること。
- (10) 家庭的保育事業に係る研修及び助言等に関すること。
- (11) 公立保育所等の大規模修繕に関すること。

### 地域子育て支援課

- (1) 地域子育て支援に関すること。
- (2) 子育て支援センターに関すること。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業（育児）に関すること。
- (4) 児童ホームに関すること。
- (5) 児童健全育成に関すること。
- (6) 放課後ルームに関すること。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関すること。

### 療育支援課

- (1) 療育施策の企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 障害児福祉計画に関すること。
- (3) こども発達相談センターに関すること。
- (4) 簡易マザーズホームに関すること。
- (5) 親子教室に関すること。
- (6) 障害児通所給付費等に関すること。
- (7) 障害児施設の利用契約及び請求事務に関すること。
- (8) 障害児施設利用費用の助成に関すること。
- (9) 障害児施設への整備及び運営の助成に関すること。
- (10) その他障害児の療育及び福祉（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。

## 病院局分掌事務

### 経営企画室

- (1) 病院事業の総合的な企画及び経営に関すること。
- (2) 病院事業の運営に係る総合調整及び調査研究に関すること。
- (3) 病院局及び経営企画室の庶務に関すること。
- (4) その他病院事業の運営の総括に関すること。

### 新病院建設室

- (1) 病院の建替えに関すること。

### 医療センター

#### 診療局

- (1) 患者の診療及びその記録に関すること。
- (2) 臨床的研究に関すること。
- (3) 保健指導及び相談に関すること。
- (4) 診断書及び療養証明書に関すること。
- (5) 放射線による治療及び諸検査に関すること。
- (6) リハビリテーションに関すること。
- (7) 生化学、細菌、病理、生理その他の臨床検査及び採血に関すること。
- (8) 消化器系の各種内視鏡検査に関すること。
- (9) 臨床研修医制度に関すること。
- (10) 治験に関すること。
- (11) 患者等の給食に関すること。
- (12) 栄養指導及び相談に関すること。
- (13) 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。
- (14) 診療室、手術室、放射線室、機能回復訓練室、検査室、内視鏡室、集中治療室、化学療法室及び栄養相談室の管理に関すること。
- (15) 物品の管理に関すること。
- (16) その他医療に関すること。

#### 診療局・救命救急センター

- (1) 救急患者及び重篤救急患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者及び重篤救急患者の入退院に関すること。
- (3) 救急医療に係る医学研究に関すること。
- (4) 高規格救急車による救急医療に関すること。
- (5) 救命救急センターの管理に関すること。
- (6) その他救急医療に関すること。

#### 看護局

- (1) 患者の看護及び診療補助に関すること。
- (2) 看護師の勤務指導に関すること。
- (3) 看護師の教養研修に関すること。
- (4) 病棟及び中央材料室の管理に関すること。
- (5) 物品の管理に関すること。
- (6) その他看護に関すること。

#### 薬剤局

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬品の検査及び管理に関すること。
- (3) 薬事の統計に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) その他薬事に関すること。

### **事務局・総務課**

- (1) 医療センターの事業に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 職員の人事、労務管理、給与、福利厚生及び研修に関すること。
- (3) 医療センターの組織及び定数に関すること。
- (4) 文書の収発、審査及び保存に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 各種調査、統計及び許認可申請に関すること。
- (7) 病院関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 予算及び決算に関すること。
- (9) 資金の管理及び運用に関すること。
- (10) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (11) 出納等取扱金融機関に関すること。
- (12) 支払事務に関すること。
- (13) 財産の取得及び処分に関すること。
- (14) 物品の購入、検収及び出納に関すること。
- (15) 契約事務に関すること。
- (16) 医療センター及び附属施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 医療センター内の取締りに関すること。
- (18) 共用図書の管理に関すること。
- (19) 車両の管理に関すること。
- (20) 医療センター及び課の庶務に関すること。

### **事務局・医事課**

- (1) 外来患者の診療受付に関すること。
- (2) 診療費等の請求に関すること。
- (3) 診療録の送達、整理及び保管に関すること。
- (4) 診断書及び療養証明に関すること。
- (5) 患者の入退院事務に関すること。
- (6) 各種診療報酬の請求に関すること。
- (7) 医事に関する統計及び各種報告に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

### **患者支援センター**

- (1) 地域医療の連携に関すること。
- (2) 医療福祉業務に関すること。
- (3) がん相談支援に関すること。
- (4) その他患者等の相談に関すること。
- (5) 入院支援等に関すること。
- (6) クリニカルパスの推進に関すること。

### **医療安全管理室**

- (1) 医療センター内の医療事故に係る問題点の把握及び解決に関すること。
- (2) 医療安全対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 関係部署等との連携及び協力に関すること。
- (4) 各部署のセイフティマネジャーの指名に関すること。
- (5) 医療安全対策の実施結果の評価に関すること。
- (6) 医療安全環境の整備に関すること。
- (7) 患者及びその家族と医療従事者との相互信頼及び協力関係の確立に関すること。
- (8) その他医療安全管理に関すること。

### **感染制御室**

- (1) 感染予防に関すること。
- (2) 感染発生時の対応に関すること。

- (3) 感染対策に係る研修、啓発、広報等に関すること。
- (4) その他院内感染に関する各種調査統計等に関すること。

#### **教育研修センター**

- (1) 臨床研修医制度に関すること。
- (2) 職員研修の企画及び実施に関すること。
- (3) 学生実習指導の受入れに関すること。
- (4) 看護師特定行為の管理及び運用に関すること。

#### **緩和ケアセンター**

- (1) 専門的緩和ケアの提供に関すること。
- (2) 緩和ケアに係る研修会等の開催に関すること。
- (3) その他緩和ケアに関すること。

#### **情報管理室**

- (1) 医療センターの情報システム全般の整備計画に関すること。
- (2) 医療情報システムの構築及び調整に関すること。
- (3) 医療情報システムの運用及び管理に関すること。
- (4) 医療情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。

#### **災害対策室**

- (1) 災害、防災に係る涉外に関すること。
- (2) 災害対応マニュアル、災害BCPに関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 災害対策本部の運営に関すること。
- (5) 災害用品の管理に関すること。
- (6) 災害拠点病院に関すること。
- (7) DMATに関すること。
- (8) 防災委員会の事務局に関すること。

## 令和7年度一般会計予算の構成割合（当初予算）

### (1) 歳 入

(単位：千円、%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 市税	113,712,900	44.3	105,913,000	45.0	7,799,900	7.4
15 地方譲与税	982,900	0.4	963,900	0.4	19,000	2.0
20 利子割交付金	100,100	0.0	50,800	0.0	49,300	97.0
21 配当割交付金	815,000	0.3	723,400	0.3	91,600	12.7
23 株式等譲渡所得割交付金	967,400	0.4	597,300	0.3	370,100	62.0
24 地方消費税交付金	16,981,200	6.6	14,189,300	6.0	2,791,900	19.7
25 ゴルフ場利用税交付金	3,100	0.0	3,200	0.0	△100	△3.1
26 法人事業税交付金	1,273,600	0.5	1,170,500	0.5	103,100	8.8
30 自動車取得税交付金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
31 環境性能割交付金	239,700	0.1	173,900	0.1	65,800	37.8
35 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
37 地方特例交付金	1,063,100	0.4	3,389,600	1.4	△2,326,500	△68.6
40 地方交付税	8,782,800	3.4	10,400,800	4.4	△1,618,000	△15.6
45 交通安全対策特別交付金	53,600	0.0	58,400	0.0	△4,800	△8.2
50 分担金及び負担金	1,292,900	0.5	1,375,800	0.6	△82,900	△6.0
55 使用料及び手数料	4,703,500	1.8	4,559,300	1.9	144,200	3.2
60 国庫支出金	51,957,000	20.2	44,939,100	19.1	7,017,900	15.6
65 県支出金	17,047,700	6.6	16,059,900	6.8	987,800	6.2
70 財産収入	729,800	0.3	606,700	0.3	123,100	20.3
75 寄附金	1,694,300	0.7	1,360,500	0.6	333,800	24.5
80 繰入金	7,293,600	2.9	6,502,800	2.8	790,800	12.2
85 繰越金	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
90 諸収入	9,539,500	3.7	9,356,800	4.0	182,700	2.0
95 市債	17,066,200	6.7	12,354,900	5.3	4,711,300	38.1
合 計	256,800,000	100.0	235,250,000	100.0	21,550,000	9.2

### (2) 歳 出

目的別

(単位：千円、%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 議会費	1,030,900	0.4	977,900	0.4	53,000	5.4
15 総務費	22,858,800	8.9	18,640,300	7.9	4,218,500	22.6
20 民生費	124,277,200	48.4	114,567,800	48.7	9,709,400	8.5
25 衛生費	18,552,400	7.2	18,012,000	7.7	540,400	3.0
30 労働費	199,500	0.1	202,400	0.1	△2,900	△1.4
35 農林水産業費	524,200	0.2	581,100	0.2	△56,900	△9.8
40 商工費	4,426,900	1.7	4,250,000	1.8	176,900	4.2
45 土木費	26,672,500	10.4	22,944,000	9.8	3,728,500	16.3
50 消防費	7,359,800	2.9	7,616,000	3.2	△256,200	△3.4
55 教育費	30,657,000	11.9	28,855,600	12.3	1,801,400	6.2
65 公債費	19,940,800	7.8	18,302,900	7.8	1,637,900	8.9
75 予備費	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
合 計	256,800,000	100.0	235,250,000	100.0	21,550,000	9.2

## 健康福祉局各課別当初予算

### 福 祉 サ ー ビ ス 部

(単位：千円)

課 名	科 目	7 年 度
福祉政策課	社会福祉総務費	19,466
	老人福祉費	10,160
	計	29,626
地域福祉課	定額減税補足給付金給付事業費	1,768,400
	社会福祉総務費	585,471
	老人福祉費	84,724
	災害救助費	11,610
	計	2,450,205
障害福祉課	社会福祉総務費	593
	障害者福祉費	15,007,438
	障害者福祉施設費	271,950
	児童措置費	428,651
	計	15,708,632
生活支援課	社会福祉総務費	37,388
	生活保護総務費	94,400
	扶助費	16,971,600
	計	17,103,388
指導監査課	社会福祉総務費	3,552
	計	3,552

### 高 齢 者 福 祉 部

(単位：千円)

課 名	科 目	7 年 度
高齢者福祉課	社会福祉総務費	111,312
	老人福祉費	2,026,438
	老人福祉施設費	620,416
	計	2,758,166
地域包括ケア推進課	社会福祉総務費	10,906
	老人福祉費	528,048
	計	538,954
介護保険課	社会福祉総務費	8,449,400
	老人福祉費	82,136
	計	8,531,536

## 健 康 部

(単位：千円)

課 名	科 目	7 年 度
健康政策課	老人福祉施設費	19,484
	保健衛生総務費	2,350,437
	保健活動費	19,610
	保健施設費	495,857
	計	2,885,388
地域保健課	保健衛生総務費	1,286,631
	保健活動費	64,384
	保健施設費	27,162
	計	1,378,177
健康づくり課	保健衛生総務費	15,690
	予防費	2,138,215
	保健活動費	1,244,755
	老人福祉費	498,286
	計	3,896,946
国保年金課	社会福祉総務費	5,777,600
	老人福祉費	7,808,728
	国民年金費	3,270
	計	13,589,598
看護専門学校	看護専門学校費	61,900
	計	61,900

## 保 健 所

(単位：千円)

課 名	科 目	7 年 度
保健総務課	社会福祉総務費	1,131
	障害者福祉費	217,092
	保健衛生総務費	203,127
	予防費	3,503
	保健施設費	32,701
	保健所費	10,774
	計	468,328
健康危機対策課	予防費	54,917
	保健活動費	8,891
	保健所費	19,520
	計	83,328
衛生指導課	予防費	6,175
	環境衛生費	34,097
	保健所費	13,406
	計	53,678

## こども家庭部

(単位：千円)

課名	科目	7年度
こども政策課	社会福祉総務費	518
	児童福祉総務費	14,214
	計	14,732
こども家庭支援課	社会福祉総務費	501
	児童福祉総務費	124,720
	母子福祉費	58,988
	計	184,209
子育て給付課	児童福祉総務費	23,428
	児童措置費	18,168,141
	母子福祉費	131,362
	計	18,322,931
児童相談所開設準備課	児童福祉総務費	13,998
	児童福祉施設費	3,296,934
	計	3,310,932

## 地域子育て部

(単位：千円)

課名	科目	7年度
保育入園課	児童福祉総務費	5,496,541
	保育所費	16,755,990
	計	22,252,531
保育運営課	児童福祉総務費	167,922
	保育所費	1,222,737
	計	1,390,659
地域子育て支援課	児童福祉総務費	27,927
	児童福祉施設費	711,945
	計	739,872
療育支援課	児童福祉総務費	101,479
	児童措置費	4,550,358
	児童福祉施設費	30,955
	計	4,682,792

## 特別会計当初予算

### 国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 国民健康保険料	10,333,400
15 国庫支出金	273,700
25 県支出金	34,055,200
33 財産収入	600
35 繰入金	5,784,400
40 繰越金	100
45 諸収入	174,600
計	50,622,000

### 国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 総務費	1,356,900
15 保険給付費	33,546,100
21 国民健康保険事業費納付金	15,053,000
30 保健事業費	486,000
35 諸支出金	80,000
40 予備費	100,000
計	50,622,000

### 後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳入）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 後期高齢者医療保険料	8,431,000
15 使用料及び手数料	100
16 国庫支出金	134,400
20 繰入金	1,662,800
25 繰越金	100
30 諸収入	42,600
計	10,271,000

### 後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 総務費	385,400
15 後期高齢者医療広域連合納付金	9,850,100
20 諸支出金	25,500
25 予備費	10,000
計	10,271,000

## 介護保険事業特別会計当初予算（歳入）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 介護保険料	12,163,900
15 国庫支出金	12,014,200
20 支払基金交付金	14,108,200
25 県支出金	7,476,200
30 財産収入	2,000
40 繰入金	8,449,400
50 諸収入	55,100
計	54,269,000

## 介護保険事業特別会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 総務費	1,436,500
15 保険給付費	50,779,900
22 地域支援事業費	1,676,800
30 基金積立金	170,700
35 諸支出金	195,100
40 予備費	10,000
計	54,269,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳入）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 繰入金	1,000
20 繰越金	74,300
30 諸収入	41,700
計	117,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

科 目	7 年 度
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	22,500
15 公債費	57,900
20 諸支出金	26,600
25 予備費	10,000
計	117,000

## 病院事業会計当初予算

### (1) 収益的収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	7 年 度
1 医業収益	19,913,800
2 医業外収益	1,221,000
3 特別利益	69,200
計	21,204,000

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	7 年 度
1 医業費用	22,185,700
2 医業外費用	225,300
3 特別損失	106,000
4 予備費	30,000
計	22,547,000

### (2) 資本的収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	7 年 度
1 企業債	200,000
2 負担金	274,120
3 固定資産売却代金	80
計	474,200

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	7 年 度
1 建設改良費	738,800
2 企業債償還金	515,200
計	1,254,000

## 船橋市が関与する団体

### 社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

【船橋市所管課：地域福祉課】

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといいたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

(ホームページアドレス) <https://funabashi-shakyo.or.jp/about/page-998/>

### 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市福祉サービス公社は、船橋市内の高齢者、障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るために、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) [https://www.ffsk.or.jp/public\\_info/index.html](https://www.ffsk.or.jp/public_info/index.html)

### 公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市生きがい福祉事業団は、船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母・寡婦を会員とし、経験や技能、能力を生かした、臨時的・短期的またはその他の軽易な就業の機会を確保し、提供することにより、就業等を通じて高齢者等の生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) <http://f-ikigai.sakura.ne.jp/center/>

### 公益財団法人 船橋市医療公社

【船橋市所管課：健康政策課】

公益財団法人船橋市医療公社は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的としています。

平成23年10月から平成24年3月までは、夜間休日急病診療所の開設及び運営を行い、平成24年4月からは、市が開設者となった同診療所の指定管理者として管理運営を行っています。

(ホームページアドレス) <https://www.fik.or.jp/overview/>

※各ホームページアドレスは、各団体の前年度事業実績について掲載しています。

## ★ 保健福祉の概要 ★

令和 7 年版

(令和 6 年度実績)

令和 7 年 1 月

発行：船橋市健康福祉局・病院局

千葉県船橋市湊町 2-10-25

電話 047 (436) 2384

【中面】



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用